簡易入力システム
レベルアップマニュアル
（障害児支援編）
＜Ver2.22＞

Ver2.22.2 対応版

国民健康保険中央会

国民健康保険中央会の許可なく複製、改変を行うことはできません。
本書の内容に関しては将来予告なしに変更することがあります。
また、本システムにより生じたいかなる損害についても本会では責任を負いかねますのであらかじめご了解のうえ、システムをご使用ください。

◆◆目次◆◆

はじめに 1

1. 修正内容 2

2. 簡易入力システム Ver2.22 のインストール方法 13

2.1. 自動アップデート機能でインストールする方法 13
2.2. インストーラをダウンロードしてインストールする方法 16

3. 動作確認方法 20

3.1. 簡易入力システムの起動 20
3.2. バージョン情報の確認 22

4. 平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応について 27

4.1. 様式番号の変更に伴う対応について 27
4.2. サービス提供実績記録票入力メニュー 28
4.2.1. 画面の変更 28
4.3. 請求明細書入力メニュー 29
4.3.1. 画面の変更 29
4.4. 事業所情報保守 30
4.4.1. 事業所情報(基本) 30
4.4.2. 事業所情報(明細) 31
4.5. 支給決定情報保守 38
4.5.1. 入力項目 38
4.6. 契約内容情報保守 40
4.6.1. 入力項目 40
4.7. 処遇改善情報保守 42
4.7.1. 処遇改善情報(基本) 42
4.7.2. 処遇改善情報(明細) 43
4.8. 単位数表標準マスタ表示 44
4.8.1. 画面の変更 44
4.9. 情報照会 45
4.9.1. 点検の追加 45
4.10. 基本情報入力内容確認 47
4.10.1. 画面の変更 47
4.10.2. 点検の追加 48
4.11. 請求明細書自動作成確認 50
4.11.1. 点検の追加 50
4.11.2. 請求明細書自動作成内容の変更 52
4.12. 請求情報作成 53
4.12.1. 画面の制御 53
4.12.2. 点検の追加 54
4.13. 情報抽出 60

4.13.1. 画面の制御 60
4.14. 請求内容管理管理 61
4.14.1. 画面の変更 61
4.15. 送信内容確認 62
4.15.1. 画面の変更 62
4.16. 帳票印刷 63
4.16.1. 画面の変更 63
4.17. サービス提供実績記録入力 64
4.17.1. 障害児入所支援提供実績記録入力 64
4.17.2. 児童発達支援提供実績記録入力 73
4.17.3. 医療型児童発達支援提供実績記録入力 84
4.17.4. 放課後等デイサービス提供実績記録入力 92
4.17.5. 保育所等訪問支援提供実績記録入力 103
4.17.6. 居宅訪問型児童発達支援提供実績記録入力 109
4.18. 相談支援給付費請求書入力 112
4.18.1. 障害児相談支援給付費請求書入力及び特例障害児相談支援給付費請求書入力 112
4.19. 請求明細書入力 121
4.19.1. 障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力及び特例障害児通所給付費等明細書入力 121
4.20. 利用者負担上限額管理結果入力 132
4.20.1. 点検の追加 132
4.21. 請求情報印刷 133
4.21.1. 障害児入所支援提供実績記録票 133
4.21.2. 児童発達支援提供実績記録票 134
4.21.3. 医療型児童発達支援提供実績記録票 135
4.21.4. 放課後等デイサービス提供実績記録票 136
4.21.5. 保育所等訪問支援提供実績記録票 137
4.21.6. 居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票 138
4.21.7. 障害児相談支援給付費請求書 139
4.21.8. 障害児相談支援給付費明細書 140
4.21.9. 特例障害児相談支援給付費請求書 141
4.21.10. 特例障害児相談支援給付費明細書 142
4.21.11. 障害児通所給付費・入所給付費等請求書 143
4.21.12. 障害児通所給付費・入所給付費等明細書 144
4.21.13. 契約内容報告書 145
4.22. 詳細メニュー 148
4.22.1. 画面の制御 148
4.23. チュートリアル機能 149
4.23.1. 画面の変更 149
4.24. 自動アップデート設定 150
4.24.1. 画面の変更 150

5. レベルアップ後の設定手順について 151

5.1. 平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応に対する設定手順 151
5.2. 地域区分の確認 152
5.3. 基本情報の登録 153

6. トラブルシューティング 158

7. 問い合わせ 160

はじめに

今回のレベルアップでは、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応を行っています。

このマニュアルでは、簡易入力システム Ver2.22 をインストールする方法及び修正内容について説明します。
インストール等の導入作業については、管理者権限のあるアカウントで行ってください。
なお、簡易入力システムの Ver2.22 提供に伴う修正内容については、[P2　1．修正内容]を参照してください。
また、このマニュアルでは、簡易入力システム Ver2.21 がインストールされていることを前提に説明しています。

登録商標について

- Microsoft、Windows、Internet Explorer は
  米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- Adobe Acrobat Reader、Adobe PDF ロゴは、Adobe Systems Incorporated(アドビ システムズ社)の商標です。
- その他、本マニュアルに記載されている会社名、製品・サービス名は各社の登録商標、または商標です。

1. 修正内容

今回のレベルアップに伴った修正内容について説明します。

各機能の操作方法等の詳細については、[電子請求受付システム　操作マニュアル(簡易入力／障害児支援編)]、または[電子請求受付システム　操作マニュアル(簡易入力／詳細メニュー編)]を参照してください。

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
1	事業所選択	○	○	簡易入力システム起動時に新元号に関するレジストリ情報が追加されていないかチェックを行うよう変更しました。	－
2	データコンバート	○	○	簡易入力システム起動時にデータの様式をチェックし、様式が古い場合、Ver2.22 用の新しい様式に変換されるよう修正しました。	－
3	サービス提供実績記録票入力メニュー	○	○	・居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の情報が登録できるよう[居宅訪問型児童発達支援]ボタンを追加しました。 ・居宅訪問型児童発達支援の様式に関する説明を追加しました。	P28
4	請求明細書入力メニュー	○	○	平成 30 年 4 月からの【障害児通所給付費・入所給付費】の様式説明に居宅訪問型児童発達支援の説明を追加しました。	P29
5	事業所情報保守	○	○	・【事業所情報(基本)】画面において、居宅訪問型児童発達支援の事業所情報を入力できるよう《サービス提供状況》欄に[居宅訪問型児童発達支援]を追加しました。 ・《法人等種別》欄に表示される名称について、[民法法人(社団・財団)]を[社団・財団]に変更しました。	P30
				【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、各サービスの算定項目を追加及び変更しました。	P31
				【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、《変更年月日》欄、《職員欠如による減算適用開始年月日》欄及び《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P37
6	支給決定情報保守	○	○	《サービス内容》欄に平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された決定サービスコードを入力できるよう変更しました。	P38
7	決定サービスコード検索	－	－	平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された決定サービスコードを選択できるよう変更しました。	P38

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
8	契約内容情報保守	○	○	《サービス内容》欄に平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された決定サービスコードを入力できるよう変更しました。	P40
9	支給決定サービスコード検索	－	－	平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された決定サービスコードを選択できるよう変更しました。	P40
10	処遇改善情報保守	○	○	【処遇改善情報(基本)】画面において、居宅訪問型児童発達支援の処遇改善情報を入力できるよう[居宅訪問型児童発達支援]を追加しました。	P42
				【処遇改善情報(明細)】画面において、《サービス種類》が居宅訪問型児童発達支援の場合、《適用開始年月》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P43
11	単位数表標準マスタ表示	○	○	平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目が表示されるよう変更しました。	P44
12	情報照会	－	－	【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面より表示される【情報照会】画面において、《複写先年月》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P45
13	基本情報入力内容確認	○	○	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された算定項目が表示されるよう変更しました。	P47
				・《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、児童発達支援で算定できない本体報酬が登録されないよう、【児童発達支援提供実績記録票】画面で《受給者証番号》欄入力時に点検を追加しました。 ・【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面より表示される【基本情報入力内容確認】画面において、《提供年月》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P48

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
14	請求明細書自動作成確認	－	－	《終了年月日》欄及び《回数》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P50
				以下のサービスについて、《提供年月》欄が平成30年4月以降、かつ基準該当事業所の場合、算定できない本体報酬及び加算について、自動作成されないよう変更しました。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	P52
15	請求情報作成	○	○	《請求年月日》欄が平成30年5月1日以降の場合、居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の請求情報を作成できるよう変更しました。	P53
				上限額管理事業所で上限額管理を行う場合、請求情報作成対象の障害児通所給付費・入所給付費等明細書及び特例障害児通所給付費等明細書に対応する利用者負担上限額管理結果票が請求情報の作成対象となっているかの点検を追加しました。	P54
16	情報抽出	○	○	《提供年月》欄が平成30年4月以降の場合、居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の請求情報を抽出できるよう変更しました。	P60
17	請求内容管理	－	○	《請求年月》欄が平成30年5月以降の場合、《請求内容　実績記録票》欄に、《居宅訪問型児童発達支援》欄を追加しました。	P61
18	送信内容確認	－	○	・《請求年月》欄が平成30年5月以降の場合、《送信内容詳細　実績記録票》欄に、《居宅訪問型児童発達支援》欄を追加しました。 ・《請求状況》欄に表示される名称について、[受付点検中]を[一次審査中]、[市町村審査中]を[二次審査中]に変更しました。	P62
19	帳票印刷	○	○	・《帳票名》欄の選択項目に[居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票]、[障害児相談支援給付費明細書]及び[特例障害児相談支援給付費明細書]を追加しました。 ・【障害児通所支援】の様式説明に居宅訪問型児童発達支援を追加しました。	P63

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
20	障害児入所支援提供実績記録入力	○	○	・《合計　地域移行加算》欄を追加し、《地域移行加算　入所中算定日》欄、《個別支援計画作成の有無》欄及び《地域移行加算》欄を変更しました。 ・《朝食》欄、《昼食》欄、《夕食》欄、《光熱水費》欄及び《地域移行加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。	P64
21	児童発達支援提供実績記録入力	○	○	・《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《事業所内相談支援加算》欄、《医療連携体制加算》欄及び《合計》欄を追加し、《個別支援計画作成の有無》欄を変更しました。 ・項目追加に伴い、画面サイズを変更しました。 ・《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《食事提供加算》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《医療連携体制加算》欄及び《事業所内相談支援加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、児童発達支援で算定されない本体報酬が登録されないよう、点検を追加しました。 ・契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。 ・平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。	P73

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
22	医療型児童発達支援 提供実績記録入力	○	○	・《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《事業所内相談支援加算》欄及び《合計》欄を追加し、《個別支援計画作成の有無》欄を変更しました。 ・項目追加に伴い、画面サイズを変更しました。 ・《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄及び《事業所内相談支援加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。 ・平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。	P84
23	放課後等デイサービス 提供実績記録入力	○	○	・《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《事業所内相談支援加算》欄、《医療連携体制加算》欄及び《合計》欄を追加し、《個別支援計画作成の有無》欄を変更しました。 ・項目追加に伴い、画面サイズを変更しました。 ・《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《事業所内相談支援加算》欄及び《医療連携体制加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。 ・平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。	P92

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
24	保育所等訪問支援提供実績記録入力	○	○	・《家庭連携加算(提供時間)》欄、《家庭連携加算(算定時間)》欄、《初回加算》欄及び《合計》欄を追加し、《個別支援計画作成の有無》欄を変更しました。 ・《家庭連携加算(提供時間)》欄、《家庭連携加算(算定時間)》欄及び《初回加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。 ・平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。	P103
25	居宅訪問型児童発達支援 提供実績記録入力	○	○	・居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の情報を登録できるよう【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面を新しく追加しました。 ・《提供年月》欄、《受給者証番号》欄、《通所施設移行支援加算(算定日)》欄、《算定日数》欄及び《備考》欄の入力内容について、各項目の入力制限の点検を行います。 ・契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。	P109
26	障害児相談支援給付費請求書入力	○	○	《サービス内容》欄、《合計単位数》欄及び《サービスコード》欄を変更しました。	P112
				・【受給者情報(詳細)】画面の《利用者負担上限額管理》タブの《管理事業所》欄に自事業所番号が入力されていない場合、《サービス内容》欄及び《サービスコード》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・《モニタリング日》欄、《サービス内容》欄及び《サービスコード》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P117

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
27	特例障害児相談支援 給付費請求書入力	○	○	《サービス内容》欄、《合計単位数》欄及び《サービスコード》欄を変更しました。	P112
				・【受給者情報(詳細)】画面の《利用者負担上限額管理》タブの《管理事業所》欄に自事業所番号が入力されていない場合、《サービス内容》欄及び《サービスコード》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・《モニタリング日》欄、《サービス内容》欄及び《サービスコード》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P117
28	相談支援給付費 サービスコード選択	－	－	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、受給者毎に複数のサービスコードを入力できるよう【相談支援給付費　サービスコード選択】画面を新しく追加しました。	P114
				本体報酬の《サービス内容》欄及び《単位数》欄、加算の《単位数》欄及び《回数》欄の入力、または設定内容について、各項目の入力制限及び項目間の整合性等の点検を行います。	P120
29	障害児通所給付費・入所給付費等 明細書入力	○	○	・《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、居宅訪問型児童発達支援のサービス種別、サービスコード及びサービス種類を入力できるよう変更しました。 ・日数情報、明細情報及び集計情報の明細表示部の並び順について、居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で表示されるよう変更しました。	P122

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
29	障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力	○	○	・【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面において、《開始年月日》欄及び《サービス種別》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面において、《サービスコード》欄及び《回数》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　集計情報】画面において、《利用者負担額②》欄及び《上限額管理後利用者負担額》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P123
				・【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面において、《終了年月日》欄の入力内容について、点検を変更しました。 ・【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面において、《サービスコード》欄の入力内容について、点検を変更しました。 ・【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　集計情報】画面において、《利用者負担額②》欄の入力内容について、点検を変更しました。	P128
30	特例障害児通所給付費等明細書入力	○	○	【請求サービスコード検索】画面において、《提供年月》欄が平成30年4月以降、かつ基準該当事業所の場合、表示されるサービスコードを絞込むよう変更しました。	P121
				・【特例障害児通所給付費等明細書　日数情報】画面において、《終了年月日》欄の入力内容について、点検を追加しました。 ・【特例障害児通所給付費等明細書　集計情報】画面において、《利用者負担額②》欄及び《上限額管理後利用者負担額》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P123
				《サービスコード》欄の入力内容について、点検を変更しました.。	P128
31	利用者負担上限額管理結果入力	○	○	《事業所番号》欄、《利用者負担額》欄及び《管理結果後利用者負担額》欄の入力内容について、点検を追加しました。	P132

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
32	障害児入所支援提供実績記録票 (確認リスト)	○	○	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《合計(地域移行加算)》欄が出力されるよう変更し、《地域移行加算(入所中算定日)》欄に斜線が出力されるよう変更しました。	P133
33	児童発達支援提供実績記録票 (確認リスト)	○	○	・平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目を出力できるよう帳票レイアウトを縦から横へ変更し、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《事業所内相談支援加算》欄、《医療連携体制加算》欄、《合計(事業所内相談支援加算)》欄、《合計(医療連携体制加算)》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄及び《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄が出力されるよう変更しました。 ・ページフッターの《サービス提供単位番号》欄、《個別支援計画作成の有無》欄、《合計ページ数》欄及び《ページ数》欄がページヘッダーに出力されるよう変更し、《合計》欄について、最終ページにのみ出力されるよう変更しました。	P134
34	医療型児童発達支援提供実績記録票 (確認リスト)	○	○	・平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目を出力できるよう帳票レイアウトを縦から横へ変更し、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《事業所内相談支援加算》欄、《合計(送迎加算)》欄、《合計(事業所内相談支援加算)》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄及び《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄が出力されるよう変更しました。 ・ページフッターの《個別支援計画作成の有無》欄、《合計ページ数》欄及び《ページ数》欄がページヘッダーに出力されるよう変更し、《合計》欄について、最終ページにのみ出力されるよう変更しました。	P135

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
35	放課後等デイサービス提供実績記録票(確認リスト)	○	○	・平成30年4月制度改正・報酬改定等への対応により追加される項目を出力できるよう帳票レイアウトを縦から横へ変更し、《提供年月》欄が平成30年4月以降の場合、《事業所内相談支援加算)》欄、《医療連携体制加算》欄、《合計(事業所内相談支援加算)》欄、《合計(医療連携体制加算)》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄及び《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄が出力されるよう変更しました。 ・ページフッターの《サービス提供単位番号》欄、《個別支援計画作成の有無》欄、《合計ページ数》欄及び《ページ数》欄がページヘッダーに出力されるよう変更し、《合計》欄について、最終ページにのみ出力されるよう変更しました。	P136
36	保育所等訪問支援提供実績記録票(確認リスト)	○	○	《提供年月》欄が平成30年4月以降の場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄、《家庭連携加算(算定時間)》欄、《初回加算》欄、《合計(家庭連携加算(提供回数))》欄、《合計(家庭連携加算(算定回数))》欄及び《合計(初回加算)》欄が出力されるよう変更しました。	P137
37	居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)	○	○	《提供年月》欄が平成30年4月以降の場合、登録された居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の情報を印刷できるよう[居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]を新しく追加しました。	P138
38	障害児相談支援給付費請求書(確認リスト)	○	○	《提供年月》欄が平成30年4月以降の場合、《サービスコード》欄に斜線が出力されるよう変更しました。	P139
39	障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)	○	○	《提供年月》欄が平成30年4月以降の場合、登録された障害児相談支援給付費明細書の情報を印刷できるよう[障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)]を新しく追加しました。	P140
40	特例障害児相談支援給付費請求書(確認リスト)	○	○	《提供年月》欄が平成30年4月以降の場合、《サービスコード》欄に斜線が出力されるよう変更しました。	P141

No.	機能名	通常※	詳細※	内容	参照ページ
41	特例障害児相談支援給付費明細書 (確認リスト)	○	○	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、登録された特例障害児相談支援給付費明細書の情報を印刷できるよう[特例障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)]を新しく追加しました。	P142
42	障害児通所給付費・ 入所給付費等請求書 (確認リスト)	○	○	サービス種類の並び順について、居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で出力されるよう変更しました。	P143
43	障害児通所給付費・ 入所給付費等明細書 (確認リスト)	○	○	サービス種類の並び順について、居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で出力されるよう変更しました。	P144
44	契約内容報告書 (確認リスト)	○	○	・《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、タイトルに[居宅訪問型児童発達支援]が出力されるよう変更しました。 ・サービス種類の並び順について、居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で出力されるよう変更しました。	P145
45	詳細メニュー	－	○	《請求年月》欄が平成 30 年 5 月以降の場合、居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票を含めた件数が表示されるよう変更しました。	P148
46	チュートリアル	－	－	・新しく追加した【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面のチュートリアルの説明が表示されるよう変更しました。 ・各サービス提供実績記録票で追加、または変更した項目名等のチュートリアルの説明が表示されるよう変更しました。	P149
47	自動アップデート設定	○	○	「手動でアップデートを確認する」の説明を変更しました。	P150

※ 通常:通常メニューを表します。
詳細:詳細メニューを表します。
通常メニュー、または詳細メニューにおいて、利用できる機能に○を記載しています。

2. 簡易入力システム Ver2.22 のインストール方法

簡易入力システム Ver2.22 のインストールには、自動アップデート機能でインストールする方法、またはインストーラをダウンロードしてインストールする方法の 2 種類があります。

【注意事項】

簡易入力システム Ver2.22 のインストールにより、今まで入力したデータが消えることはありません。

2.1. 自動アップデート機能でインストールする方法

自動アップデート機能でインストールする方法については、以下の通りです。

※ 簡易入力システム Ver2.16 以前のバージョンがインストールされている場合、自動アップデート機能は利用できません。

※ ここでは、簡易入力システム Ver2.21 からレベルアップ処理を行う場合を例に説明します。

1.デスクトップにある《障害児支援　簡易入力V2》ショートカットをダブルクリックします。

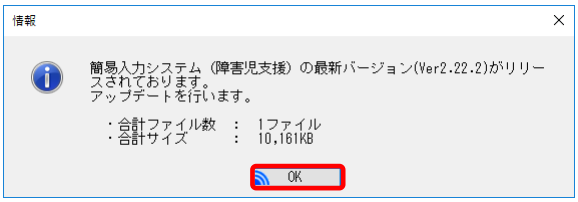

2.「アップデートの確認」の動作設定で「自動でアップデートを確認する」を選択している場合、簡易入力システム Ver2.22 へレベルアップ処理を行うことを通知する【情報】画面が表示されます。

OK をクリックすると、レベルアップ処理が行われます。

Point！ Ver 2.22.0 からレベルアップ処理を行う場合

【確認】画面が表示されます。

OK をクリックすると、レベルアップ処理が行われます。

キャンセル をクリックすると、レベルアップ処理は行われません。

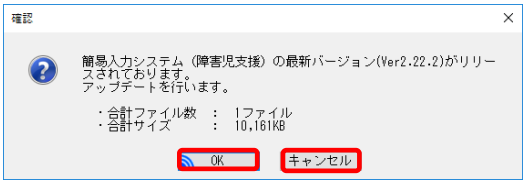

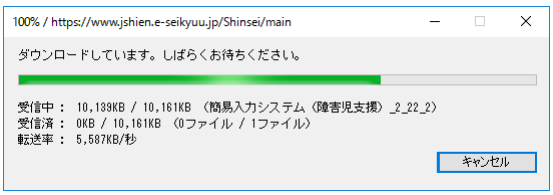

3.電子請求受付システムよりインストーラが自動でダウンロードされます。

ダウンロード中は、【ダウンロード】画面が表示されます。

Point！ 【情報】画面が表示されない場合について

簡易入力システムの起動時に【情報】画面が表示されない場合、手動でアップデートの確認を行います。

手動でアップデートの確認を行い、レベルアップ処理を行う方法については、以下の通りです。

1.簡易入力システムの各画面の《メニューバー部》の《バージョン(V)》より、《アップデートの確認(U)》をクリックします。

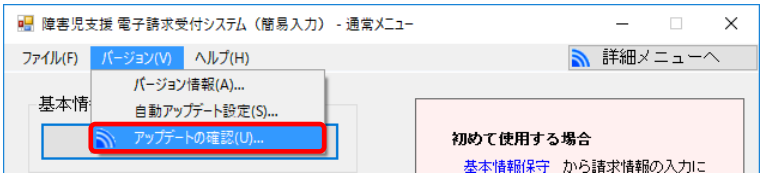

2.簡易入力システム Ver2.22 へレベルアップ処理を行うことを通知する【情報】画面が表示されます。

OK をクリックすると、レベルアップ処理が行われます。

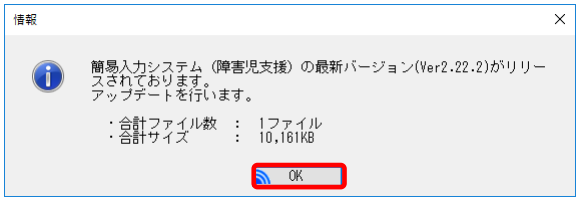

※ Ver 2.22.0 からレベルアップ処理を行う場合、【確認】画面が表示されます。

3.電子請求受付システムよりインストーラが自動でダウンロードされます。

ダウンロード中は、【ダウンロード】画面が表示されます。

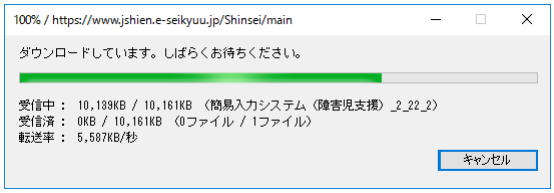

4.ダウンロードが完了すると、【情報】画面が表示されます。

OK をクリックし、レベルアップ処理を行うために簡易入力システムを一旦終了し、再度簡易入力システムを起動してください。

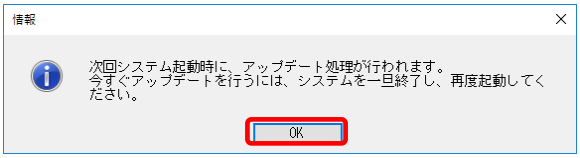

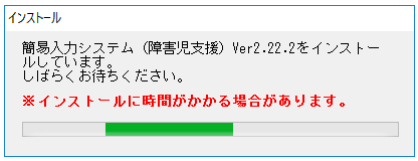

4.ダウンロードされたインストーラから簡易入力システム Ver2.22 が自動でインストールされます。インストール中は、【インストール】画面が表示されます。

Point！ ユーザーアカウント制御画面について

インストールが行われる前に、【ユーザーアカウント制御】画面が表示される場合があります。

【ユーザーアカウント制御】画面が表示された場合、 はい をクリックすることで、インストールが行われます。

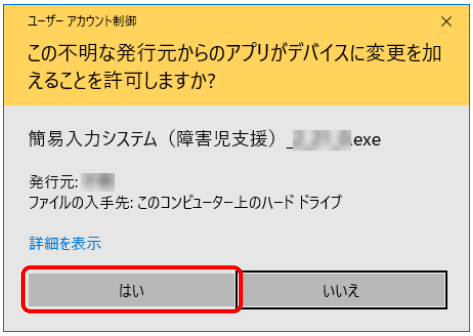

Windows 7 及び 8.1 の場合

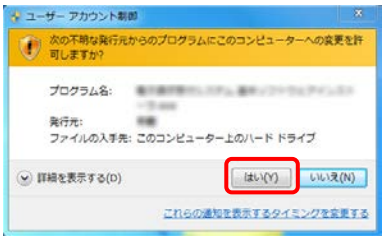

1. はい(Y) をクリックします。

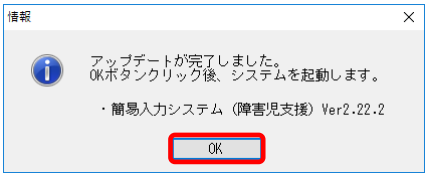

5.インストールが終了すると、【情報】画面が表示されます。

OK をクリックすると、【事業所選択】画面が表示されます。

2.2. インストーラをダウンロードしてインストールする方法

インストーラをダウンロードしてインストールする方法については、以下の通りです。

1.電子請求受付システムの【ダウンロード】画面より、[簡易入力システム(障害児支援) Ver2.22.2]をダウンロードします。

※ ダウンロードの操作方法については、[電子請求受付システム 導入マニュアル(事業所編) 第 2.22 版 3.3.1. ソフトウェアのダウンロード]を参照してください。

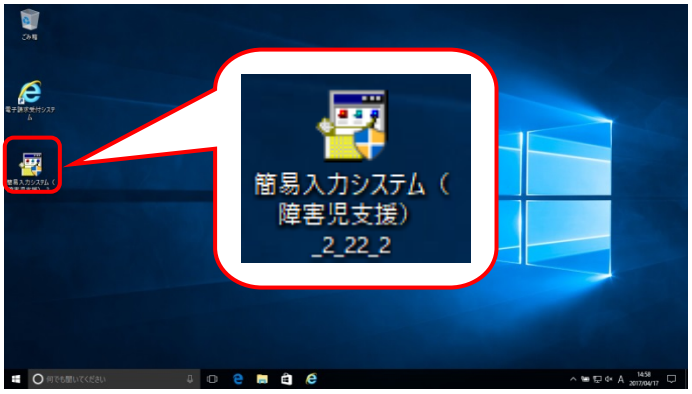

2.ダウンロード(ここではデスクトップ)した[簡易入力システム(障害児支援) _2_22_2]をダブルクリックします。

※ ファイル名に表示されている[2_22_2]は、バージョンを表します。

Point！【セキュリティの警告】画面について

Windows 7 でダブルクリックした時に【セキュリティの警告】画面が表示された場合、実行(R) をクリックします。

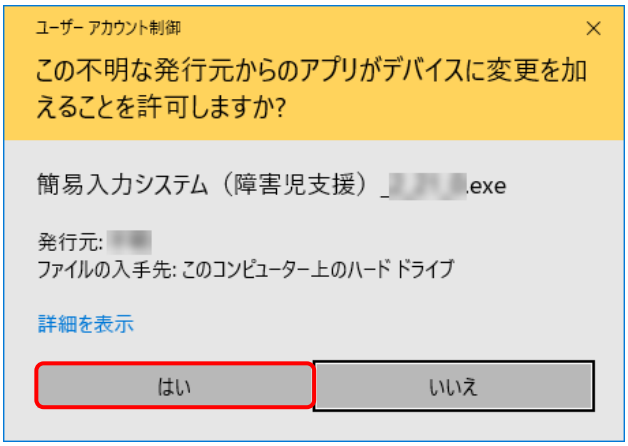

3.【ユーザーアカウント制御】画面が表示されるので [はい] をクリックします。

※ 【ユーザーアカウント制御】画面が表示されない場合、[手順 4.]に進んでください。

Windows 7及び8.1の場合

Windows 7 及び 8.1 の場合、[はい(Y)] をクリックします。

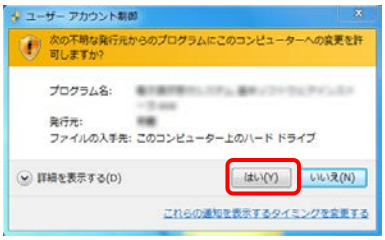

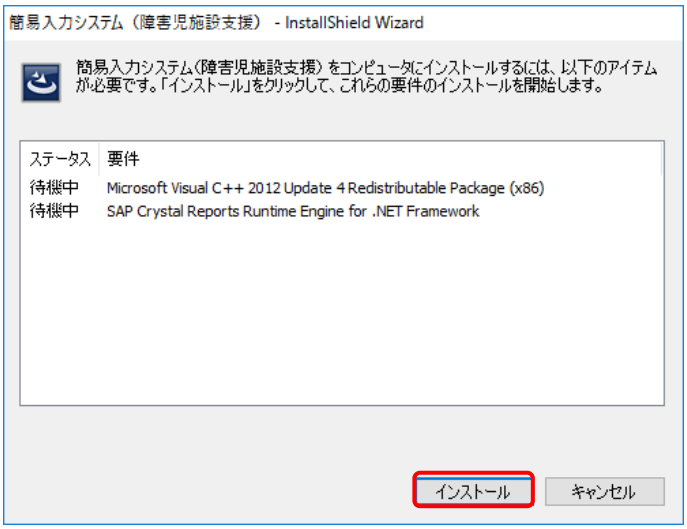

4.【簡易入力システム(障害児施設支援) – InstallShield Wizard】画面が表示され、「簡易入力システム(障害児施設支援)をコンピュータにインストールするには、以下のアイテムが必要です。「インストール」をクリックして、これらの要件のインストールを開始します。」のメッセージが表示されるので [インストール] をクリックします。

※ 既に基本ソフトウェアがインストールされている場合、基本ソフトウェアのインストールは行われません。[手順 6.]に進んでください。

※ インストールされていない基本ソフトウェアのみ表示されます。

※ Windows 10 の場合、Microsoft .NET Framework 4.6 は、既にインストールされているため、表示されません。

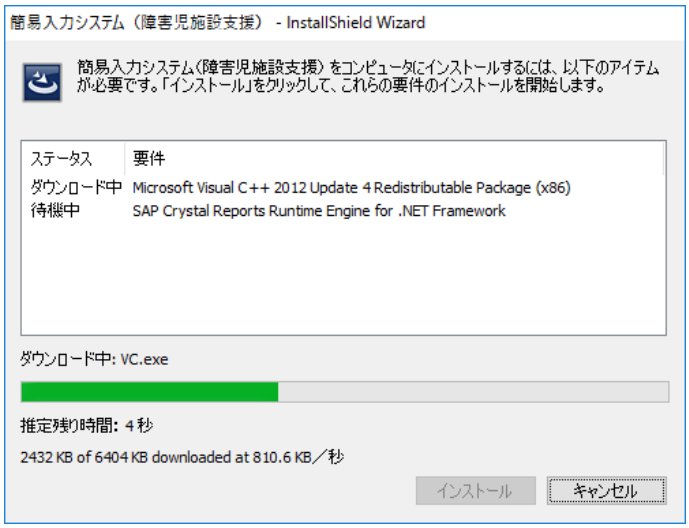

5.基本ソフトウェアのインストールの進行状況が表示されます。

6.「簡易入力システム(障害児支援)用の InstallShield ウィザードへようこそ」のメッセージが表示されるので 次へ(N) > をクリックします。

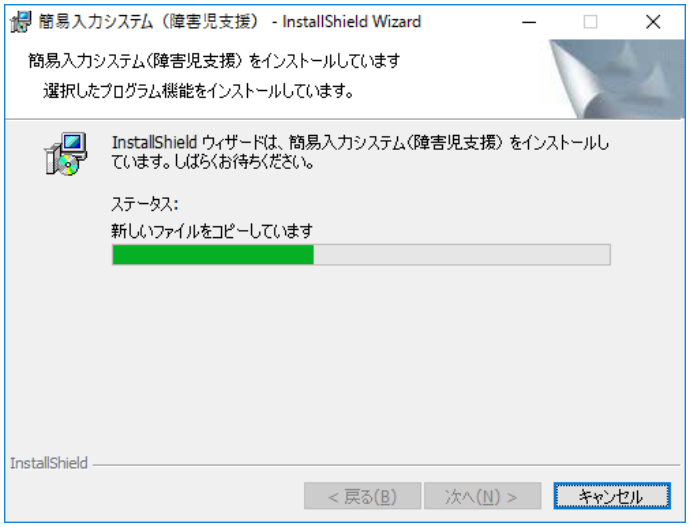

7.インストールの進行状況が表示されます。

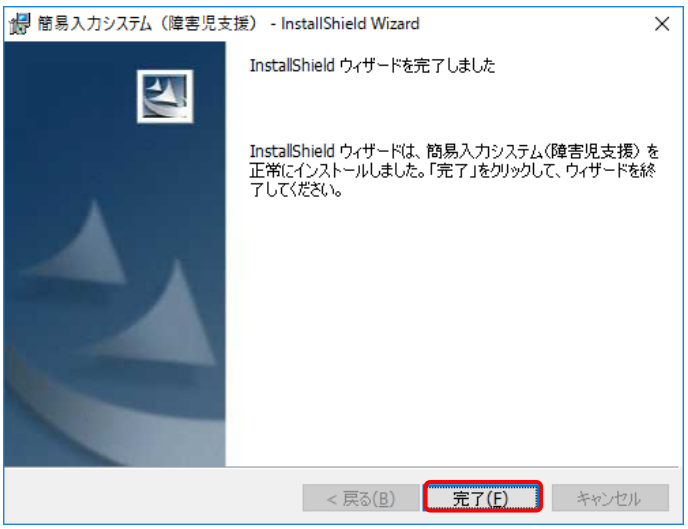

8.「InstallShield ウィザードを完了しました」のメッセージが表示されるので 完了(F) をクリックします。

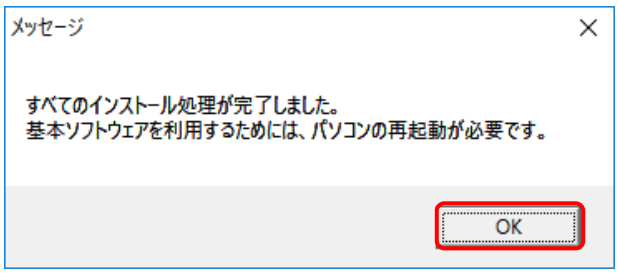

9.【メッセージ】画面が表示され、パソコンの再起動を求められるので、OK をクリックし、パソコンを再起動します。

※ 基本ソフトウェアがインストールされなかった場合、パソコンの再起動は求められません。

10.デスクトップにある《障害児支援　簡易入力V2》ショートカットが作成されたことを確認します。
その他に起動中のプログラムがあればすべて終了し、パソコンの再起動後に、簡易入力システムのショートカットから起動します。

Point！ ダウンロードしたファイルについて

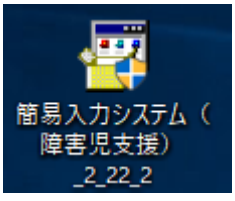

インストールが正常に完了しましたら、ダウンロードしたファイルは削除しても問題ありません。

Point！ 単位数表標準マスタについて

簡易入力システム Ver2.22 をインストールする際に、最新の単位数表標準マスタがインストールされます。

3. 動作確認方法

3.1. 簡易入力システムの起動

簡易入力システム Ver2.22 のインストール後、初めて簡易入力システムを起動する場合、データを Ver2.22 の様式に変換します。

1. デスクトップにある《障害児支援　簡易入力 V2》ショートカットをダブルクリックします。

Windows 8.1の場合

Windows 8.1 の場合、スタート画面にある《障害児支援　簡易入力 V2》ショートカットをクリックすることでも、起動することができます。

Point！ 暫定的な新元号に関するレジストリ情報のチェックについて

簡易入力システムの起動時に、暫定的な新元号に関するレジストリ情報のチェックを行います。

暫定的な新元号に関するレジストリ情報が追加されている環境の場合、以下のエラーメッセージが表示され、簡易入力システムは起動できません。 OK をクリックすると、簡易入力システムを終了します。

簡易入力システムの終了後、電子請求受付システムのお知らせ（ログイン前）に掲載されている平成 30 年 5 月 7 日付「【重要】Windows10 での暫定的な新元号の追加への対応について」を参照のうえ、暫定的な新元号をレジストリ情報から削除し、再度簡易入力システムを起動してください。

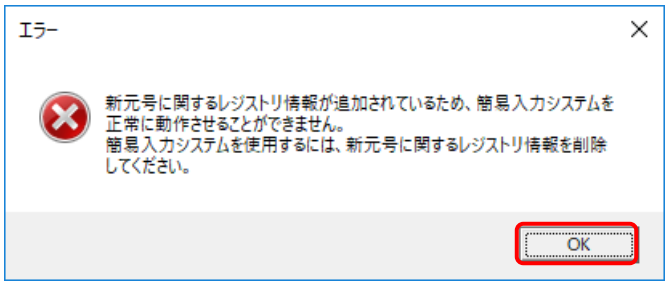

2. 簡易入力システム Ver2.22 のデータが、新しいバージョンの様式であるかどうかをチェックします。

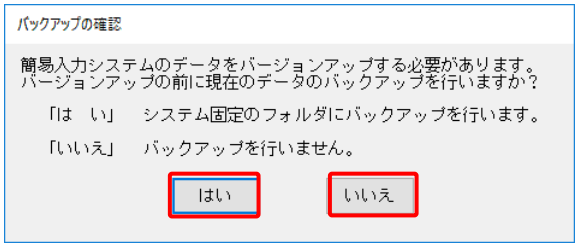

3. データが Ver2.21 以前の様式の場合、【バックアップの確認】画面が表示されます。
はい をクリックした場合、現在のデータを保存します。
いいえ をクリックした場合、現在のデータを保存しません。

※ システム固定のフォルダ以外にはバックアップできません。

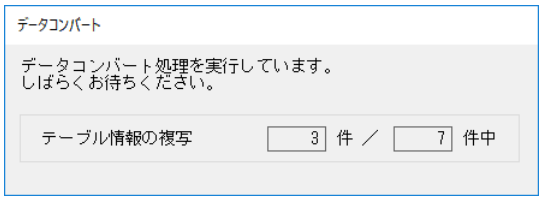

4. データが Ver2.21 以前の様式の場合、変換処理を実行します。処理状況が【データコンバート】画面に表示されます。なお、既に登録されているデータが削除されることはありません。

※ 変換処理は、簡易入力システム Ver2.22 のインストール後、初めて簡易入力システムを起動する場合のみ実行されます。2 回目以降の起動時には、[手順 3.～4.]は実行されません。

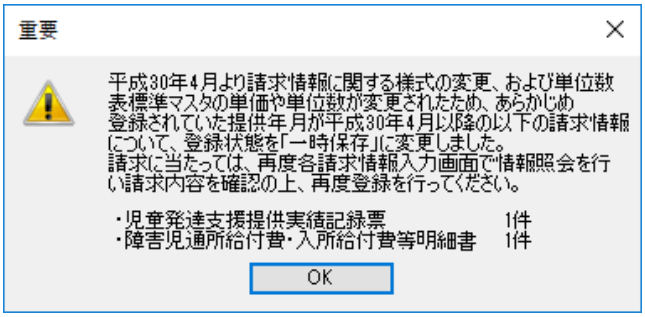

5. 簡易入力システム Ver2.21 以前にて、提供年月が平成 30 年 4 月以降で登録されている請求情報及び請求年月が平成 30 年 5 月以降の請求情報の CSV ファイルが作成されている場合、登録されている請求情報の登録状態を[一時保存]に変換し、作成されている請求情報の CSV ファイルを削除します。

※ 対象となる情報が存在しない場合、表示されません。

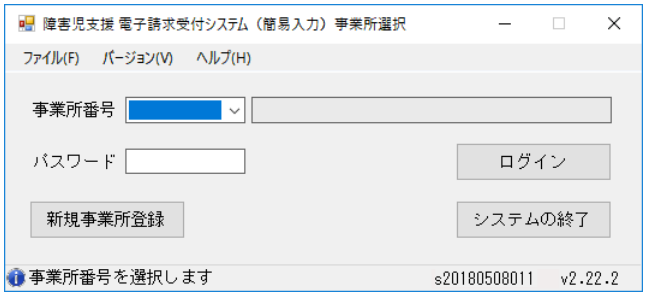

6. 変換処理終了後、【事業所選択】画面が表示されます。

3.2. バージョン情報の確認

簡易入力システムのバージョン情報及び各機能のバージョン情報を確認します。
バージョンの確認については、以下(1)～(3)の方法で確認できます。

(1) 各画面でバージョンを確認する

簡易入力システムのバージョン確認は、各画面の《ステータスバー部》の右端に常時表示されます。

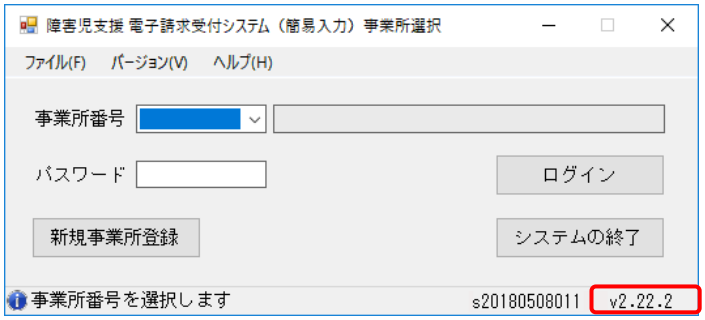

(2)【バージョン情報】画面でバージョンを確認する

1. 各画面の《メニューバー部》の《バージョン(V)》より、《バージョン情報(A)》をクリックします。

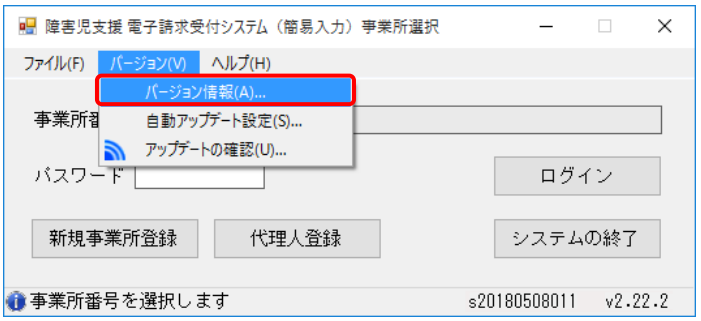

2.【バージョン情報】画面が表示されます。
本レベルアップ作業により、[障害児支援　電子請求受付システム(簡易入力)]のバージョンが、[Version:2.22.2]になっていることを確認します。また、各機能のバージョンを確認する場合、システム情報をクリックします。

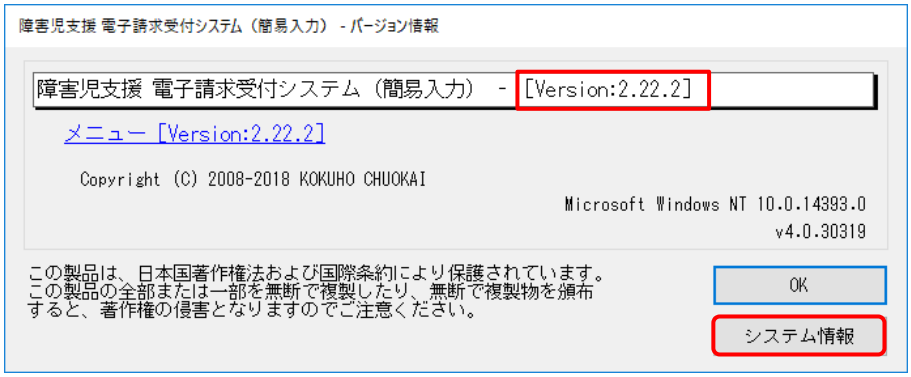

3.各機能のバージョン情報が一覧表示されるので、確認します。

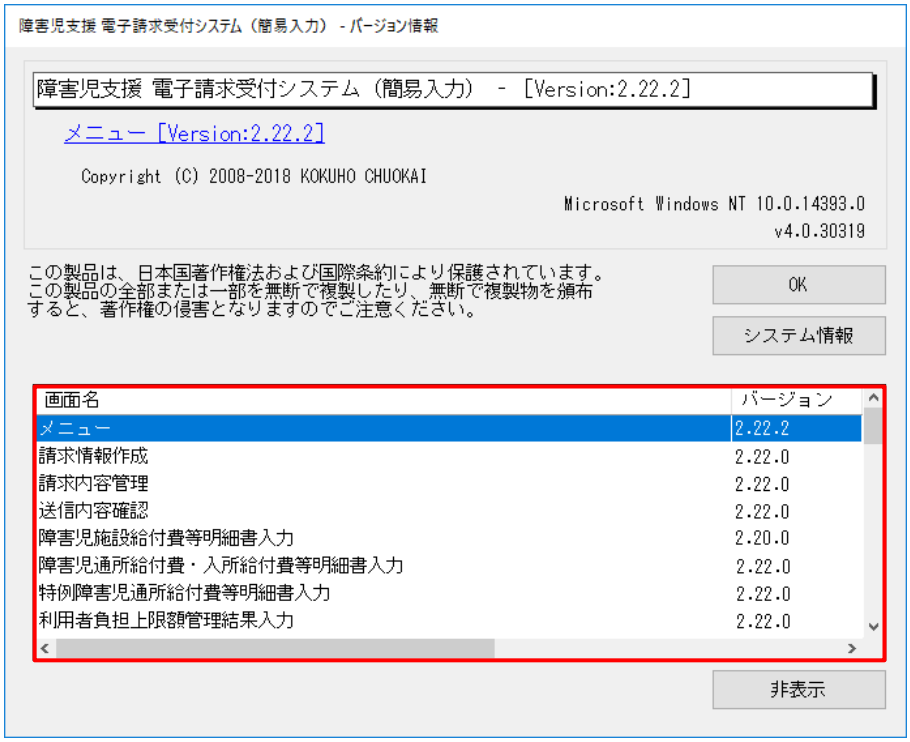

※ 非表示 をクリックすると、各機能のバージョン情報が非表示になります。

※ 今回のレベルアップでは、《バージョン》欄は、[2.0.0]～[2.22.2]が表示されます。
変更対象の画面については、[P24　バージョン情報表示項目]を参照してください。

4. OK をクリックすると、【バージョン情報】画面を終了します。

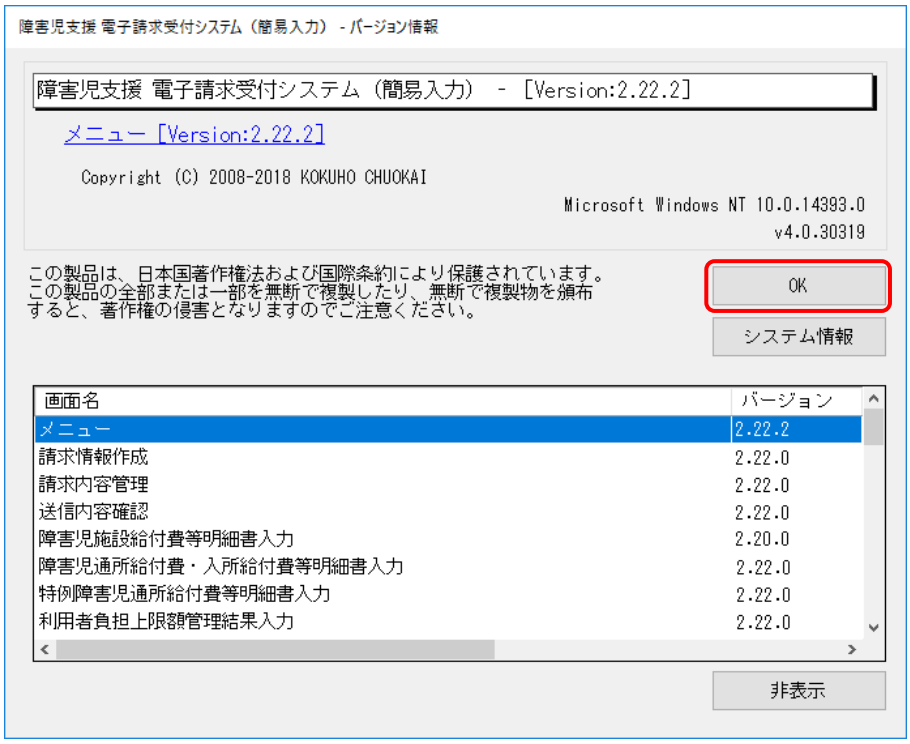

[バージョン情報表示項目]

※ 今回変更対象の画面のみ以下に掲載しています。

画面名	バージョン
メニュー	2.22.2
請求情報作成	2.22.0
請求内容管理	2.22.0
送信内容確認	2.22.0
障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力	2.22.0
特例障害児通所給付費等明細書入力	2.22.0
利用者負担上限額管理結果入力	2.22.0
事業所情報保守	2.22.0
受給者情報保守＆支給決定情報保守	2.22.0
単位数表標準マスタ表示	2.22.0
処遇改善情報保守	2.22.0
契約内容情報保守	2.22.0
帳票印刷	2.22.0
契約内容報告書	2.22.0
障害児通所給付費・入所給付費等請求書	2.22.0
障害児通所給付費・入所給付費等明細書	2.22.0
障害児相談支援給付費請求書	2.22.0
障害児相談支援給付費明細書	2.22.0
特例障害児相談支援給付費請求書	2.22.0
特例障害児相談支援給付費明細書	2.22.0
障害児入所支援提供実績記録票	2.22.0
児童発達支援提供実績記録票	2.22.2
医療型児童発達支援提供実績記録票	2.22.2
放課後等デイサービス提供実績記録票	2.22.2
保育所等訪問支援提供実績記録票	2.22.0
居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票	2.22.0
障害児入所支援提供実績記録入力	2.22.0
児童発達支援提供実績記録入力	2.22.0
医療型児童発達支援提供実績記録入力	2.22.0
放課後等デイサービス提供実績記録入力	2.22.0
保育所等訪問支援提供実績記録入力	2.22.0
居宅訪問型児童発達支援提供実績記録入力	2.22.0
障害児相談支援給付費請求書入力	2.22.0
特例障害児相談支援給付費請求書入力	2.22.0
データバックアップ	2.22.0

(3) スタートメニューからバージョンを確認する

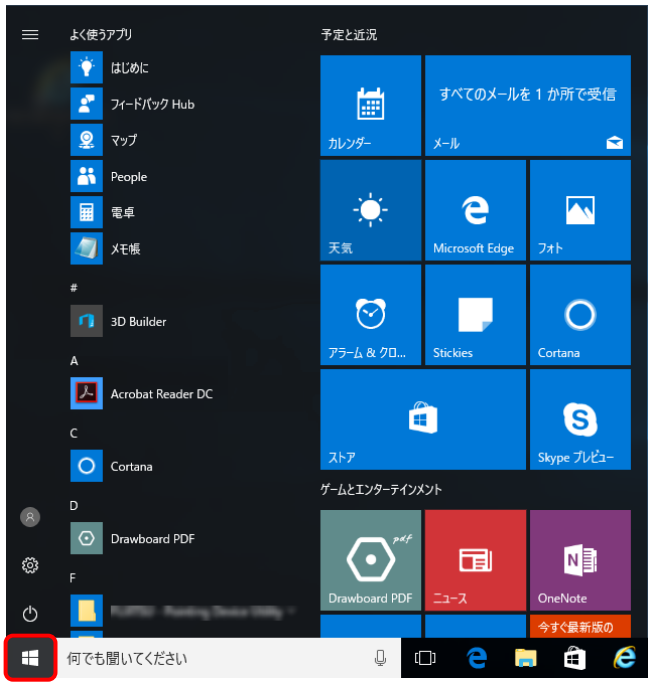

1. をクリックします。

※ Windows 7 の場合、 をクリックし、《すべてのプログラム》をクリックします。

Windows 8.1の場合

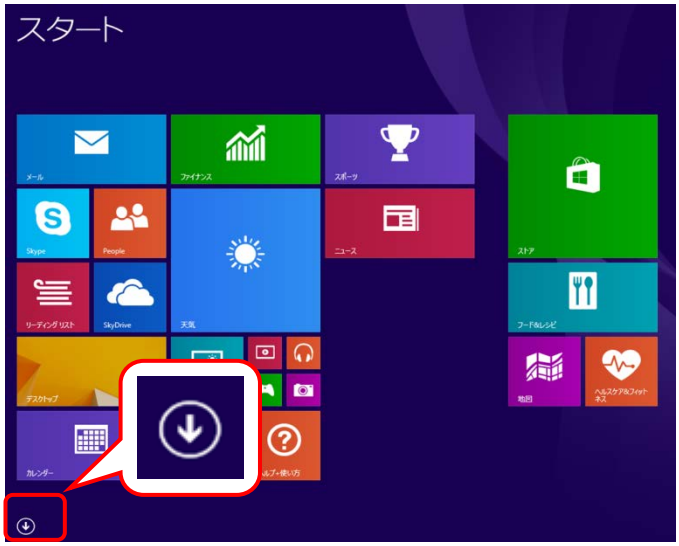

1. スタート画面の左下の をクリックします。

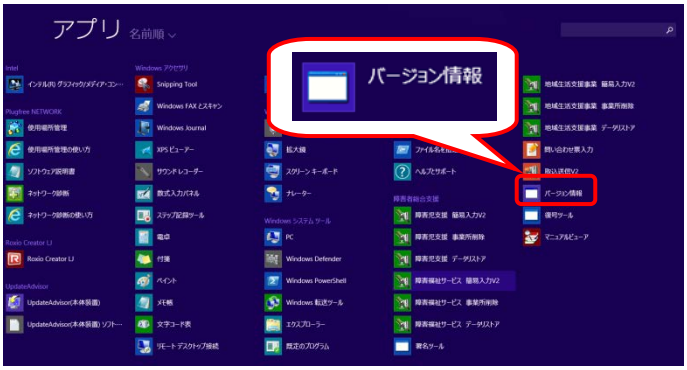

2. 【アプリ】画面が表示されるので、《バージョン情報》をクリックします。

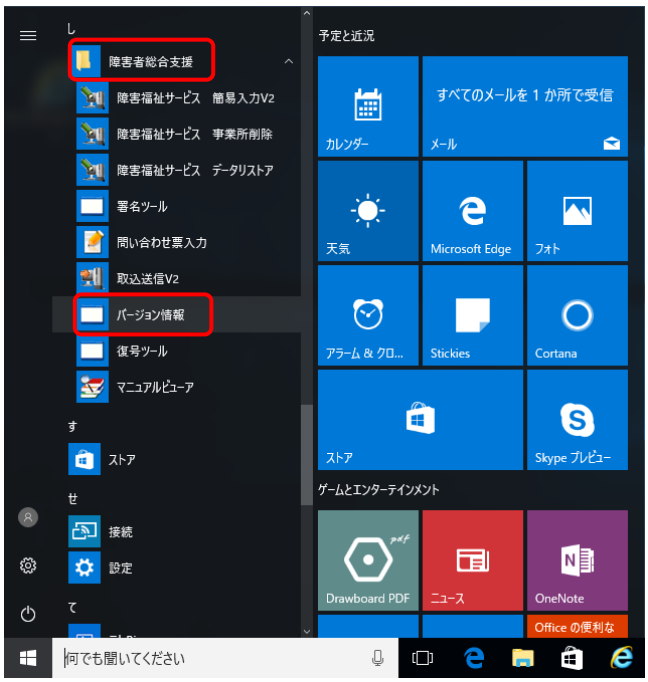

2.表示されたアプリの一覧から、《障害者総合支援》→《バージョン情報》をクリックします。

※ Windows 7 の場合、表示されたプログラムの一覧から、《障害者総合支援》→《バージョン情報》をクリックします。

3.【電子請求受付システム － バージョン情報】画面が表示され、各システムのバージョンが表示されます。

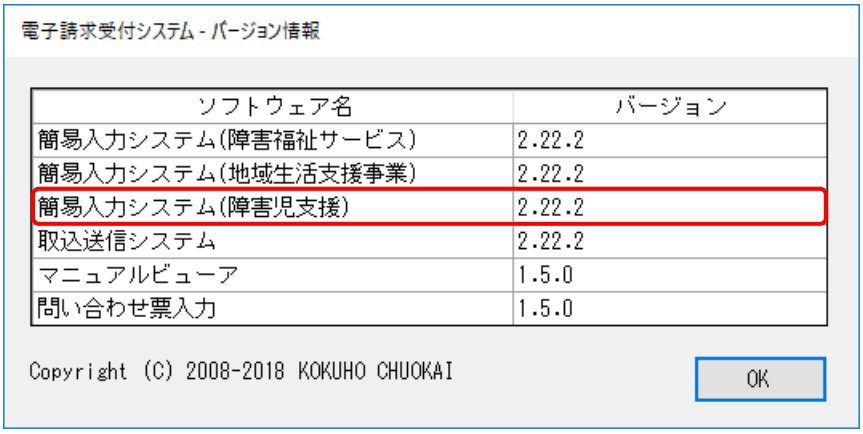

※ パソコンにインストールされている電子請求受付システム関連のソフトウェアのみ、ソフトウェア名とバージョンが表示されます。

4. OK をクリックし、【電子請求受付システム － バージョン情報】画面を終了します。

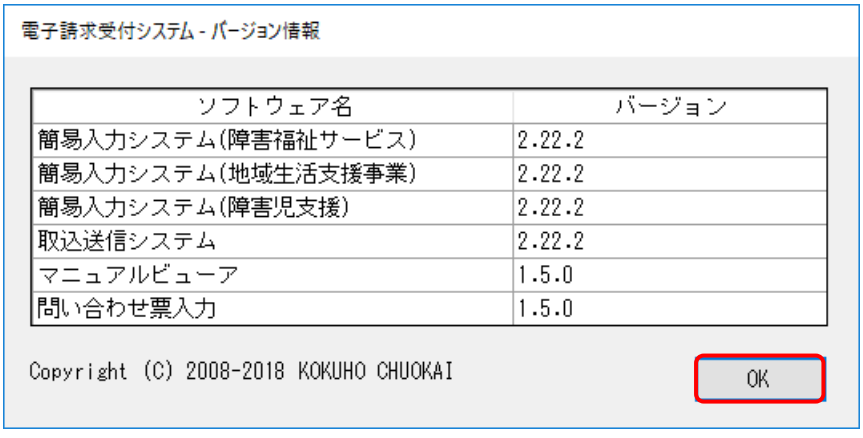

4. 平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応について

簡易入力システム(障害児支援)における平成30年4月制度改正・報酬改定等への対応に伴う変更点は、以下の通りです。

4.1. 様式番号の変更に伴う対応について

特例障害児通所給付費等請求書の様式番号を様式第四から様式第八に変更しました。

なお、画面に様式番号の名称が表示されていないため、簡易入力システム(障害児支援)において変更はありません。

4.2. サービス提供実績記録票入力メニュー

4.2.1. 画面の変更

【サービス提供実績記録票入力】画面において、居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の情報が登録できるよう[居宅訪問型児童発達支援]ボタンを追加しました。

また、居宅訪問型児童発達支援の様式に関する説明を追加しました。

○【サービス提供実績記録票入力】画面

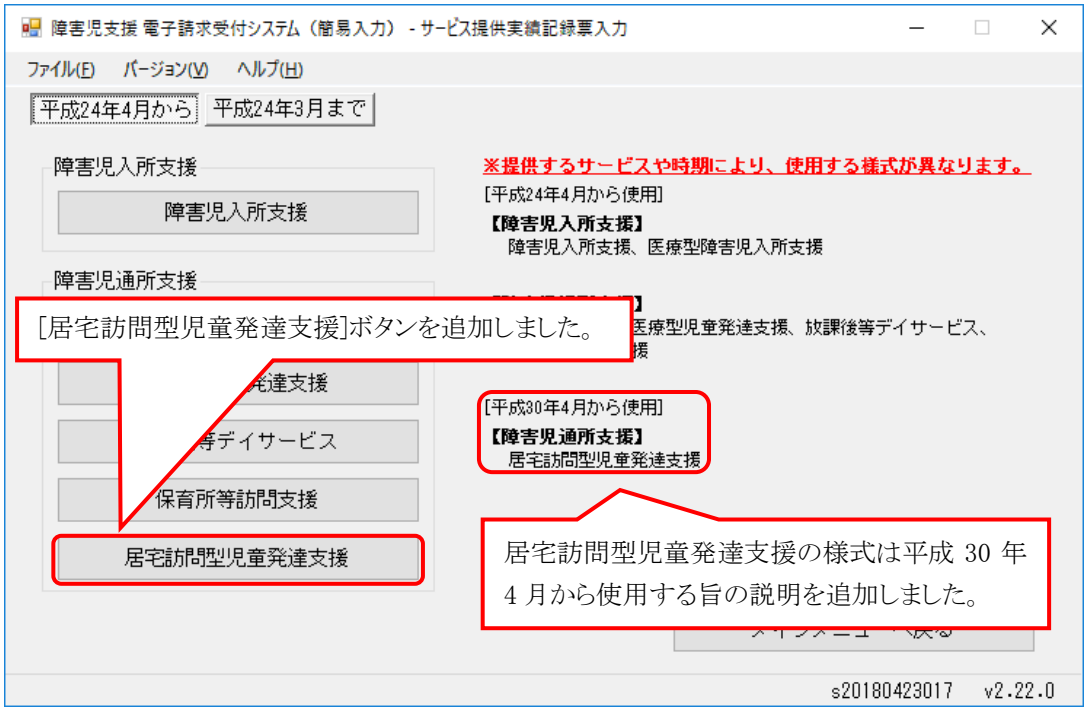

4.3. 請求明細書入力メニュー

4.3.1. 画面の変更

【請求明細書入力】画面において、平成 30 年 4 月からの【障害児通所給付費・入所給付費】の様式説明に居宅訪問型児童発達支援の説明を追加しました。

○【請求明細書入力】画面

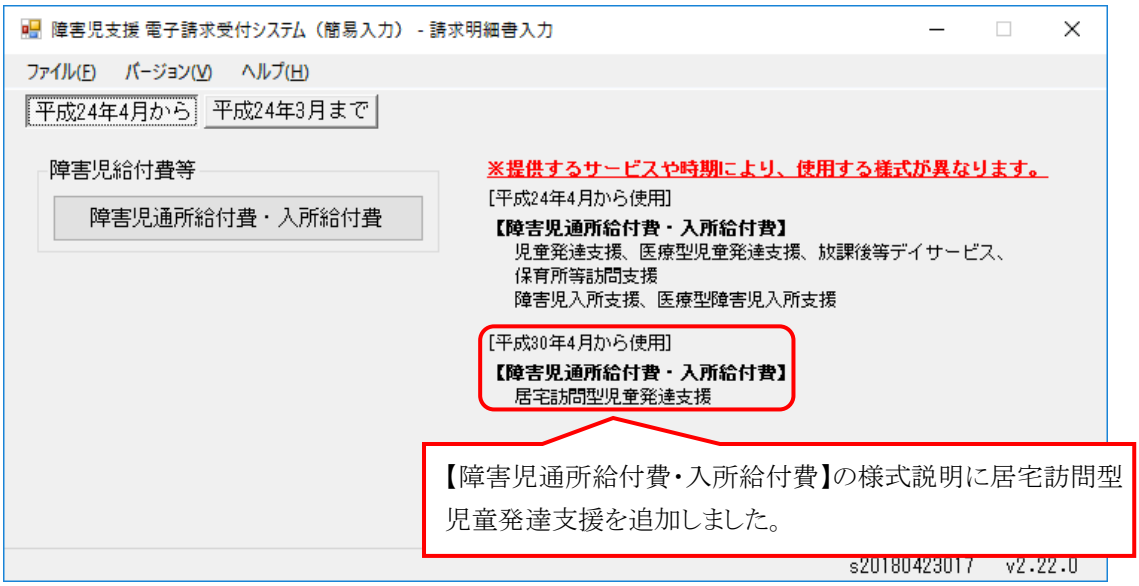

4.4. 事業所情報保守

4.4.1. 事業所情報(基本)

(1)画面の変更

【事業所情報(基本)】画面において、居宅訪問型児童発達支援の事業所情報を入力できるよう《サービス提供状況》欄に[居宅訪問型児童発達支援]を追加しました。

また、《法人等種別》欄の選択項目に表示される名称について、[民法法人(社団・財団)]を[社団・財団]に変更しました。

○【事業所情報(基本)】画面

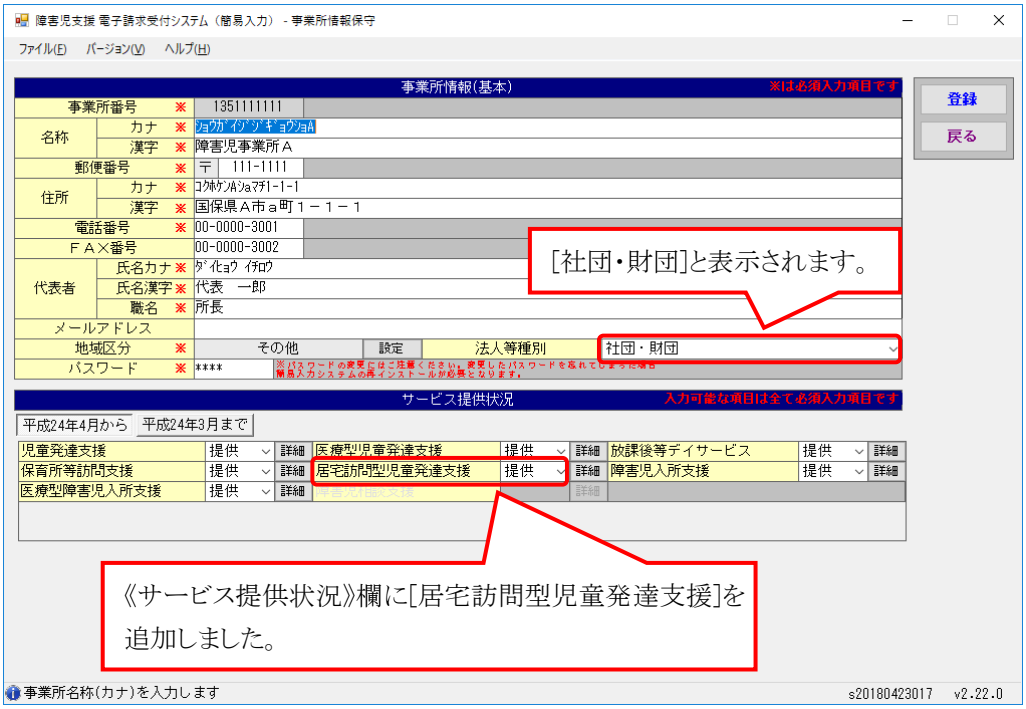

4.4.2. 事業所情報(明細)

(1)入力項目

【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、各サービスの算定項目を追加及び変更しました。

○【事業所情報(明細)】画面 《算定項目》タブ

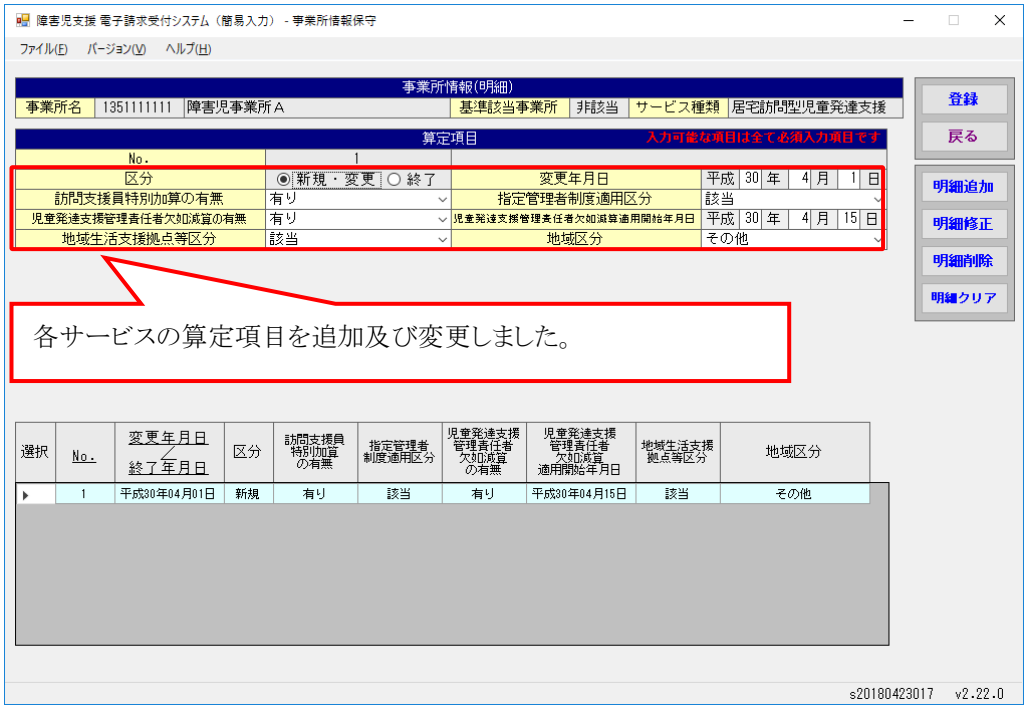

[追加項目]

No	項目名	内容	該当サービス
1	訪問支援員特別加算の有無	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。	居宅訪問型児童発達支援
2	保育職員加配加算の有無		医療型障害児入所支援
3	強度行動障害加算体制整備の有無		児童発達支援、放課後等デイサービス
4	自己評価結果等未公表減算の有無		
5	行動障害支援体制加算の有無		障害児相談支援
6	要医療児者支援体制加算の有無		
7	精神障害者支援体制加算の有無		
8	児童発達支援管理責任者欠如減算の有無		児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
9	指定管理者制度適用区分	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [非該当] [該当]のいずれかを選択します。	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児入所支援、医療型障害児入所支援
10	地域生活支援拠点等区分		障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児入所支援、医療型障害児入所支援
11	共生型サービス対象区分		児童発達支援、放課後等デイサービス

No	項目名	内容	該当サービス
12	共生型サービス体制強化加算区分	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [非該当][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]のいずれかを選択します。	児童発達支援、放課後等デイサービス
13	看護職員加配加算の有無	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]のいずれかを選択します。	
14	看護職員加配加算(重度)の有無	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。	
15	障害児状態等区分	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [非該当][区分 1 の 1][区分 1 の 2][区分 2 の 1][区分 2 の 2]のいずれかを選択します。	放課後等デイサービス
16	未就学児等支援区分	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [非該当][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。	児童発達支援
17	児童指導員等加配加算(Ⅰ)の有無	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][専門職員][児童指導員等][その他従業者]のいずれかを選択します。	児童発達支援、放課後等デイサービス

No	項目名	内容	該当サービス
18	児童指導員等加配加算の有無	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][専門職員][児童指導員等]のいずれかを選択します。	障害児入所支援
19	児童指導員等加配加算(Ⅱ)の有無	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][専門職員][児童指導員等][その他従業者]のいずれかを選択します。	児童発達支援、放課後等デイサービス
20	職員欠如による減算適用開始年月日	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 《職員欠如による減算の有無》欄が[有り]の場合、入力します。	
21	児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 《児童発達支援管理責任者欠如減算の有無》欄が[有り]の場合、入力します。	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
22	基準該当事業所区分	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。 (※1)	児童発達支援、放課後等デイサービス
23	地域区分	・《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 変更年月日時点で有効な地域区分を表示します。	居宅訪問型児童発達支援

※1 基準該当事業所以外の場合、入力不可となります。

[変更項目]

No	項目名	内容	該当サービス
1	児童指導員等配置加算の有無	項目名を変更しました。 (変更前は「有資格者配置の有無」)	児童発達支援、放課後等デイサービス
2	訪問支援員特別加算の有無	項目名を変更しました。 (変更前は「専門訪問支援員体制の有無」)	保育所等訪問支援
3	送迎加算(重度)の有無	項目名を変更しました。 (変更前は「送迎加算(重症心身障害児)の有無」)	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
4	児童発達支援管理責任者専任加算の有無	・《変更年月日》欄が平成 24 年 4 月 1 日以降、かつ平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 入力不可となります。	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所支援、医療型障害児入所支援
5	看護職員配置加算の有無	項目名を変更しました。 (変更前は「看護師配置加算の有無」) ・《変更年月日》欄が平成 21 年 4 月 1 日以降、かつ平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。	障害児入所支援
6	心理担当職員配置加算の有無	<障害児入所支援> ・《変更年月日》欄が平成 24 年 4 月 1 日以降、かつ平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。 <医療型障害児入所支援> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降、かつ平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。	障害児入所支援、医療型障害児入所支援

No	項目名	内容	該当サービス
7	保育職員加配加算の有無	・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降、かつ平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。	医療型児童発達支援
8	相談支援特定事業所加算の有無	・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降、かつ平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ][Ⅳ]のいずれかを選択します。	障害児相談支援
9	指導員加配加算の有無	・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降、かつ平成 30 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][児童指導員等][児童指導員等以外]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合 入力不可となります。	児童発達支援、放課後等デイサービス

(2)点検の追加

【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、《変更年月日》欄、《職員欠如による減算適用開始年月日》欄及び《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄の入力内容について、点検を追加しました。

○【事業所情報(明細)】画面 《算定項目》タブ

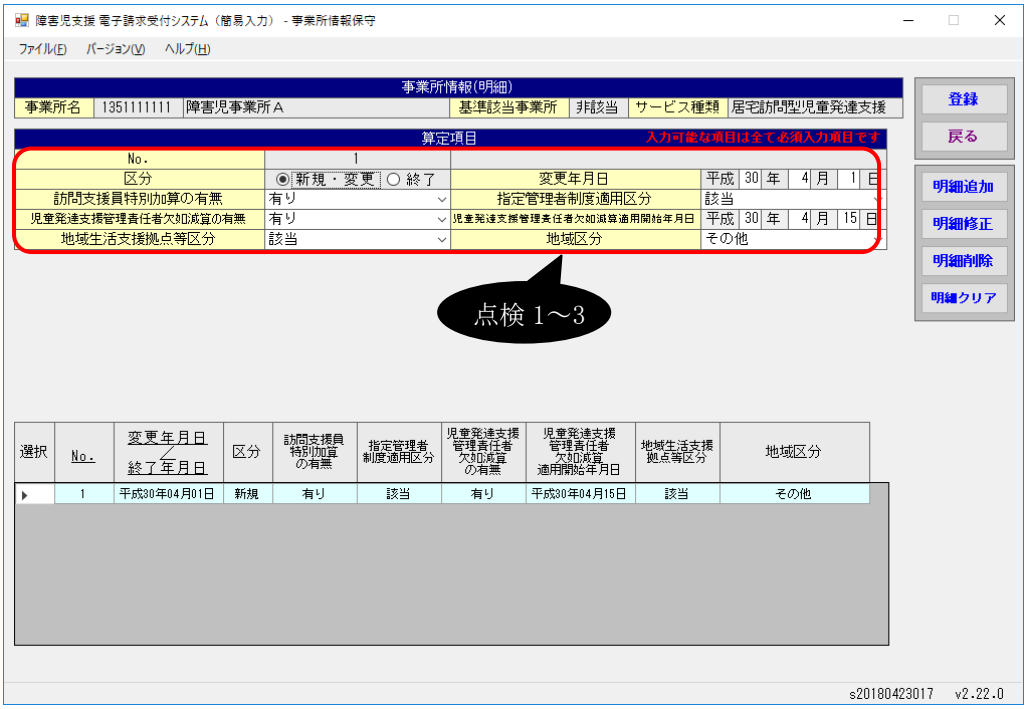

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[明細追加]、[明細修正]ボタン クリック時	サービス種類が居宅訪問型児童発達支援の場合、《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降であること	変更年月日には平成 30 年 4 月 1 日以降を入力してください。
点検 2		《職員欠如による減算適用開始年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降であること	職員欠如による減算適用開始年月日には平成 30 年 4 月 1 日以降を入力してください。
点検 3		《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降であること	児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日には平成 30 年 4 月 1 日以降を入力してください。

4.5. 支給決定情報保守

4.5.1. 入力項目

【受給者情報(支給決定)】画面において、《サービス内容》欄に平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された決定サービスコードを入力できるよう変更しました。

また、【決定サービスコード検索】画面において、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された決定サービスコードを選択できるよう変更しました。

○【受給者情報(支給決定)】画面

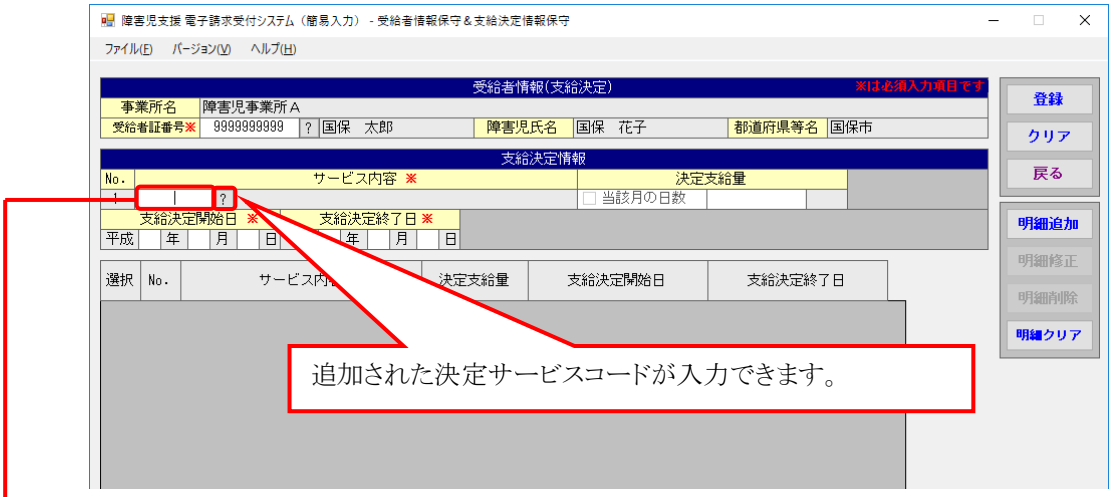

○【決定サービスコード検索】画面

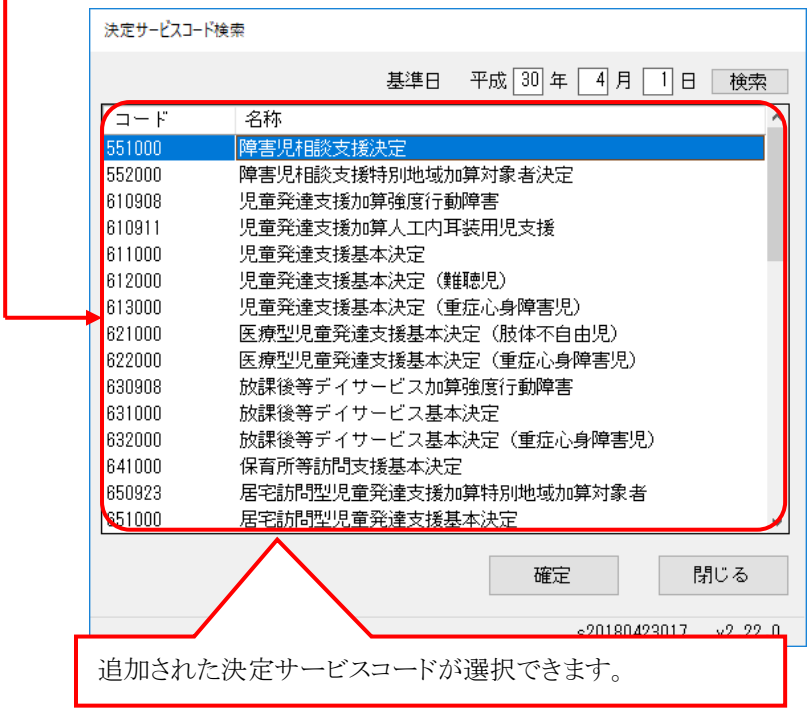

［入力可能となった決定サービスコード］　　【凡例】○:入力可能　×:入力不可

No	サービスコード	サービス内容	決定支給量		
			支給量入力	支給量	支給単位
1	610908	児童発達支援加算強度行動障害	×	―	―
2	630908	放課後等デイサービス加算強度行動障害	×	―	―
3	650923	居宅訪問型児童発達支援加算 特別地域加算対象者	×	―	―
4	651000	居宅訪問型児童発達支援基本決定	○	日数	日

4.6. 契約内容情報保守

4.6.1. 入力項目

【契約内容情報保守】画面において、《サービス内容》欄に平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された決定サービスコードを入力できるよう変更しました。

また、【支給決定サービスコード検索】画面において、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された決定サービスコードを選択できるよう変更しました。

なお、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により、一部の決定サービスコードについて、契約内容情報の登録が必須となりました。

○【契約内容情報保守】画面

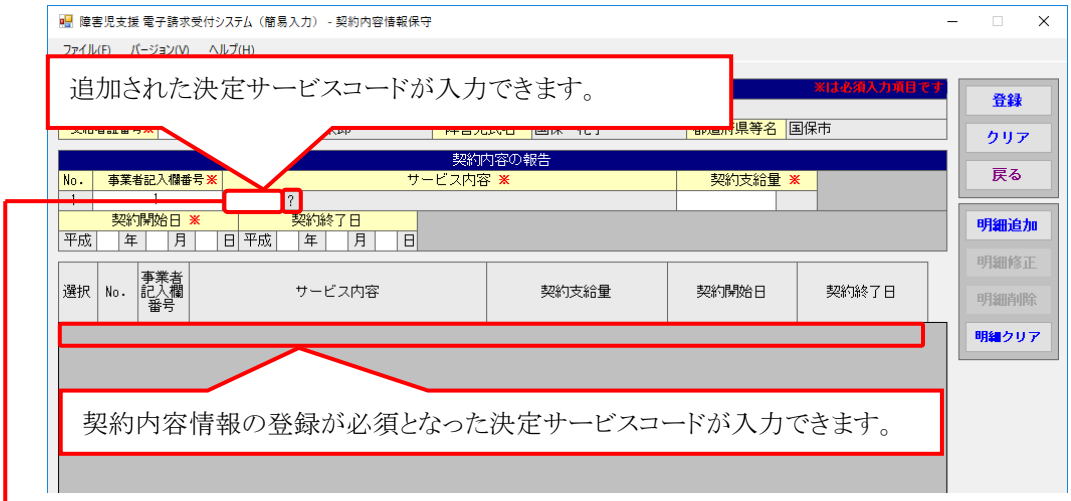

○【支給決定サービスコード検索】画面

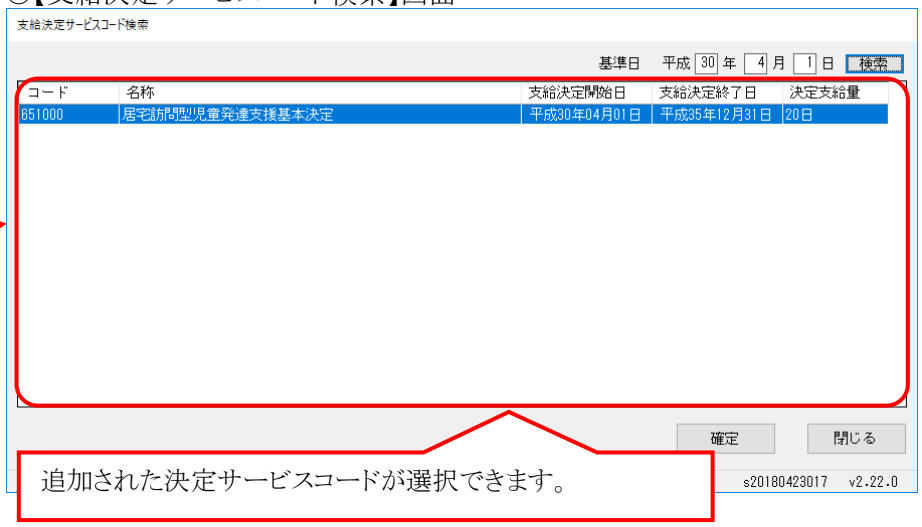

[入力可能となった決定サービスコード]

No	サービスコード	サービス内容
1	651000	居宅訪問型児童発達支援基本決定

[契約内容情報の登録が必須となった決定サービスコード]

No	サービスコード	サービス内容
1	611000	児童発達支援基本決定
2	612000	児童発達支援基本決定(難聴児)
3	613000	児童発達支援基本決定(重症心身障害児)
4	621000	医療型児童発達支援基本決定(肢体不自由児)
5	622000	医療型児童発達支援基本決定(重症心身障害児)
6	631000	放課後等デイサービス基本決定
7	632000	放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)
8	641000	保育所等訪問支援基本決定
9	651000	居宅訪問型児童発達支援基本決定

4.7. 処遇改善情報保守

4.7.1. 処遇改善情報(基本)

(1)画面の変更

【処遇改善情報(基本)】画面において、居宅訪問型児童発達支援の処遇改善情報を入力できるよう[居宅訪問型児童発達支援]を追加しました。

○【処遇改善情報(基本)】画面

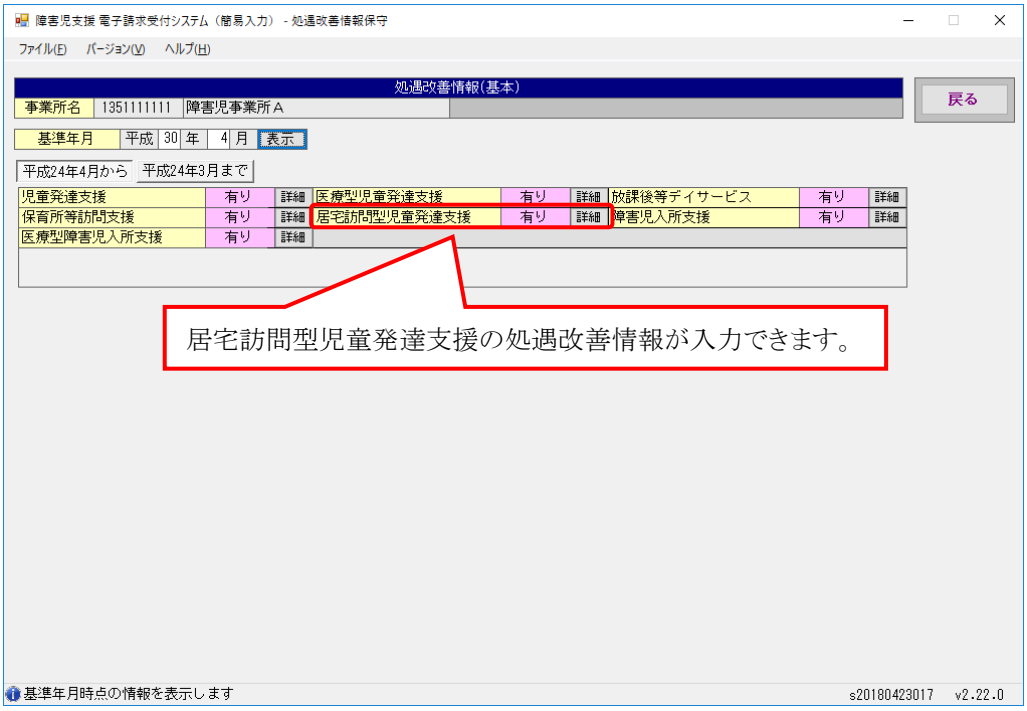

4.7.2. 処遇改善情報(明細)

(1)点検の追加

【処遇改善情報(明細)】画面において、《サービス種類》が居宅訪問型児童発達支援の場合、《適用開始年月》欄の入力内容について、点検を追加しました。

○【処遇改善情報(明細)】画面

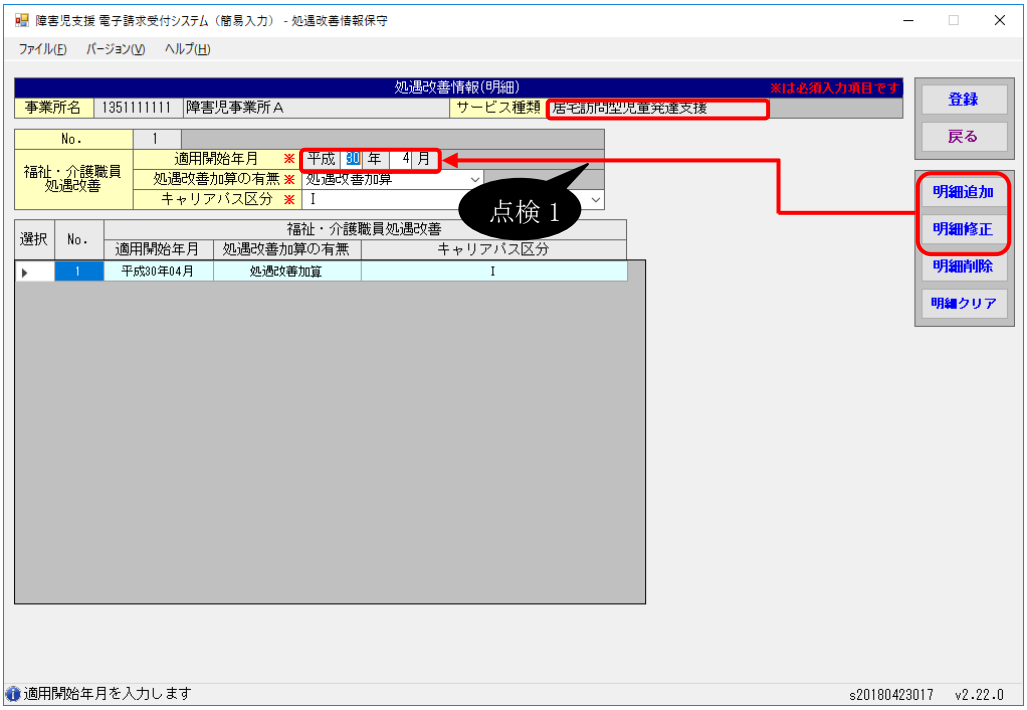

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	《適用開始年月》欄入力時、[明細追加]、[明細修正]ボタン クリック時	《適用開始年月》欄が平成 30 年 4 月以降であること	適用開始年月には平成 30 年 4 月以降を入力してください。

4.8. 単位数表標準マスタ表示

4.8.1. 画面の変更

【単位数表標準マスタ表示】画面において、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目が表示されるよう変更しました。

○【単位数表標準マスタ表示】画面

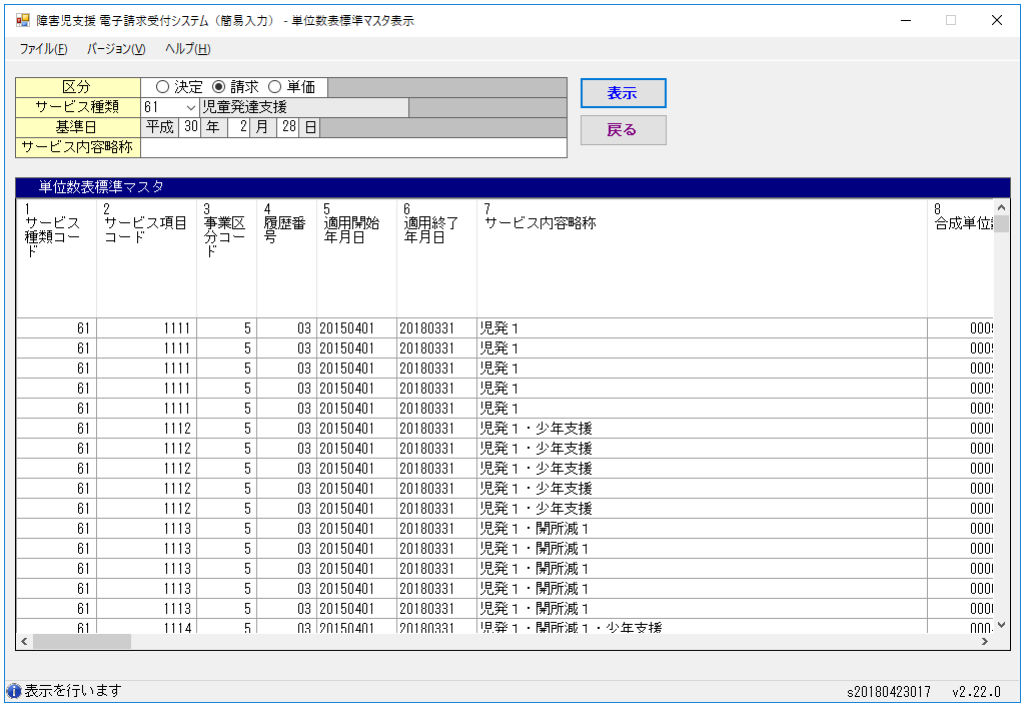

4.9. 情報照会

4.9.1. 点検の追加

【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面より表示される【情報照会】画面において、《複写先年月》欄の入力内容について、点検を追加しました。

ここでは【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面を例に説明します。

○【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面

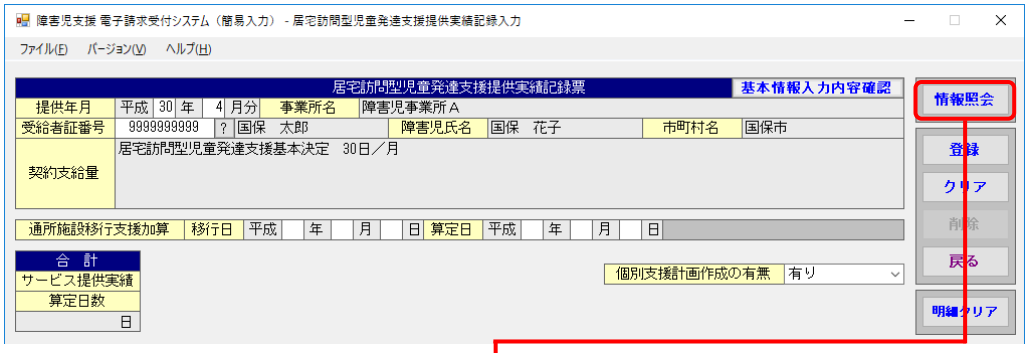

○【情報照会】画面

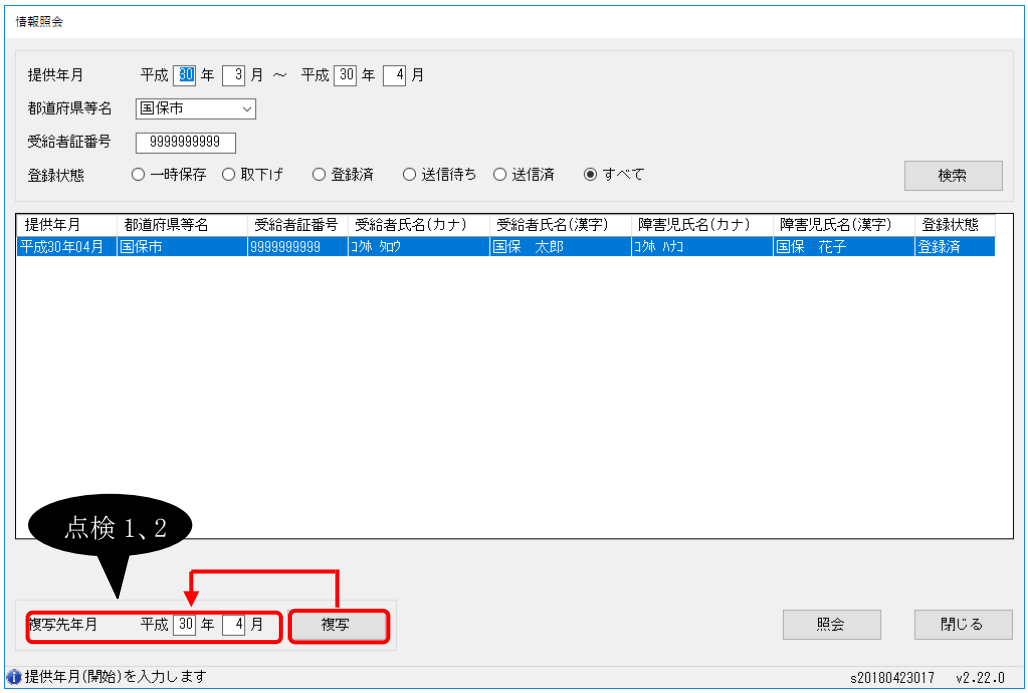

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[複写]ボタン クリック時	【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面から呼び出した場合、《複写先年月》欄が平成 30 年 4 月以降であること	複写先年月には平成 30 年 04 月以降を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 2	［複写］ボタンクリック時	【障害児相談支援給付費請求書入力】画面、または【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面から呼び出した場合、かつ提供年月が平成 30 年 4 月以降の請求情報を複写する場合、《複写先年月》欄が平成 30 年 4 月以降であること	複写先年月には平成 30 年 04 月以降を入力してください。

4.10. 基本情報入力内容確認

4.10.1. 画面の変更

【基本情報入力内容確認】画面において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された算定項目が表示されるよう変更しました。

ここでは、居宅訪問型児童発達支援の【基本情報入力内容確認】画面を例に説明します。

○【基本情報入力内容確認】画面

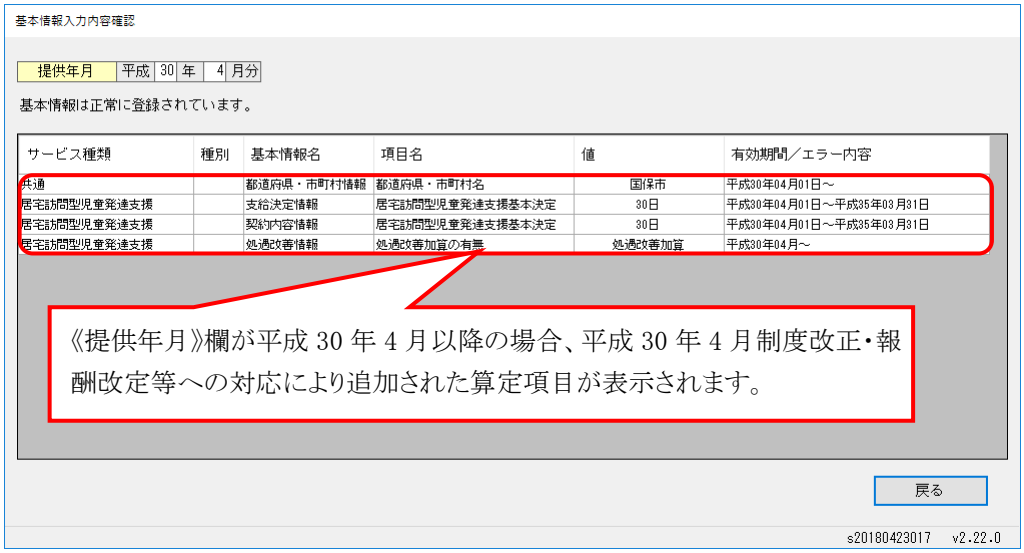

[追加項目]

No	項目名
1	自己評価結果等未公表減算の有無
2	行動障害支援体制加算の有無
3	要医療児者支援体制加算の有無
4	精神障害者支援体制加算の有無
5	児童発達支援管理責任者欠如減算の有無
6	指定管理者制度適用区分
7	地域生活支援拠点等区分
8	共生型サービス対象区分
9	共生型サービス体制強化加算区分
10	看護職員加配加算の有無
11	看護職員加配加算(重度)の有無
12	障害児状態等区分
13	未就学児等支援区分
14	児童指導員等加配加算の有無
15	児童指導員等加配加算(Ⅰ)の有無
16	児童指導員等加配加算(Ⅱ)の有無
17	職員欠如による減算適用開始年月日
18	児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日
19	基準該当事業所区分
20	訪問支援員特別加算の有無
21	送迎加算(重度)の有無

4.10.2. 点検の追加

【基本情報入力内容確認】画面において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、児童発達支援で算定できない本体報酬が登録されないよう、【児童発達支援提供実績記録票】画面で《受給者証番号》欄入力時に点検を追加しました。

また、【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面より表示される【基本情報入力内容確認】画面において、《提供年月》欄の入力内容について、点検を追加しました。

○【児童発達支援提供実績記録票】画面

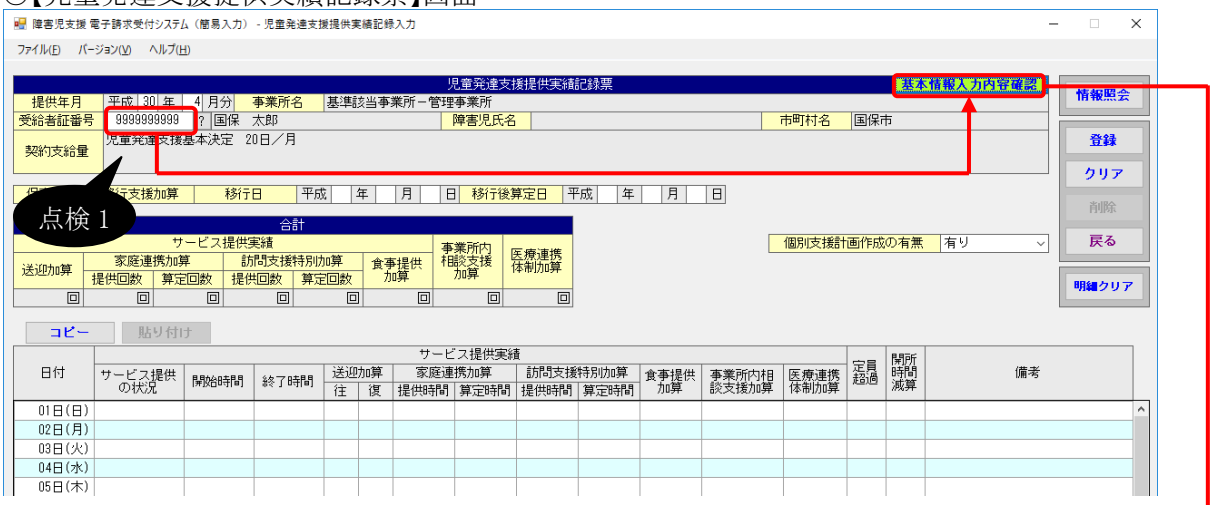

○【基本情報入力内容確認】画面

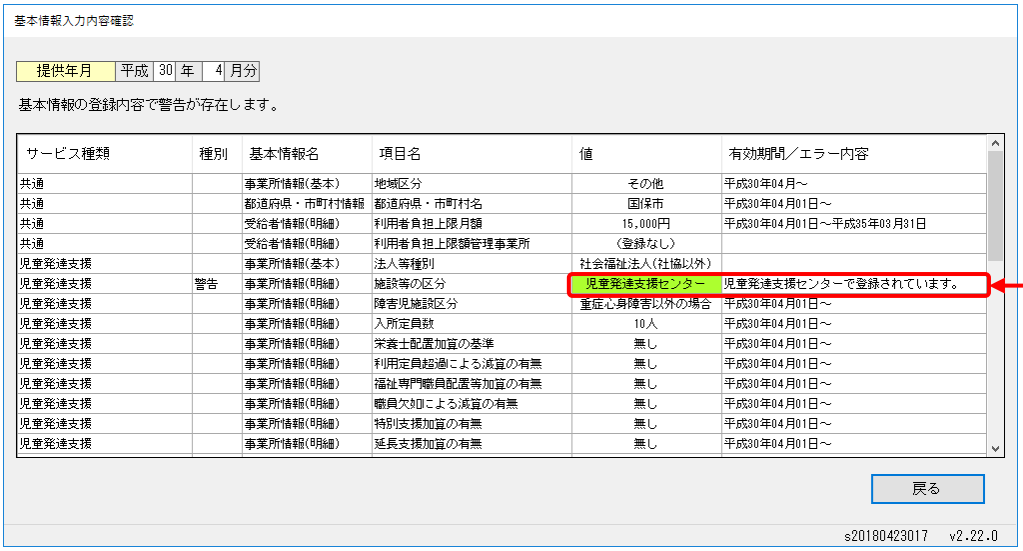

サービス種類	種別	基本情報名	項目名	値	有効期間／エラー内容
共通		事業所情報(基本)	地域区分	その他	平成30年04月～
共通		都道府県・市町村情報	都道府県・市町村名	国保市	平成30年04月01日～
共通		受給者情報(明細)	利用者負担上限月額	15,000円	平成30年04月01日～平成35年03月31日
共通		受給者情報(明細)	利用者負担上限額管理事業所	(登録なし)	
児童発達支援		事業所情報(基本)	法人等種別	社会福祉法人(社協以外)	
児童発達支援	警告	事業所情報(明細)	施設等の区分	児童発達支援センター	児童発達支援センターで登録されています。
児童発達支援		事業所情報(明細)	障害児施設区分	重症心身障害以外の場合	平成30年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	入所定員数	10人	平成30年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	栄養士配置加算の基準	無し	平成30年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	利用定員超過による減算の有無	無し	平成30年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	福祉専門職員配置等加算の有無	無し	平成30年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	職員欠如による減算の有無	無し	平成30年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	特別支援加算の有無	無し	平成30年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	延長支援加算の有無	無し	平成30年04月01日～

○【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面

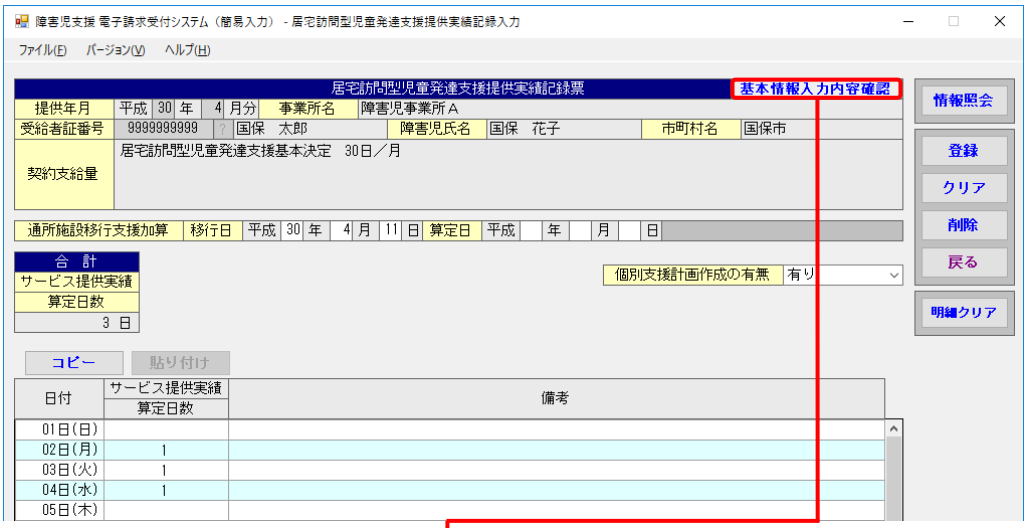

○【基本情報入力内容確認】画面

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	《受給者証番号》欄 入力時	児童発達支援において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、提供年月時点における【事業所情報(明細)】画面の《施設等の区分》欄に[児童発達支援センター]が登録されている場合、警告とする	児童発達支援センターで登録されています。(※1)
点検 2	《提供年月》欄入力時	【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面から呼び出した場合、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降であること	提供年月には平成 30 年 4 月以降を入力してください。

※1　警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。ただし、本体報酬は算定されません。

4.11. 請求明細書自動作成確認

4.11.1. 点検の追加

【請求明細書自動作成確認】画面において、《終了年月日》欄及び《回数》欄の入力内容について、点検を追加しました。

○【請求明細書自動作成確認】画面

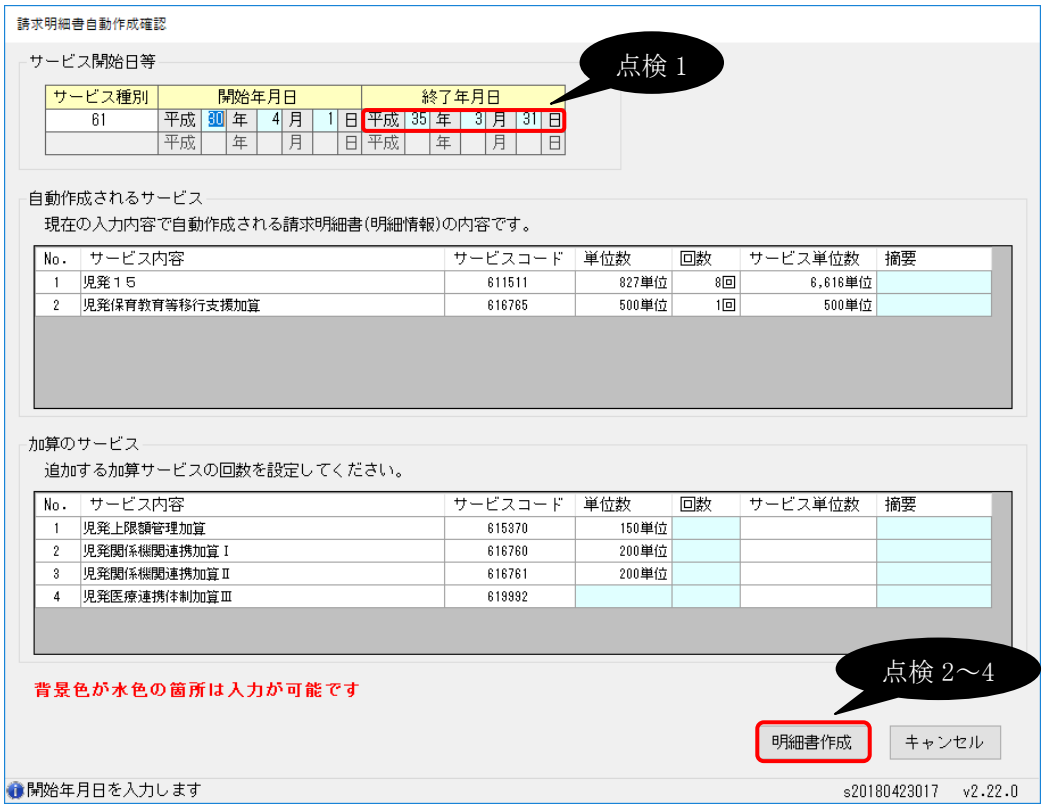

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[明細書作成] ボタン クリック時	《終了年月日》欄が【受給者情報(支給決定)】画面の支給決定終了日以前であること	終了年月日が支給決定情報の支給決定終了日を超えています。
点検 2		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、送迎加算及び送迎加算(同一敷地内減算)の回数が実績記録票の送迎加算(往)及び送迎加算(復)の合計回数を超えないこと	明細情報のサービスコード([該当するサービスコード名称1])([該当するサービスコード名称2])の回数の合計は[実績記録票の送迎加算(往)及び送迎加算(復)の合計回数]以下で入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、送迎加算(一定の条件を満たす場合)の回数が送迎加算及び送迎加算(同一敷地内減算)の合計回数を超えないこと	明細情報のサービスコード([該当するサービスコード名称])の回数は[送迎加算及び送迎加算(同一敷地内減算)の合計回数]以下で入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 4	[明細書作成] ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、特別支援加算の回数が本体報酬の合計回数を超えないこと	明細情報のサービスコード([該当するサービスコード名称])の回数は[本体報酬の合計回数]以下で入力してください。

4.11.2. 請求明細書自動作成内容の変更

【請求明細書自動作成確認】画面において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、以下の本体報酬及び加算について、自動作成されないよう変更しました。

No	本体報酬名/加算名	該当サービス
1	本体報酬(※1)	児童発達支援
2	人工内耳装用児支援加算	児童発達支援
3	栄養士配置加算	児童発達支援
4	指導員加配加算	児童発達支援、放課後等デイサービス
5	利用者負担上限額管理加算	児童発達支援、放課後等デイサービス
6	福祉専門職員配置等加算	児童発達支援、放課後等デイサービス
7	特別支援加算	児童発達支援、放課後等デイサービス
8	送迎加算(重症心身障害児の場合)	児童発達支援、放課後等デイサービス
9	食事提供加算	児童発達支援

※1 児童発達支援において、以下の本体報酬が自動作成対象外となります。
・児童発達支援センターで行う場合(障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合)
・児童発達支援センターで行う場合(難聴児の場合)
・児童発達支援センターで行う場合(重症心身障害児の場合)

4.12. 請求情報作成

4.12.1. 画面の制御

【請求情報作成】画面において、《請求年月日》欄が平成 30 年 5 月 1 日以降の場合、居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の請求情報を作成できるよう変更しました。

○【請求情報作成】画面

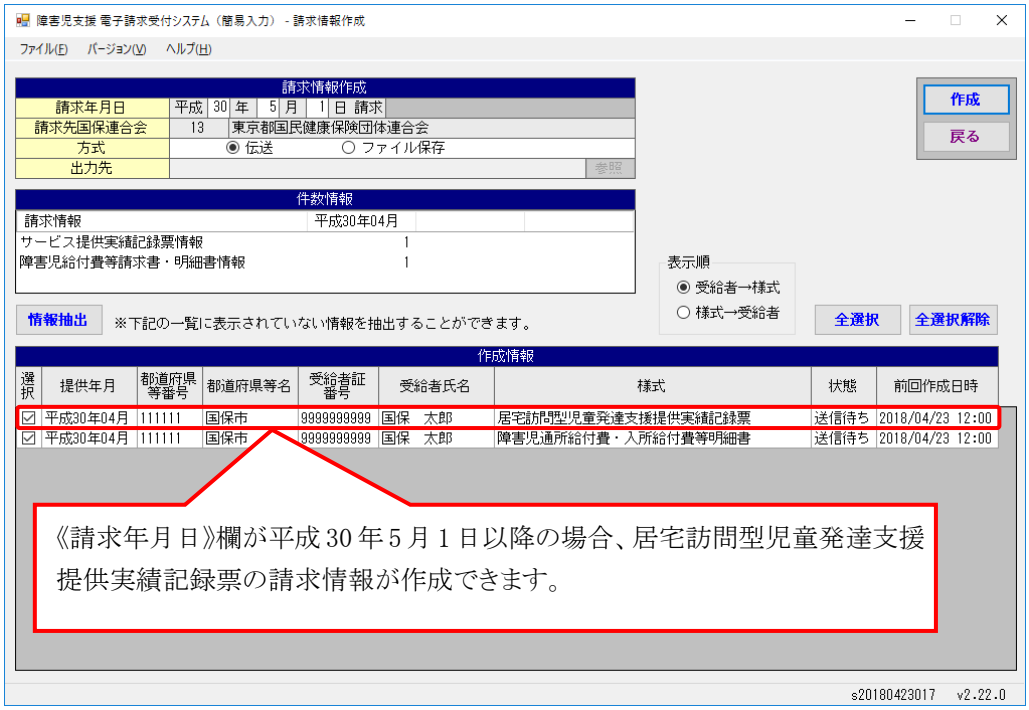

4.12.2. 点検の追加

【請求情報作成】画面において、上限額管理事業所で上限額管理を行う場合、請求情報作成対象の障害児通所給付費・入所給付費等明細書及び特例障害児通所給付費等明細書に対応する利用者負担上限額管理結果票が請求情報の作成対象となっているかの点検を追加しました。

○【請求情報作成】画面

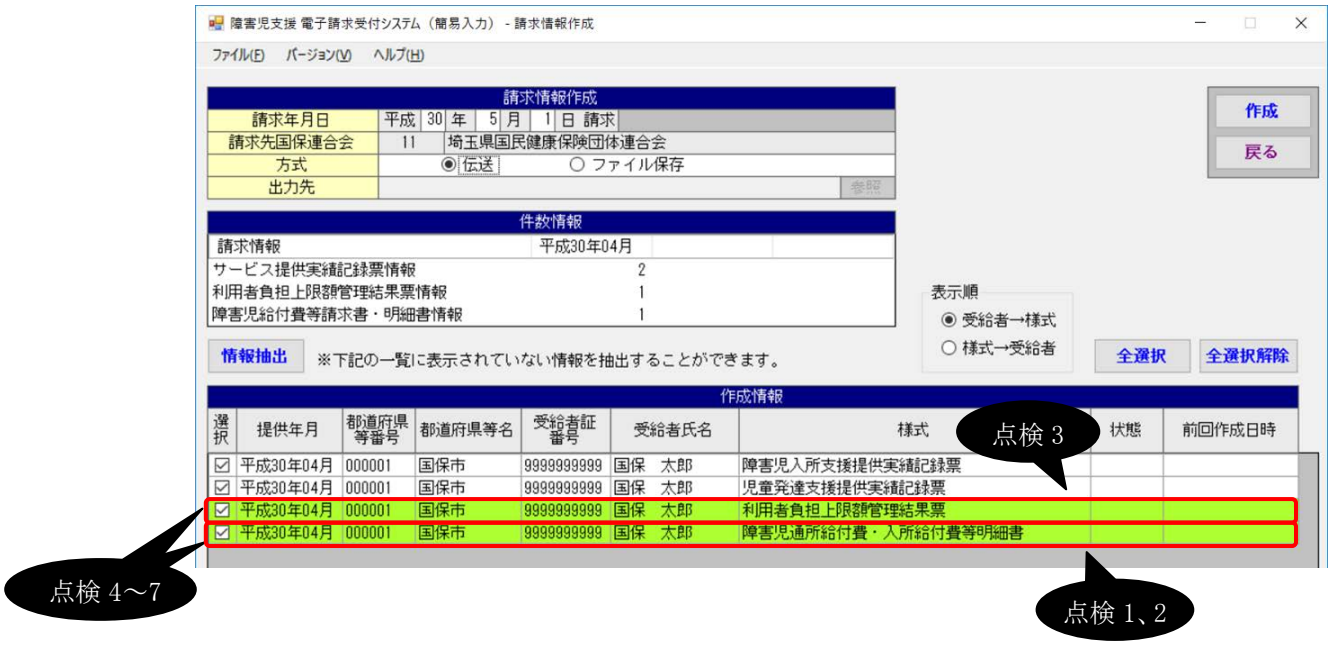

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[作成]ボタン クリック時	請求情報作成対象の請求明細書が以下の条件にすべて該当する場合、請求明細書の提供年月、事業所番号、都道府県等番号及び受給者証番号に一致する利用者負担上限額管理結果票が請求情報の作成対象となっていること(※1) ・請求明細書の《利用者負担上限額管理事業所(指定事業所番号)》欄が設定されていること ・請求明細書の事業所番号と《利用者負担上限額管理事業所(指定事業所番号)》欄が一致すること	請求明細書に対応する利用者負担上限額管理結果票が請求情報の作成対象外となっています。(※2)

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 2	[作成]ボタン クリック時	以下の条件に該当する請求明細書が請求情報の作成対象となっている場合、利用者負担上限額管理結果票の事業所番号と請求明細書の《利用者負担上限額管理事業所(指定事業所番号)》欄が一致すること ・請求情報作成対象の利用者負担上限額管理結果票の提供年月、事業所番号、都道府県等番号及び受給者証番号に一致する請求明細書であること	利用者負担上限額管理結果票に対応する請求明細書の指定事業所番号に自事業所番号が設定されていません。(※2)
点検 3		点検 1 及び点検 2 で正常となる場合、以下の条件に該当する利用者負担上限額管理結果票の《事業所番号》欄と請求明細書の事業所番号が一致する明細が登録されていること ・請求情報作成対象の請求明細書の提供年月、事業所番号、都道府県等番号及び受給者証番号に一致する利用者負担上限額管理結果票であること	利用者負担上限額管理結果票に上限額管理事業所の明細が登録されていません。(※2)
点検 4		点検 1 及び点検 2 で正常となる場合、請求情報作成対象の請求明細書の《利用者負担上限額管理事業所(管理結果)》欄と利用者負担上限額管理結果票の《利用者負担上限額管理結果》欄が一致すること	利用者負担上限額管理結果票の利用者負担上限額管理結果が請求明細書の管理結果と一致していません。(※2)

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 5	[作成]ボタン クリック時	点検 1 及び点検 2 で正常となる場合、請求情報作成対象の利用者負担上限額管理結果票における上限額管理事業所の明細の《利用者負担額》欄の金額が以下の(1)、(2)の順番に値が設定されている合計金額と一致すること (1)請求明細書の《調整後利用者負担額》欄の合計金額 (2)請求明細書の《上限月額調整(①②の内少ない数)》欄の合計金額	利用者負担上限額管理結果票の利用者負担額が請求明細書の利用者負担額と一致していません。(※2)
点検 6		点検 1 及び点検 2 で正常となる場合、請求情報作成対象の利用者負担上限額管理結果票における上限額管理事業所の明細の《総費用額》欄の金額が請求明細書の《総費用額》欄の合計金額と一致すること	利用者負担上限額管理結果票の総費用額が請求明細書の総費用額と一致していません。 (※2)
点検 7		点検 1 及び点検 2 で正常となる場合、請求情報作成対象の利用者負担上限額管理結果票における上限額管理事業所の明細の《管理結果後利用者負担額》欄の金額が請求明細書の《決定利用者負担額》欄の合計金額と一致すること	利用者負担上限額管理結果票の管理結果後利用者負担額が請求明細書の決定利用者負担額と一致していません。(※2)

※1 利用者負担上限額管理結果票が請求情報の作成対象外の場合、[P57 Point！ 利用者負担上限額管理結果票が送信済みの場合について]の点検 8 以降が行われます。

※2 警告メッセージが表示されますが、請求情報を作成することができます。

Point！ 利用者負担上限額管理結果票が送信済みの場合について

請求情報作成対象の請求明細書に対応する利用者負担上限額管理結果票が送信済みの場合、利用者負担上限額管理結果票は【請求情報作成】画面に表示されませんが、請求明細書との金額等の点検が行われます。

○【請求情報作成】画面

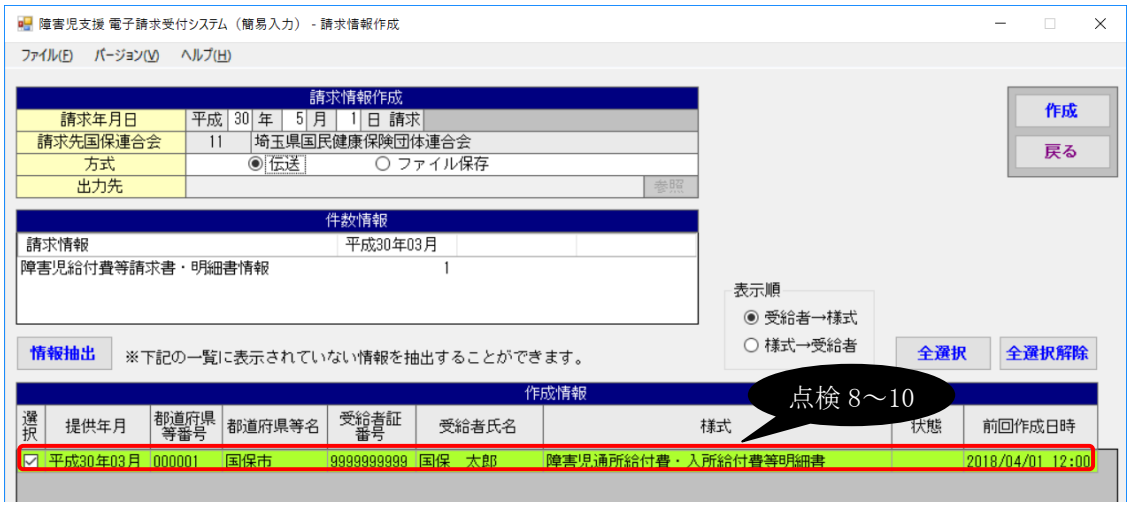

No	点検タイミング	点検内容	メッセージ
点検 8	[作成]ボタンクリック時	請求情報作成対象の請求明細書の提供年月、事業所番号、都道府県等番号及び受給者証番号に一致する送信済みの利用者負担上限額管理結果票が存在すること	請求明細書に対応する利用者負担上限額管理結果票が請求情報の作成対象外となっています。(※1)
点検 9		点検 8 で正常となる場合、以下の条件に該当する利用者負担上限額管理結果票の《事業所番号》欄と請求明細書の事業所番号が一致する明細が登録されていること ・請求情報作成対象の請求明細書の提供年月、事業所番号、都道府県等番号及び受給者証番号に一致する利用者負担上限額管理結果票であること	請求明細書に対応する利用者負担上限額管理結果票が請求情報の作成対象外となっています。(※1)
点検 10		点検 9 で正常となる場合、点検 4～点検 7 を行い、正常となること	請求明細書に対応する利用者負担上限額管理結果票が請求情報の作成対象外となっています。(※1)

※1　警告メッセージが表示されますが、請求情報を作成することができます。

○【請求明細書入力】画面（障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力の場合）

・請求明細書の提供年月、事業所番号、都道府県等番号及び受給者証番号に一致する利用者負担上限額管理結果票が存在すること。
（点検 1)(点検 8)
・利用者負担上限額管理結果票の事業所番号と《利用者負担上限額管理事業所(指定事業所番号)》欄が一致すること。(点検 2)

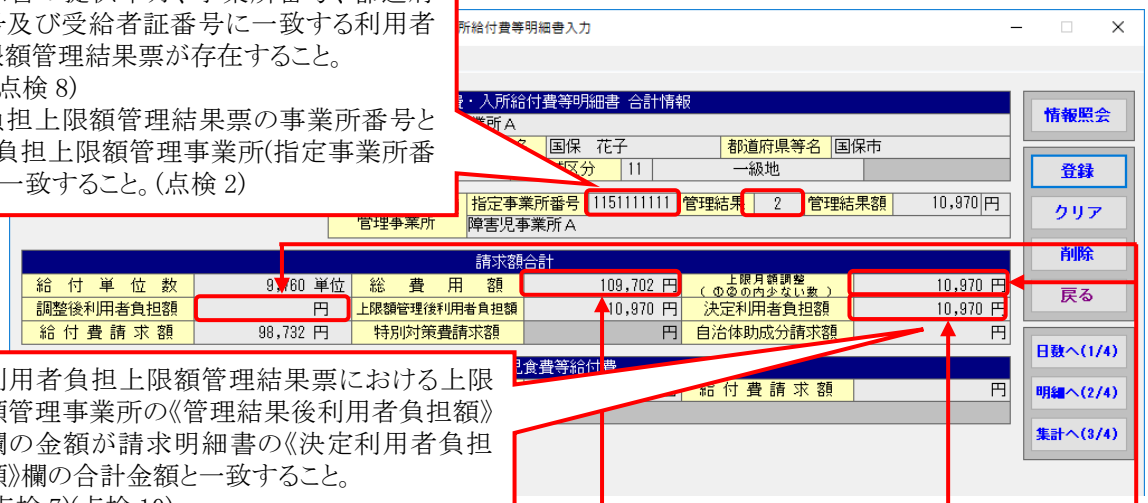

利用者負担上限額管理結果票における上限額管理事業所の《管理結果後利用者負担額》欄の金額が請求明細書の《決定利用者負担額》欄の合計金額と一致すること。
（点検 7)(点検 10)

○【利用者負担上限額管理結果入力】画面

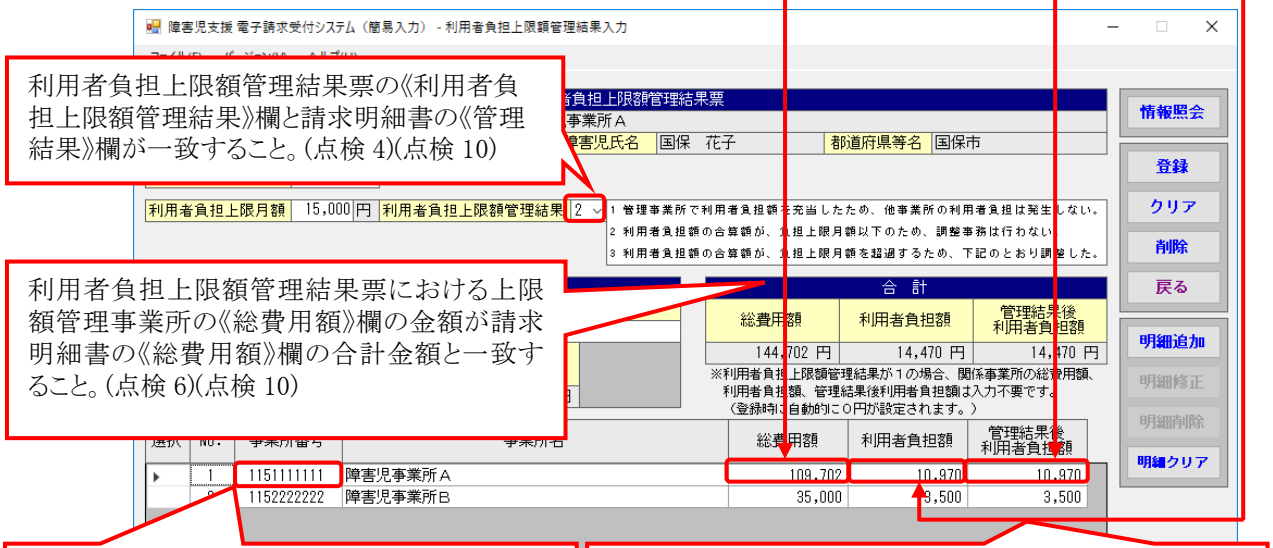

利用者負担上限額管理結果票の《利用者負担上限額管理結果》欄と請求明細書の《管理結果》欄が一致すること。(点検 4)(点検 10)

利用者負担上限額管理結果票における上限額管理事業所の《総費用額》欄の金額が請求明細書の《総費用額》欄の合計金額と一致すること。(点検 6)(点検 10)

利用者負担上限額管理結果票の《事業所番号》欄と請求明細書の事業所番号が一致すること。(点検 3)(点検 9)

利用者負担上限額管理結果票における上限額管理事業所の《利用者負担額》欄の金額が請求明細書の以下の(1)、(2)の順番に値が設定されている合計金額と一致すること。(点検 5)(点検 10)
(1)《調整後利用者負担額》欄の合計金額
(2)《上限月額調整(①②の内少ない数)》欄の合計金額

Point！《情報作成区分》欄が[取消]の場合の点検結果について

【利用者負担上限額管理結果入力】画面の《情報作成区分》欄が[取消]の場合、利用者負担上限額管理結果票は請求されないことになるため、点検 1～点検 10 の点検結果は以下の通りに変更されます。

○【利用者負担上限額管理結果入力】画面

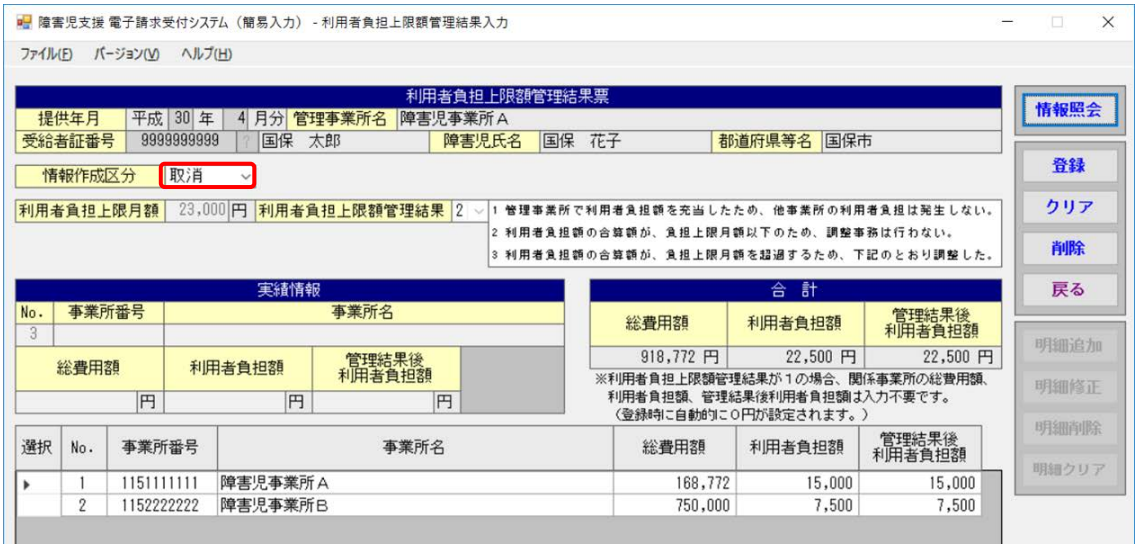

[《情報作成区分》欄が[取消]の場合の点検結果について]

No	点検結果	備考
点検 1	請求明細書の《利用者負担上限額管理事業所(指定事業所番号)》欄が設定されている場合、点検で警告となる ※ 設定されていない場合、正常となる	上限額管理事業所で請求明細書に《利用者負担上限額管理事業所(指定事業所番号)》欄が設定されている場合、対応する利用者負担上限額管理結果票が存在するかの点検を行うが、[取消]の場合、請求されないことになるため、点検で警告となる
点検 2	点検は行われない	[取消]の場合、利用者負担上限額管理結果票は請求されないことになるため、請求明細書との突合点検は行われない
点検 3～点検 7	点検は行われない	・[取消]、かつ点検 1 で警告となった場合、点検は行われない ・[取消]、かつ点検 1 で正常となった場合、利用者負担上限額管理結果票が不要な場合であるため、点検は行われない
点検 8	点検で警告となる	[取消]の場合、利用者負担上限額管理結果票は請求されないことになるため、点検で警告となる
点検 9、点検 10	点検は行われない	点検 8 で警告となるため、点検は行われない

4.13. 情報抽出

4.13.1. 画面の制御

【情報抽出】画面において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の請求情報を抽出できるよう変更しました。

○【情報抽出】画面

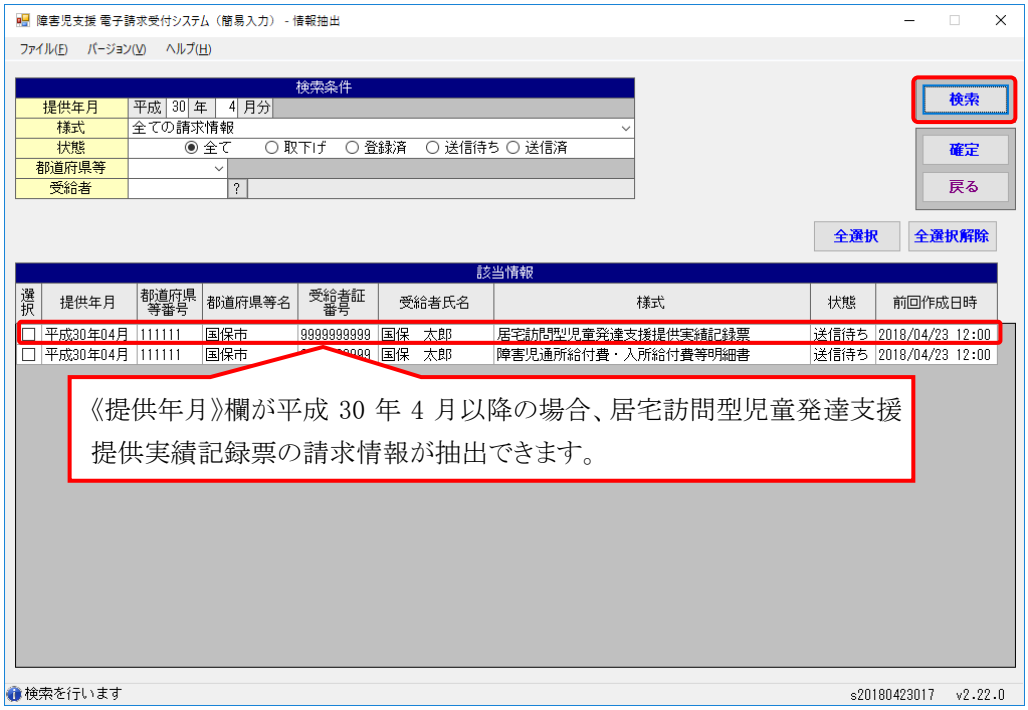

4.14. 請求内容管理管理

4.14.1. 画面の変更

【請求内容管理】画面において、《請求年月》欄が平成 30 年 5 月以降の場合、《請求内容　実績記録票》欄に、《居宅訪問型児童発達支援》欄を追加しました。

○【請求内容管理】画面

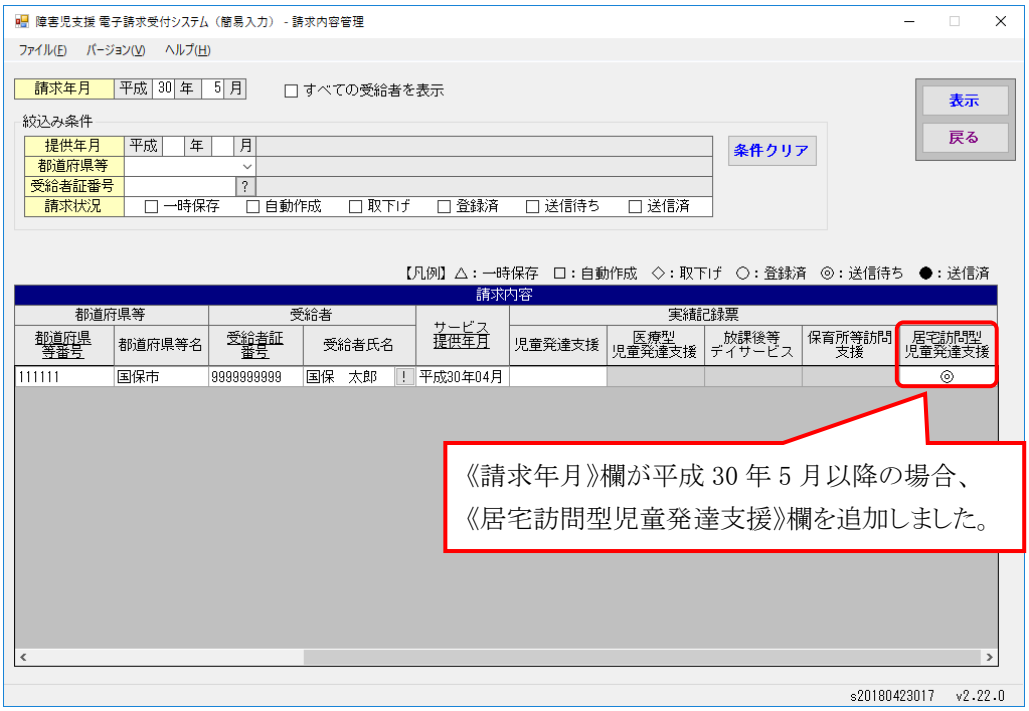

4.15. 送信内容確認

4.15.1. 画面の変更

【送信内容確認】画面において、《請求年月》欄が平成 30 年 5 月以降の場合、《送信内容詳細実績記録票》欄に、《居宅訪問型児童発達支援》欄を追加しました。

また、《請求状況》欄に表示される名称について、[受付点検中]を[一次審査中]、[市町村審査中]を[二次審査中]に変更しました。

○【送信内容確認】画面

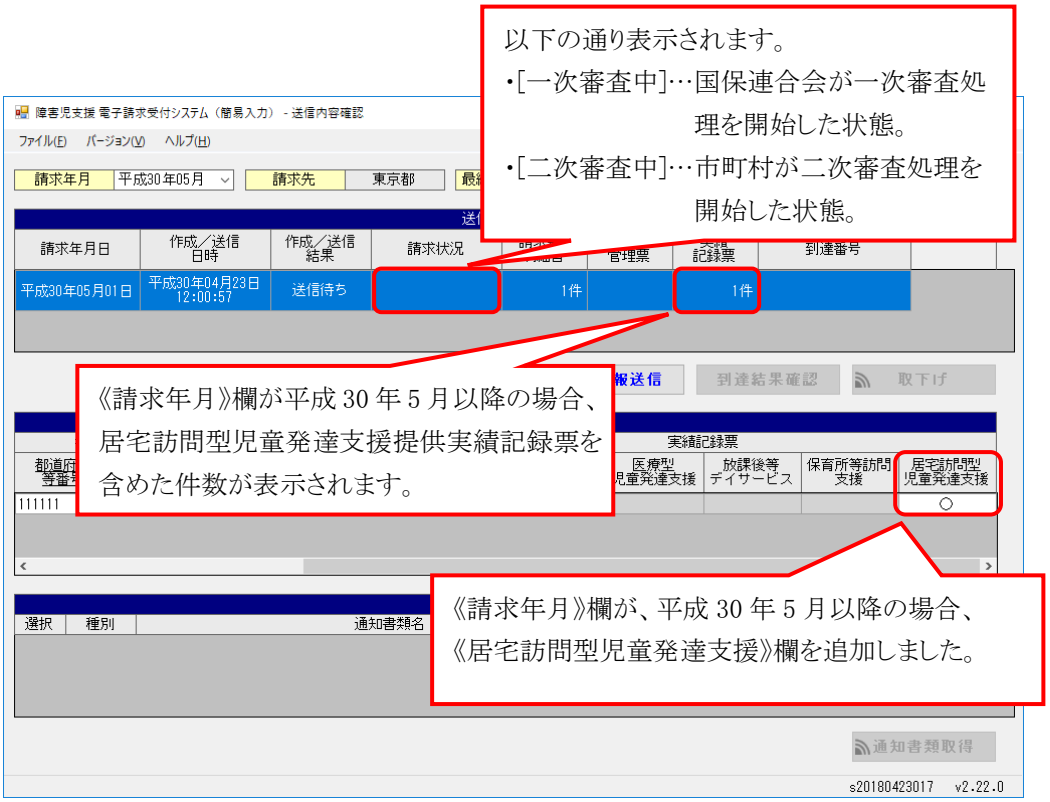

4.16. 帳票印刷

4.16.1. 画面の変更

【帳票印刷】画面において、《帳票名》欄の選択項目に[居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票]、[障害児相談支援給付費明細書]及び[特例障害児相談支援給付費明細書]を追加しました。

また、【障害児通所支援】の様式説明に居宅訪問型児童発達支援を追加しました。

○【帳票印刷】画面

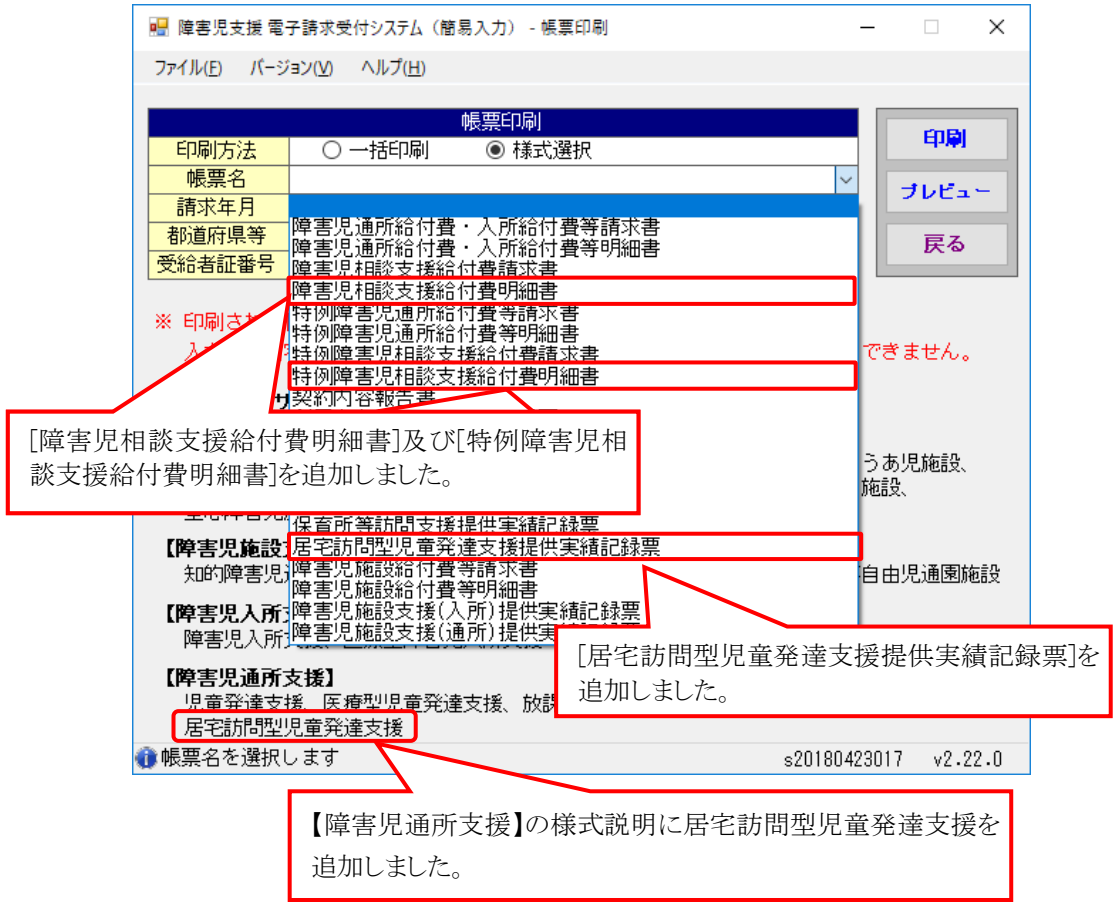

4.17. サービス提供実績記録入力

4.17.1. 障害児入所支援提供実績記録入力

(1)画面の変更

【障害児入所支援提供実績記録票】画面において、《合計　地域移行加算》欄を追加し、《地域移行加算　入所中算定日》欄、《個別支援計画作成の有無》欄及び《地域移行加算》欄を変更しました。

○【障害児入所支援提供実績記録票】画面

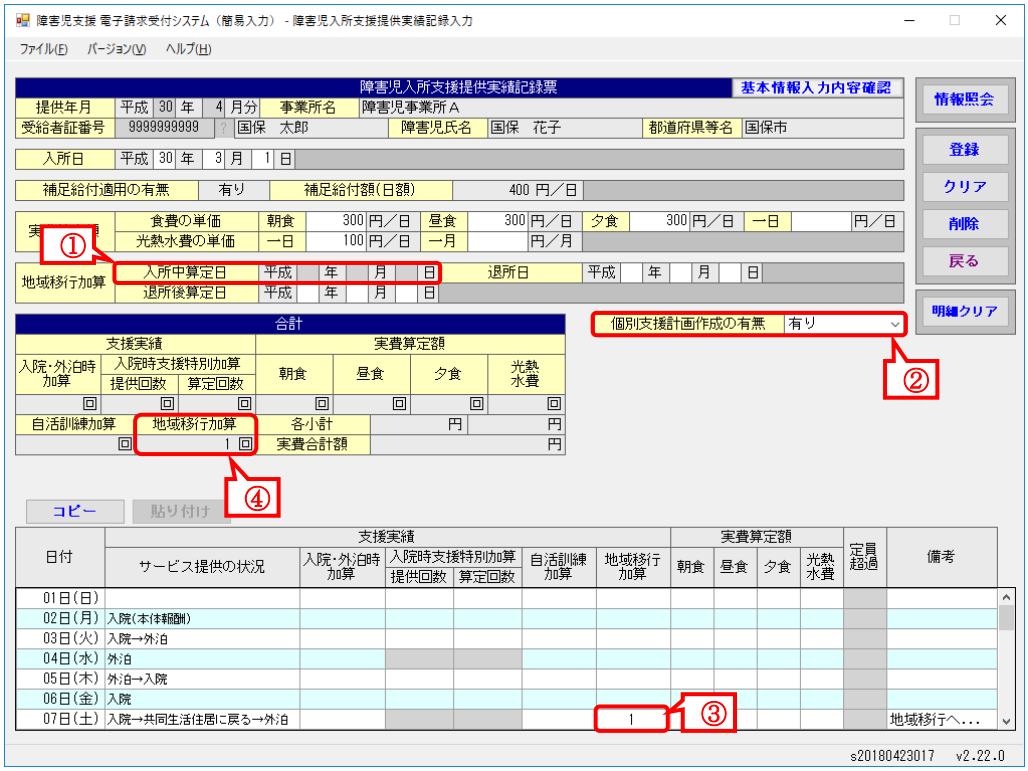

No	項目名	内容
①	地域移行加算　入所中算定日	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合入所中算定日を入力します。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合入力不可となります。
②	個別支援計画作成の有無	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合[無し][有り]のいずれかを選択します。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合[無し(3 月以上)][無し][有り]のいずれかを選択します。
③	地域移行加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合加算を行う場合、[1]を入力します。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合加算を行う場合、[1]を入力します。(※1)

No	項目名	内容
④	合計　地域移行加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 表示されません。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 地域移行加算の合計回数が表示されます。

※1　地域移行加算の入所中算定については、入所日から退所日までの期間で入力します。
地域移行加算の退所後算定については、《地域移行加算》欄は入力不可となり、《退所後算定日》欄に算定する日付を入力します。

(2)入力方法について

【障害児入所支援提供実績記録票】画面における入力方法を説明します。

○【障害児入所支援提供実績記録票】画面

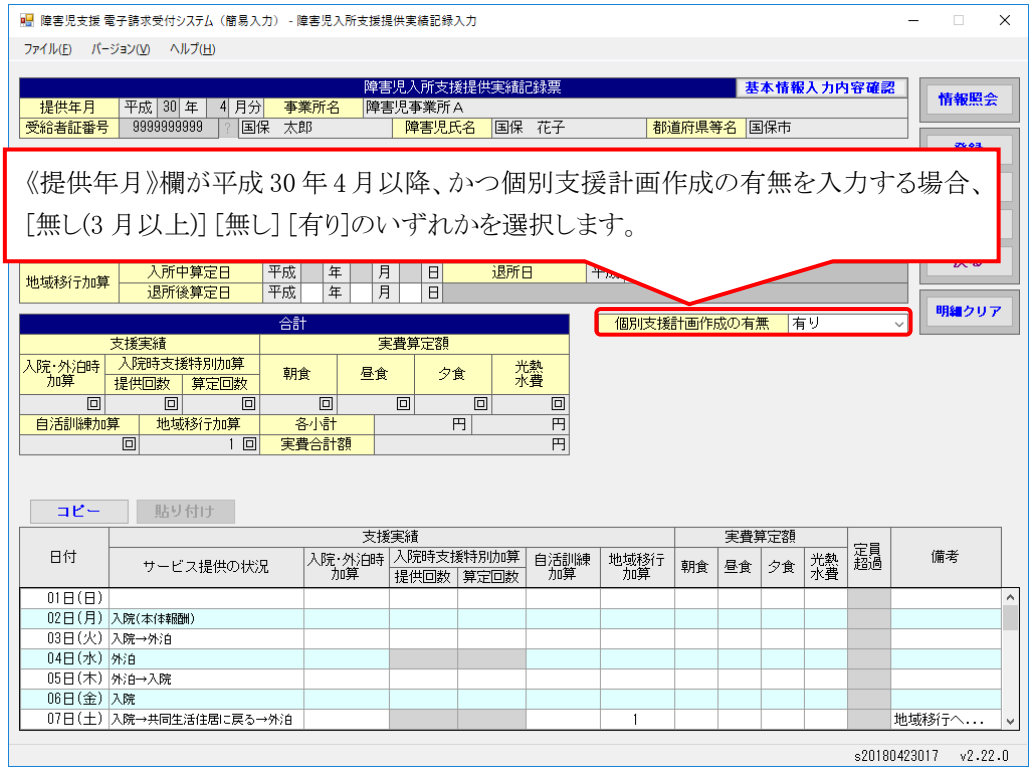

(3)点検の追加

【障害児入所支援提供実績記録票】画面において、《朝食》欄、《昼食》欄、《夕食》欄、《光熱水費》欄及び《地域移行加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。

○【障害児入所支援提供実績記録票】画面

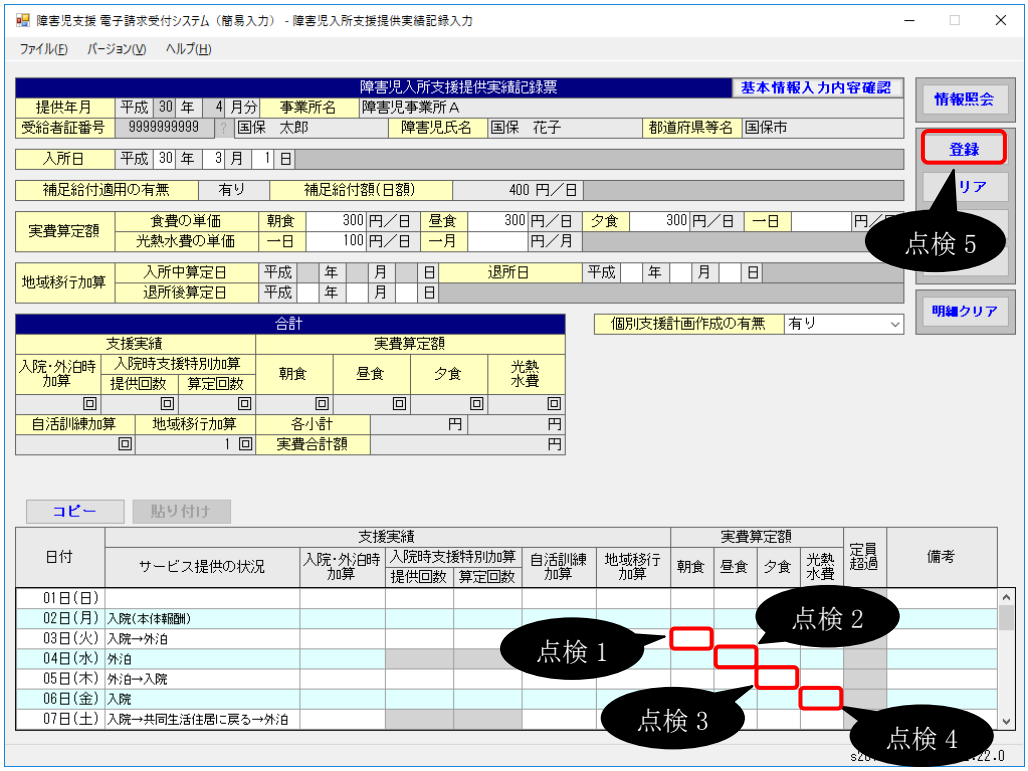

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《サービス提供の状況》欄が[入院] [外泊] [入院→外泊] [外泊→入院]の場合、《朝食》欄に[1]が入力されていないこと(※1)	○日の朝食が不正です。入院、または外泊時に、朝食が設定されています。(※2)
点検 2		《サービス提供の状況》欄が[入院] [外泊] [入院→外泊] [外泊→入院]の場合、《昼食》欄に[1]が入力されていないこと(※1)	○日の昼食が不正です。入院、または外泊時に、昼食が設定されています。(※2)
点検 3		《サービス提供の状況》欄が[入院] [外泊] [入院→外泊] [外泊→入院]の場合、《夕食》欄に[1]が入力されていないこと(※1)	○日の夕食が不正です。入院、または外泊時に、夕食が設定されています。(※2)
点検 4		《サービス提供の状況》欄が[入院] [外泊] [入院→外泊] [外泊→入院]の場合、《光熱水費》欄に[1]が入力されていないこと(※1)	○日の光熱水費が不正です。入院、または外泊時に、光熱水費が設定されています。(※2)

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 5	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、合計回数が請求サービスコードマスタ情報の算定回数制限を超えていないこと	地域移行加算の入所中算定が算定可能回数を超えています。

※1 《入院・外泊時加算》欄に[1]、または[2]が入力されている場合、点検は行われません。

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(4)請求明細書自動作成内容の変更

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応後の報酬のサービスは、以下の通りです。

なお、公立減算の内容については、[P71 Point ！ 公立減算が適用される本体報酬及び加算について]を参照してください。

また、身体拘束廃止未実施減算の本体報酬の算定については、[P72 Point ！ 身体拘束廃止未実施減算に該当する場合]を参照してください。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
1	自動作成	障害児入所支援費 (入所支援計画が作成されない場合) (※1)	実績記録票で《個別支援計画作成の有無》欄が[無し]、または[無し(3 月以上)]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		医療型障害児入所支援費 (入所支援計画が作成されない場合) (※1)	
3		医療型障害児入所支援費 (入所日から 60 日以内の場合) (※1)	受給者情報(支給決定)に[医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(自閉症)]、[医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(肢体不自由児)]、または[医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(重症心身障害児)]の決定サービスコードが登録されており、提供年月が有効期間内である場合、かつ実績記録票の提供年月が《入所日》欄から 60 日以内の場合、または 61 日以上 90 日以内の場合、自動作成されるサービス部に表示されます。(※2)
4		医療型障害児入所支援費 (入所日から 61 日以上 90 日以内の場合) (※1)	
5		児童発達支援管理責任者専任加算 (※3)	事業所情報(明細)で《児童発達支援管理責任者専任加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
6		心理担当職員配置加算Ⅰ (※1)	事業所情報(明細)で《心理担当職員配置加算の有無》欄が[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。(※4)

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
7	自動作成	心理担当職員配置加算Ⅱ (※1)	事業所情報(明細)で《心理担当職員配置加算の有無》欄が[Ⅱ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。(※4)
8		看護職員配置加算Ⅰ (※1)	事業所情報(明細)で《看護職員配置加算の有無》欄が[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。(※5)
9		看護職員配置加算Ⅱ (※1)	事業所情報(明細)で《看護職員配置加算の有無》欄が[Ⅱ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。(※5)
10		児童指導員等加配加算 (※1)	事業所情報(明細)で《児童指導員等加配加算の有無》欄が[専門職員]、または[児童指導員等]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
11		保育職員加配加算 (※1)	事業所情報(明細)で《保育職員加配加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
12		地域移行加算	実績記録票で《地域移行加算・入所中算定日》欄、または《地域移行加算・退所後算定日》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、実績記録票で《地域移行加算》欄、または《地域移行加算・退所後算定日》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

※1 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、作成、または表示されます。

※2 事業所情報(明細)の《施設等の区分》欄が[指定発達支援医療機関]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)に[医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(自閉症)]の決定サービスコードが登録されている場合、作成、または表示されません。

※3 提供年月が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

※4 強度行動障害児特別支援加算1が自動作成されている場合、心理担当職員配置加算Ⅰ、または心理担当職員配置加算Ⅱは自動作成されるサービス部には表示されません。

※5 受給者情報(支給決定)で[自閉症児]、または[肢体不自由児]の決定サービスコードが登録されている、かつ提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部には表示されません。

Point！ 公立減算が適用される本体報酬及び加算について

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により、公立減算が適用される本体報酬及び加算について、事業所情報(明細)の《指定管理者制度適用区分》欄を条件に含めて自動作成されるよう変更しました。

[事業所情報の登録内容による自動作成内容]

No	事業所情報(基本) 《法人等種別》欄(※1)	事業所情報(明細) 《指定管理者制度適用区分》欄	自動作成内容
1	公立以外の場合	非該当	通常の報酬で自動作成を行う。
2		該当	公立減算の報酬で自動作成を行う。(※2)
3	公立の場合	非該当	公立減算の報酬で自動作成を行う。(※2)
4		該当	公立減算の報酬で自動作成を行う。(※2)

※1 《法人等種別》欄が以下の設定値の場合、公立とします。
- 地方公共団体(都道府県)
- 地方公共団体(市町村)
- 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)
- 国立施設

※2 公立減算が適用される本体報酬及び加算については、以下の通りです。
- 本体報酬
  障害児入所支援
  医療型障害児入所支援
  児童発達支援
  医療型児童発達支援
- 入院・外泊時加算
  障害児入所支援

Point！ 身体拘束廃止未実施減算に該当する場合

指定事業所、かつ平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応で追加された身体拘束廃止未実施減算に該当する場合、実績記録票の請求明細書自動作成において、身体拘束廃止未実施減算が適用された本体報酬のサービスコードは自動作成されません。

そのため、請求明細書自動作成後の【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面において、自動作成された本体報酬のサービスコードを身体拘束廃止未実施減算が適用された本体報酬のサービスコードに修正する必要があります。

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面

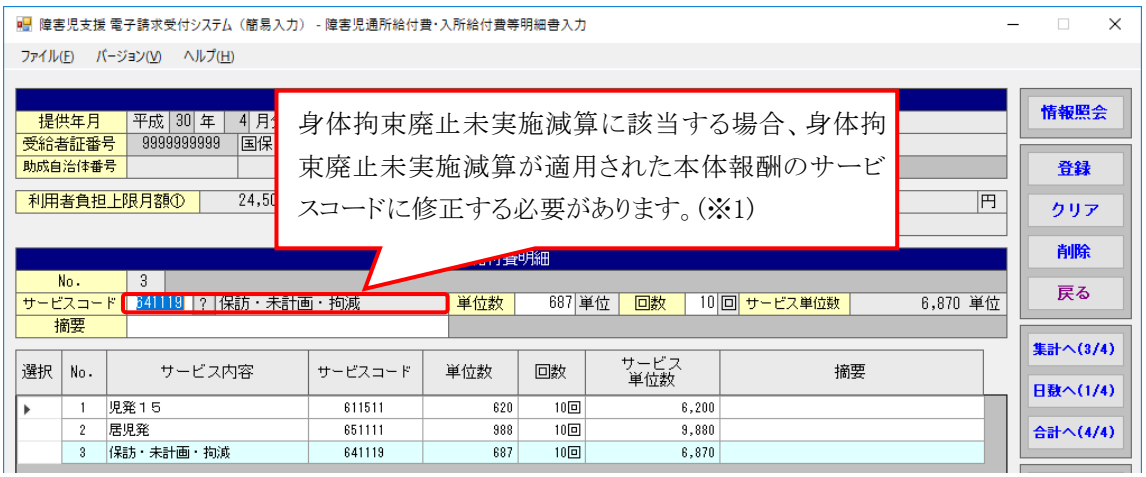

※1　対象のサービスは、以下の通りです。

障害児入所支援
医療型障害児入所支援
児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援

4.17.2. 児童発達支援提供実績記録入力

(1)画面の変更

【児童発達支援提供実績記録票】画面において、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《事業所内相談支援加算》欄、《医療連携体制加算》欄及び《合計》欄を追加し、《個別支援計画作成の有無》欄を変更しました。

また、項目追加に伴い、画面サイズを変更しました。

○【児童発達支援提供記録実績記録票】画面

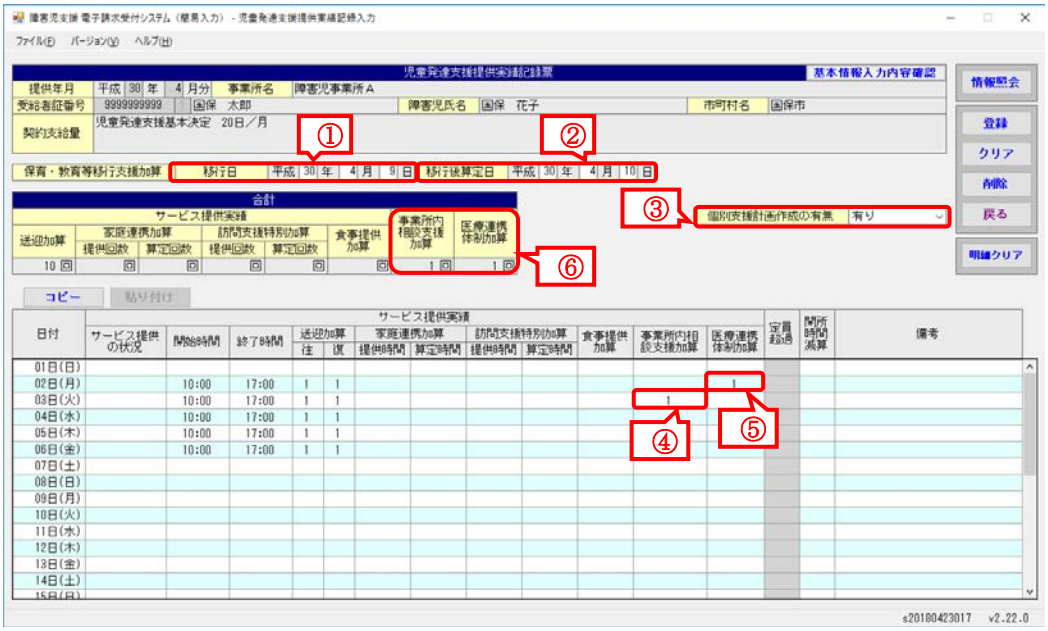

No	項目名	内容
①	保育・教育等移行支援加算　移行日	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 移行日を入力します。
②	保育・教育等移行支援加算　移行後算定日	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 移行後算定日を入力します。
③	個別支援計画作成の有無	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 [無し(3 月以上)] [無し] [有り]のいずれかを選択します。

No	項目名	内容
④	事業所内相談支援加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 加算を行う場合、[1]を入力します。
⑤	医療連携体制加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 加算を行う場合、[1] [2] [4] [5] [6]のいずれかを入力します。
⑥	合計　事業所内相談支援加算、 合計　医療連携体制加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 表示されません。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 医療連携体制加算及び事業所内相談支援加算の合計回数が表示されます。

(2)入力方法について

【児童発達支援提供実績記録票】画面における入力方法を説明します。

○【児童発達支援提供実績記録票】画面

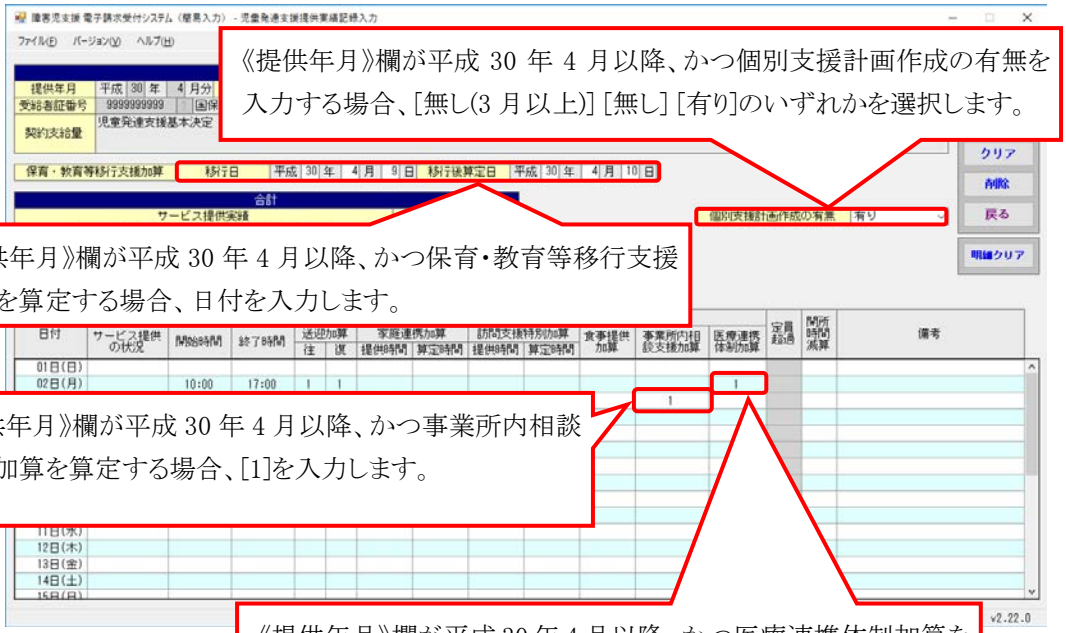

(3)点検の追加

【児童発達支援提供実績記録票】画面において、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《食事提供加算》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《医療連携体制加算》欄及び《事業所内相談支援加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。

また、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、児童発達支援で算定されない本体報酬が登録されないよう、点検を追加しました。

さらに、契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。

○【児童発達支援提供実績記録票】画面

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、《送迎加算(往)》欄が入力されないこと(※1)	○日の送迎加算(往)が不正です。基準該当事業所のため、送迎加算Ⅱは算定されません。(※2)
点検 2		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、《送迎加算(復)》欄が入力されないこと(※1)	○日の送迎加算(復)が不正です。基準該当事業所のため、送迎加算Ⅱは算定されません。(※2)
点検 3		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、《食事提供加算》欄が入力されないこと	○日の食事提供加算が不正です。基準該当事業所のため、食事提供加算は算定されません。(※2)

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、提供年月時点における【事業所情報(明細)】画面の《施設等の区分》欄に[児童発達支援センター]が登録されていないこと	基準該当事業所の場合、かつ事業所情報(明細)の施設等の区分が「児童発達支援センター」の場合、本体報酬は算定されません。(※2)
点検 5	《保育・教育等移行支援加算移行日》欄入力後	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、日付であること	入力された日付は存在しない日付です。
点検 6	《保育・教育等移行支援加算移行後算定日》欄入力後		
点検 7	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、日付であること	移行日は存在しない日付です。
点検 8			移行後算定日は存在しない日付です。
点検 9		移行日 ≧ 提供年月であること(※3)	移行日には提供年月以降を入力してください。
点検 10		移行後算定日 ≧ 移行日であること	移行後算定日には移行日以降を入力してください。
点検 11		移行日(年月) > 提供年月でないこと	移行日がサービス提供年月の翌月以降です。(※2)
点検 12		《移行後算定日》欄に値が設定されている場合、《移行日》欄に値が設定されていること	移行日が設定されていません。(※2)
点検 13		《移行後算定日》欄に値が設定されている場合、《移行日》欄に設定された日付が児童発達支援の支給決定期間内であること	移行日「平成〇年〇月〇日」の支給決定情報が登録されていません。
点検 14	《事業所内相談支援加算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、[1]であること	事業所内相談支援加算が不正です。 加算時は1を入力してください。
点検 15	《医療連携体制加算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、[1]、[2]、[4]、[5]、または[6]であること	医療連携体制加算が不正です。 加算時は1、2、4、5または6を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 16	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ事業所情報(明細)の《未就学児等支援区分》欄が[非該当]、または未登録の場合、かつ明細が入力されている場合、以下の条件にすべて該当する場合、エラーとする(※4) (※5) ・事業所情報(明細)の《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]、かつ《障害児施設区分》欄が[重症心身障害以外の場合]の場合	事業所情報(明細)の未就学児等支援区分が「非該当」のため、請求明細書自動作成は行えません。
点検 17		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、合計回数が請求サービスコードマスタ情報の算定回数制限を超えていないこと	事業所内相談支援加算が算定可能回数を超えています。
点検 18		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、かつ事業所情報(明細)の《障害児施設区分》欄が[重症心身障害の場合]の場合、かつ支給決定情報が[613000]の場合、かつ《サービス提供の状況》欄が[欠席]の場合、合計回数が請求サービスコードマスタ情報の算定回数制限を超えていないこと	欠席時対応加算が算定可能回数を超えています。
点検 19		明細が 1 件以上入力されていること (※6)	登録する情報がありません。明細を入力してください。
点検 20		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、契約内容情報が登録されていること	契約内容情報が登録されていません。

※1 以下の条件にすべて該当する場合、点検が行われます。
・提供年月時点における【事業所情報(明細)】画面の《障害児施設区分》欄に[重症心身障害の場合]が登録されている場合
・提供年月時点における【受給者情報(支給決定)】画面に児童発達支援基本決定(重症心身障害児)が登録されている場合

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※3 移行日(年月)と移行後算定日(年月)が異なる場合、点検は行われません。

※4 日単位で点検が行われます。

※5 基準該当事業所の場合、または事業所情報(明細)の《共生型サービス対象区分》欄が[該当]の場合、点検は行われません。

※6 保育・教育等移行支援加算の移行日(年月)と移行後算定日(年月)が異なる場合、点検は行われません。

(4)請求明細書自動作成内容の変更

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応後の報酬のサービスは、以下の通りです。

なお、公立減算の内容については、[P71　Point ！ 公立減算が適用される本体報酬及び加算について]を参照してください。

また、身体拘束廃止未実施減算の本体報酬の算定については、[P72　Point ！ 身体拘束廃止未実施減算に該当する場合]を参照してください。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
1	自動作成	児童発達支援費 (未就学児の場合) (※1)	事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]で登録されている、かつ《障害児施設区分》欄が[重症心身障害以外の場合]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)に[児童発達支援基本決定]、[児童発達支援基本決定(難聴児)]、または[児童発達支援基本決定(重症心身障害児)]の決定サービスコードが登録されている場合、かつ《未就学児等支援区分》欄が[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録されている場合、または《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]で登録されている、かつ《障害児施設区分》欄が[重症心身障害の場合]で登録されている、かつ[児童発達支援基本決定]、または[児童発達支援基本決定(難聴児)]の決定サービスコードが登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		児童発達支援費 (職員欠如による減算 (減算が適用される月から 2 月目までの場合)) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)、かつ事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]で登録されている、かつ《障害児施設区分》欄が[重症心身障害以外の場合]で登録されている場合、または基準該当事業所で《基準該当事業所区分》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、かつ《職員欠如による減算の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票の提供年月が《職員欠如による減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から 2 月目までの場合、または《職員欠如による減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から 3 月以上の場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		児童発達支援費 (職員欠如による減算 (3 月以上連続して減算の場合)) (※1)	

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
4	自動作成	児童発達支援費 (児童発達支援管理責任者欠如減算(減算適用開始から 4 月目までの場合)) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)、かつ事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]で登録されている、かつ《障害児施設区分》欄が[重症心身障害以外の場合]で登録されている場合、または基準該当事業所で《基準該当事業所区分》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、かつ《児童発達支援管理責任者欠如減算の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票の提供年月が《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から 4 月目までの場合、または《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から 5 月以上の場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
5		児童発達支援費 (児童発達支援管理責任者欠如減算(5 月以上連続して減算の場合)) (※1)	
6		児童発達支援費 (通所支援計画が作成されない場合) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)、または基準該当事業所で《基準該当事業所区分》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、かつ実績記録票で《個別支援計画作成の有無》欄が[無し]、または[無し(3 月以上)]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
7		児童発達支援費 (共生型の場合) (※1)	共生型事業所で《共生型サービス対象区分》欄が[該当]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
8		児童発達支援費 (自己評価結果等未公表減算の場合) (※2)	事業所情報(明細)で《自己評価結果等未公表減算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
9		送迎加算 (※3)(※4)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
10		児童発達支援管理責任者専任加算 (※5)	事業所情報(明細)で《児童発達支援管理責任者専任加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
11	自動作成	指導員加配加算 (※6)(※7)(※8)	提供年月が平成 27 年 3 月以前の場合、事業所情報(明細)で《指導員加配加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合、事業所情報(明細)で《指導員加配加算の有無》欄が[児童指導員等]、または[児童指導員等以外]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 (※9)
12		児童指導員等加配加算Ⅰ (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《児童指導員等加配加算の有無》欄が[専門職員]、[児童指導員等]、または[その他従業者]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
13		児童指導員等加配加算Ⅱ (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)で[児童発達支援基本決定]、または[児童発達支援基本決定(難聴児)]の決定サービスコードが登録されており、提供年月が有効期間内である場合、かつ事業所情報(明細)で《未就学児等支援区分》欄が[Ⅰ]で登録されている、かつ事業所情報(明細)で《児童指導員等加配加算(Ⅱ)の有無》欄が[専門職員]、[児童指導員等]、または[その他従業者]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 (※10)
14		看護職員加配加算 (重症心身障害児以外の場合) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《看護職員加配加算の有無》欄が[Ⅰ]、[Ⅱ]、または[Ⅲ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
15		看護職員加配加算 (重症心身障害児の場合) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《看護職員加配加算(重度)の有無》欄が[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
16	自動作成	共生型サービス体制強化加算 (※1)	共生型事業所の場合、かつ事業所情報(明細)で《共生型サービス体制強化加算区分》欄が[Ⅰ]、[Ⅱ]または[Ⅲ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
17		強度行動障害児支援加算 (※1)	事業所情報(明細)で《強度行動障害加算体制整備の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)で[児童発達支援加算強度行動障害]の決定サービスコードが登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
18		保育・教育等移行支援加算 (※1)	実績記録票で《保育・教育等移行支援加算・移行後算定日》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
19	入力	送迎加算 (※1)(※4)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄の[1]～[9]の合計回数が設定されます。また、《回数》欄は送迎加算(同一敷地内減算)の《回数》欄とあわせて実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄に入力した合計回数と一致するよう入力します。
20		送迎加算(同一敷地内減算) (※1)(※4)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は送迎加算の《回数》欄とあわせて実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄に入力した合計回数と一致するよう入力します。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
21	入力	送迎加算(一定の条件を満たす場合) (※1)	事業所情報(明細)で《看護職員加配加算の有無》欄が[Ⅰ]、[Ⅱ]、または[Ⅲ]で登録されている場合、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は送迎加算Ⅰの回数以下で入力します。 (※11)
22		医療連携体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	《回数》欄は本体報酬のサービスコードの回数以下で入力します。 提供年月が平成30年4月以降の場合、《回数》欄は実績記録票の《医療連携体制加算》欄の[1]、[2]、または[4]の合計回数がそれぞれ設定されます。 医療連携体制加算Ⅲの場合、《単位数》欄を入力することができます。
23		医療連携体制加算(Ⅴ)(Ⅵ) (※1)	提供年月が平成30年4月以降の場合、《回数》欄は実績記録票の《医療連携体制加算》欄の[5]、または[6]の合計回数がそれぞれ設定されます。
24		事業所内相談支加算	加算のサービス部に常に表示されます。 提供年月が平成30年4月以降の場合、《回数》欄は実績記録票の《事業所内相談支援加算》欄の合計回数が設定されます。

※1 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、作成、または表示されます。

※2 提供年月が平成 31 年 4 月以降の場合、作成、または表示されます。

※3 提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

※4 基準該当事業所の場合、送迎加算Ⅱは作成、または表示されません。

※5 提供年月が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

※6 提供年月が平成 27 年 4 月以降、かつ平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

※7 基準該当事業所の場合、作成、または表示されません。

※8 事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]で登録されている場合、作成、または表示されます。

※9 《指導員加配加算の有無》欄が[児童指導員等]で登録されている、かつ《有資格者配置の有無》欄に[有り]が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

※10 実績記録票の《個別支援計画作成の有無》欄が[有り]で登録されている場合、作成、または表示されます。

※11 事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[児童発達支援センターの場合]、または[児童発達支援センター以外の場合]で登録されている、かつ《障害児施設区分》欄が[重症心身障害の場合]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)に[児童発達支援基本決定(重症心身障害児)]の決定サービスコードが登録されている場合、作成、または表示されません。

4.17.3. 医療型児童発達支援提供実績記録入力

(1)画面の変更

【医療型児童発達支援提供実績記録票】画面において、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《事業所内相談支援加算》欄及び《合計》欄を追加し、《個別支援計画作成の有無》欄を変更しました。

また、項目追加に伴い、画面サイズを変更しました。

○【医療型児童発達支援提供実績記録票】画面

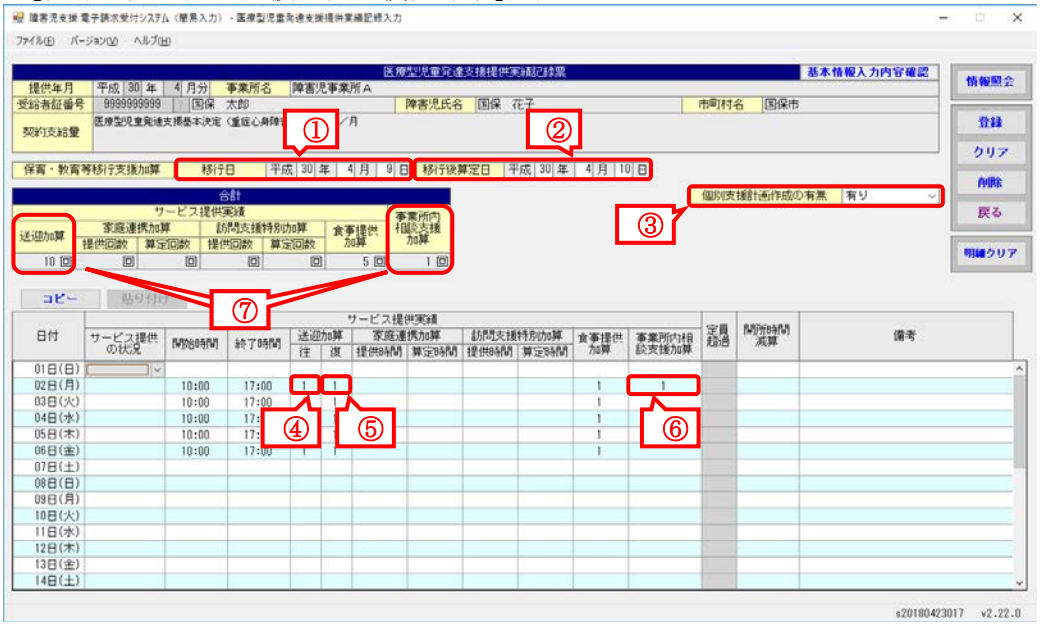

No	項目名	内容
①	保育・教育等移行支援加算　移行日	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合移行日を入力します。
②	保育・教育等移行支援加算　移行後算定日	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合移行後算定日を入力します。
③	個別支援計画作成の有無	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合[無し][有り]のいずれかを選択します。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合[無し(3 月以上)][無し][有り]のいずれかを選択します。
④	送迎加算(往)	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合加算を行う場合、[1]～[9]の範囲で入力します。
⑤	送迎加算(復)	

No	項目名	内容
⑥	事業所内相談支援加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合加算を行う場合、[1]を入力します。
⑦	合計　送迎加算、 合計　事業所内相談支援加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合表示されません。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合送迎加算(往)、送迎加算(復)及び事業所内相談支援加算の合計回数が表示されます。

(2)入力方法について

【医療型児童発達支援提供実績記録票】画面における入力方法を説明します。

○【医療型児童発達支援提供実績記録票】画面

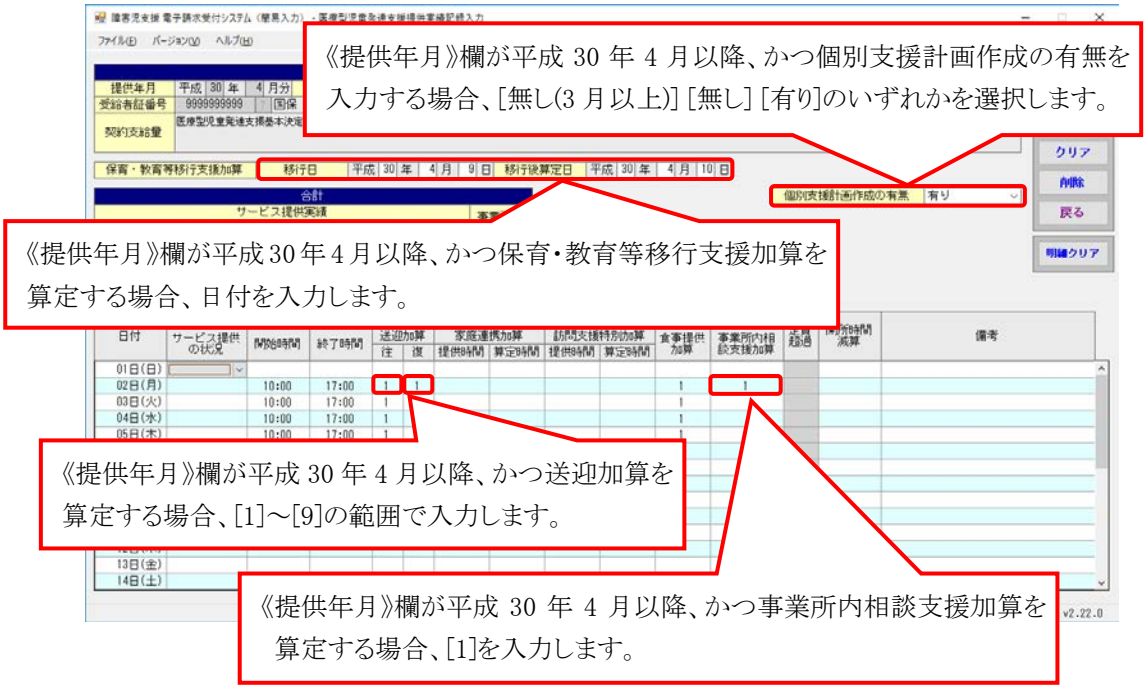

(3)点検の追加

【医療型児童発達支援提供実績記録票】画面において、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄及び《事業所内相談支援加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。

また、契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。

○【医療型児童発達支援提供実績記録票】画面

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄入力後	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、日付であること	入力された日付は存在しない日付です。
点検 2	《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄入力後		
点検 3	[登録]ボタンクリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、日付であること	移行日は存在しない日付です。
点検 4			移行後算定日は存在しない日付です。
点検 5		移行日　≧　提供年月であること(※1)	移行日には提供年月以降を入力してください。
点検 6		移行後算定日　≧　移行日であること	移行後算定日には移行日以降を入力してください。
点検 7		移行日(年月)＞提供年月でないこと	移行日がサービス提供年月の翌月以降です。(※2)

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 8	[登録]ボタン クリック時	《移行後算定日》欄に値が設定されている場合、《移行日》欄に値が設定されていること	移行日が設定されていません。(※2)
点検 9		《移行後算定日》欄に値が設定されている場合、《移行日》欄に設定された日付が医療型児童発達支援の支給決定期間内であること	移行日「平成○年○月○日」の支給決定情報が登録されていません。
点検 10	《送迎加算(往)》欄入力時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、[1]～[9]であること	送迎加算(往)は1～9の範囲で入力してください。
点検 11	《送迎加算(復)》欄入力時		送迎加算(復)は1～9の範囲で入力してください。
点検 12	《事業所内相談支援加算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、[1]であること	事業所内相談支援加算が不正です。 加算時は1を入力してください。
点検 13	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、かつ《送迎加算(往)》欄、または《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、支給決定情報が[622000]であること	○日の送迎加算が不正です。送迎加算の算定対象外の支給決定情報のため、送迎加算を入力することはできません。(※2)
点検 14		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ《送迎加算(往)》欄、または《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、かつ提供年月における事業所情報(明細)の《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]であること (※3)	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算(重度)の有無が「有り」で登録されていません。(※2)
点検 15			○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算(重度)の有無が「有り」で登録されていません。(※2)
点検 16		《送迎加算(往)》欄、または《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄に値が設定されないこと	○日の送迎加算(往)設定時に訪問支援特別加算が設定されています。
点検 17			○日の送迎加算(復)設定時に訪問支援特別加算が設定されています。

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 18	［登録］ボタンクリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、整数 2 桁以内であること	合計の送迎加算が整数2桁の範囲で設定されていません。
点検 19		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、合計回数が請求サービスコードマスタ情報の算定回数制限を超えていないこと	事業所内相談支援加算が算定可能回数を超えています。
点検 20		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、かつ支給決定情報が[622000]の場合、かつ《サービス提供の状況》欄が［欠席］の場合、合計回数が請求サービスコードマスタ情報の算定回数制限を超えていないこと	欠席時対応加算が算定可能回数を超えています。
点検 21		明細が 1 件以上入力されていること (※4)	登録する情報がありません。明細を入力してください。
点検 22		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、契約内容情報が登録されていること	契約内容情報が登録されていません。

※1 移行日(年月)と移行後算定日(年月)が異なる場合、点検は行われません。

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※3 日単位で点検が行われます。

※4 保育・教育等移行支援加算の移行日(年月)と移行後算定日(年月)が異なる場合、点検は行われません。

(4)請求明細書自動作成内容の変更

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応後の報酬のサービスは、以下の通りです。

なお、公立減算の内容については、[P71 Point ！ 公立減算が適用される本体報酬及び加算について]を参照してください。

また、身体拘束廃止未実施減算の本体報酬の算定については、[P72 Point ！ 身体拘束廃止未実施減算に該当する場合]を参照してください。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
1	自動作成	医療型児童発達支援費(通所支援計画が作成されない場合)(※1)	実績記録票で《個別支援計画作成の有無》欄が[無し]、または[無し(3月以上)]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		児童発達支援管理責任者専任加算(※2)	事業所情報(明細)で《児童発達支援管理責任者専任加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		保育職員加配加算Ⅰ(※1)	事業所情報(明細)で《保育職員加配加算の有無》欄が[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4		保育職員加配加算Ⅱ(※1)	事業所情報(明細)で《保育職員加配加算の有無》欄が[Ⅱ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
5		保育・教育等移行支援加算(※1)	実績記録票で《保育・教育等移行支援加算・移行後算定日》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
6	入力	送迎加算 (重症心身障害児に限る)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、《回数》欄は実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄の[1]～[9]の合計回数が設定されます。また、《回数》欄は送迎加算(同一敷地内減算)の《回数》欄とあわせて実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄に入力した合計回数と一致するよう入力します。
7		送迎加算 (同一敷地内減算) (※1)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は送迎加算の《回数》欄とあわせて実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄に入力した合計回数と一致するよう入力します。
8		事業所内相談支援加算	加算のサービス部に常に表示されます。 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、《回数》欄は実績記録票の《事業所内相談支援加算》欄の合計回数が設定されます。

※1　提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、作成、または表示されます。

※2　提供年月が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

4.17.4. 放課後等デイサービス提供実績記録入力

(1)画面の変更

【放課後等デイサービス提供実績記録票】画面において、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《事業所内相談支援加算》欄、《医療連携体制加算》欄及び《合計》欄を追加し、《個別支援計画作成の有無》欄を変更しました。

また、項目追加に伴い、画面サイズを変更しました。

○【放課後等デイサービス提供実績記録票】画面

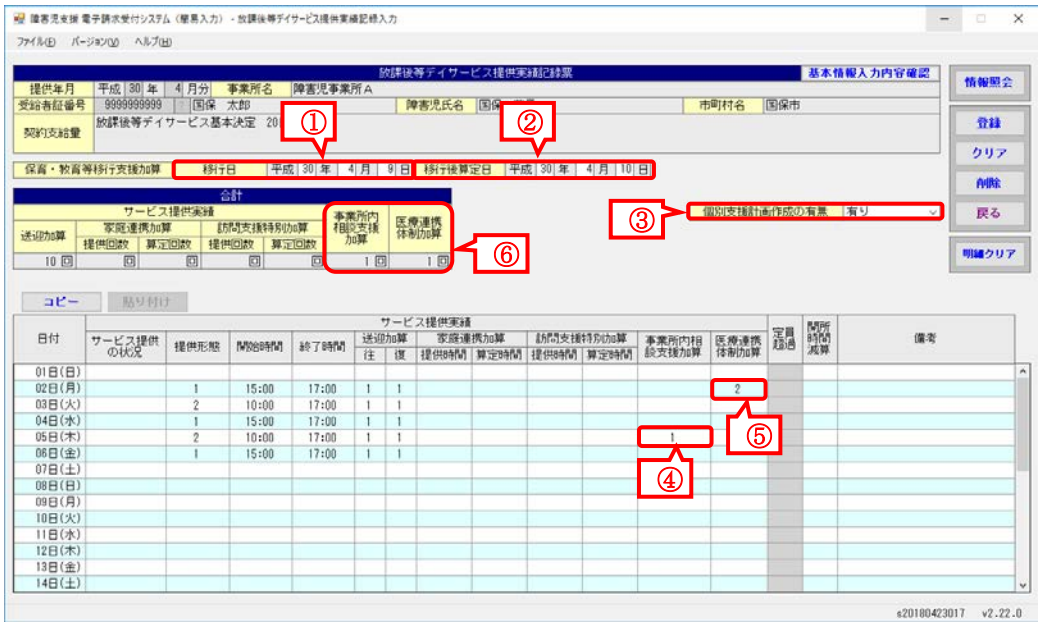

No	項目名	内容
①	保育・教育等移行支援加算　移行日	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 移行日を入力します。
②	保育・教育等移行支援加算　移行後算定日	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 移行後算定日を入力します。
③	個別支援計画作成の有無	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 [無し(3 月以上)] [無し] [有り]のいずれかを選択します。
④	事業所内相談支援加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 加算を行う場合、[1]を入力します。

No	項目名	内容
⑤	医療連携体制加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 加算を行う場合、[1] [2] [4] [5] [6]のいずれかを入力します。
⑥	合計　事業所内相談支援加算、 合計　医療連携体制加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 表示されません。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 医療連携体制加算及び事業所内相談支援加算の合計回数が表示されます。

(2)入力方法について

【放課後等デイサービス提供実績記録票】画面における入力方法を説明します。

○【放課後等デイサービス提供実績記録票】画面

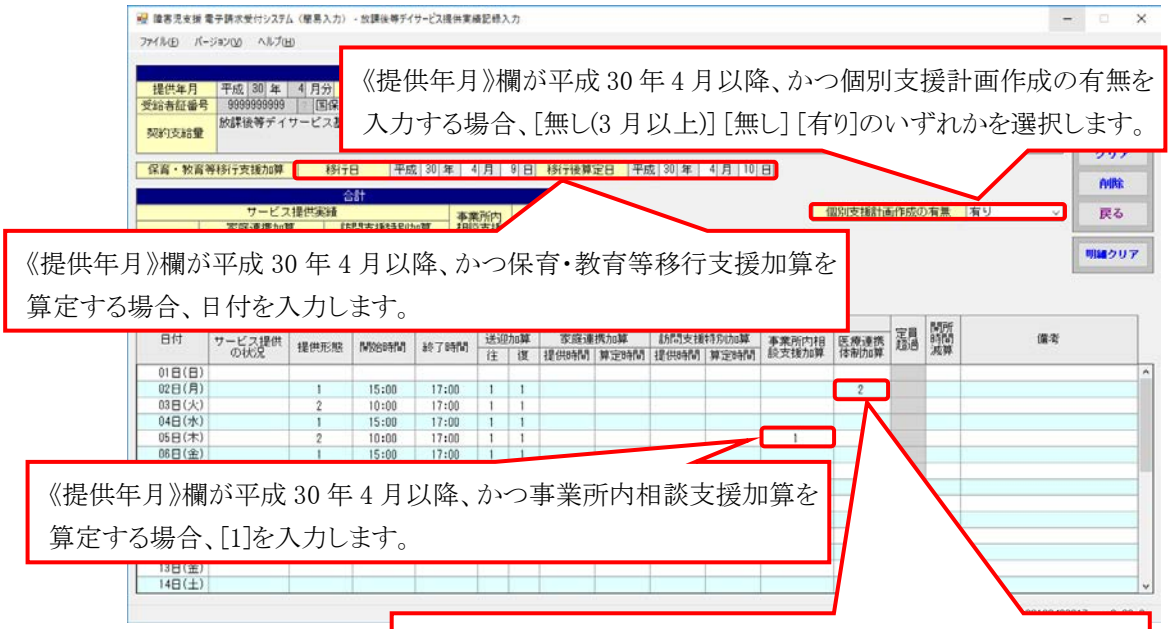

(3)点検の追加

【放課後等デイサービス提供実績記録票】画面において、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄、《事業所内相談支援加算》欄及び《医療連携体制加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。

また、契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。

○【放課後等デイサービス提供実績記録票】画面

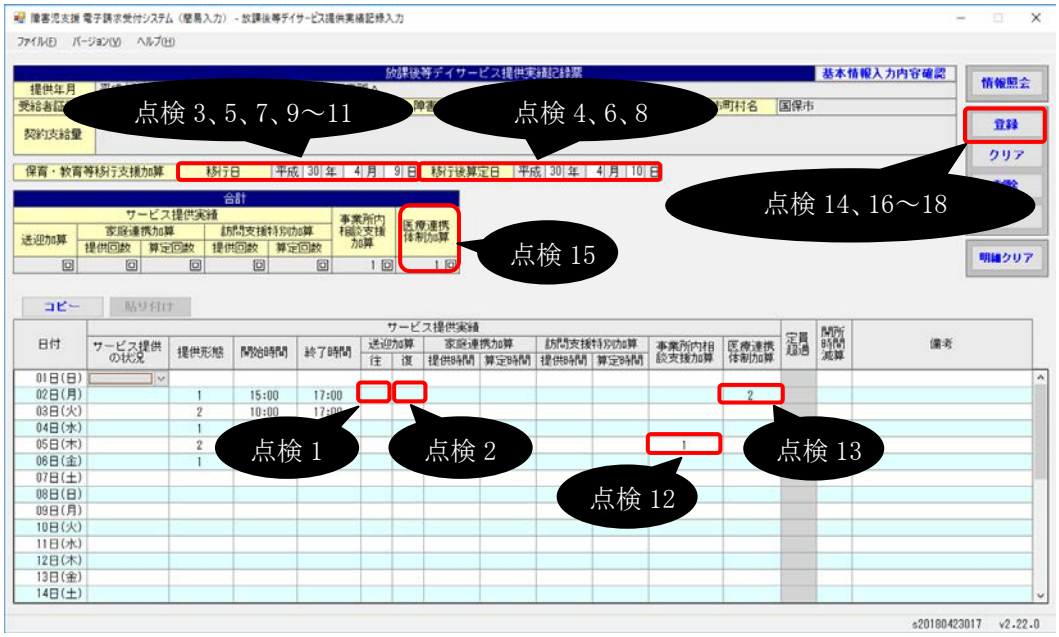

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、《送迎加算(往)》欄が入力されないこと(※1)	○日の送迎加算(往)が不正です。基準該当事業所のため、送迎加算Ⅱは算定されません。(※2)
点検 2		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、《送迎加算(復)》欄が入力されないこと(※1)	○日の送迎加算(復)が不正です。基準該当事業所のため、送迎加算Ⅱは算定されません。(※2)
点検 3	《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄入力後	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、日付であること	入力された日付は存在しない日付です。
点検 4	《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄入力後		
点検 5	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、日付であること	移行日は存在しない日付です。
点検 6			移行後算定日は存在しない日付です。
点検 7		移行日　≧　提供年月であること(※3)	移行日には提供年月以降を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 8	[登録]ボタン クリック時	移行後算定日 ≧ 移行日 であること	移行後算定日には移行日 以降を入力してください。
点検 9		移行日(年月) > 提供年月 でないこと	移行日がサービス提供年月 の翌月以降です。(※2)
点検 10		《移行後算定日》欄に値が 設定されている場合、《移 行日》欄に値が設定されて いること	移行日が設定されていませ ん。(※2)
点検 11		《移行後算定日》欄に値が 設定されている場合、《移 行日》欄に設定された日付 が放課後等デイサービスの 支給決定期間内であること	移行日「平成○年○月○ 日」の支給決定情報が登録 されていません。
点検 12	《事業所内相 談支援加算》 欄入力時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、[1]である こと	事業所内相談支援加算が 不正です。 加算時は1を入力してくださ い。
点検 13	《医療連携体 制加算》欄入 力時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、[1]、[2]、 [4]、[5]、または[6]のいず れかであること	医療連携体制加算が不正 です。加算時は1、2、4、5 または6を入力してくださ い。
点検 14	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ事業所情報 (明細)の《障害児状態等区 分》欄が[非該当]、または 未登録の場合、かつ明細 が入力されている場合、以 下の条件にすべて該当す る場合、エラーとする (※4) (※5) ・事業所情報(明細)の《障 害児施設区分》欄が[重症 心身障害以外の場合]の 場合	事業所情報(明細)の障害 児状態等区分が「非該当」 のため、請求明細書自動作 成は行えません。
点検 15		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、合計回数 が請求サービスコードマス タ情報の算定回数制限を 超えていないこと	事業所内相談支援加算が 算定可能回数を超えていま す。

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 16	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、かつ事業所情報(明細)の《障害児施設区分》欄が[重症心身障害の場合]の場合、かつ支給決定情報が[632000]の場合、かつ《サービス提供の状況》欄が[欠席]の場合、合計回数が請求サービスコードマスタ情報の算定回数制限を超えていないこと	欠席時対応加算が算定可能回数を超えています。
点検 17		明細が 1 件以上入力されていること (※6)	登録する情報がありません。 明細を入力してください。
点検 18		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、契約内容情報が登録されていること	契約内容情報が登録されていません。

※1 以下の条件にすべて該当する場合、点検が行われます。
- ・提供年月時点における【事業所情報(明細)】画面の《障害児施設区分》欄に[重症心身障害の場合]が登録されている場合
- ・提供年月時点における【受給者情報(支給決定)】画面に放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)が登録されている場合

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※3 移行日(年月)と移行後算定日(年月)が異なる場合、点検は行われません。

※4 日単位で点検が行われます。

※5 基準該当事業所の場合、または事業所情報(明細)の《共生型サービス対象区分》欄が[該当]の場合、点検は行われません。

※6 保育・教育等移行支援加算の移行日(年月)と移行後算定日(年月)が異なる場合、点検は行われません。

(4)請求明細書自動作成内容の変更

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。

【請求明細書自動作成確認】画面において、算定される平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応後の報酬のサービスは、以下の通りです。

なお、身体拘束廃止未実施減算の本体報酬の算定については、[P72 Point ！ 身体拘束廃止未実施減算に該当する場合]を参照してください。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
1	自動作成	放課後等デイサービス費 (障害児状態区分に応じた報酬) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《障害児施設区分》欄が[重症心身障害以外の場合]で登録されている、かつ《障害児状態区分》欄が[区分 1 の 1]、[区分 1 の 2]、[区分 2 の 1]、または[区分 2 の 2]で登録されている場合、または、事業所情報(明細)で《障害児施設区分》欄が[重症心身障害の場合]で登録されている、かつ[放課後等デイサービス基本決定]の決定サービスコードが登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		放課後等デイサービス費 (職員欠如による減算(減算が適用される月から 2 月目までの場合)) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)、かつ事業所情報(明細)で《障害児施設区分》欄が[重症心身障害以外の場合]で登録されている、または[重症心身障害の場合]で登録されている、かつ[放課後等デイサービス基本決定]の決定サービスコードが登録されている場合、または基準該当事業所で《基準該当事業所区分》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、かつ《職員欠如による減算の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票の提供年月が《職員欠如による減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から 2 月目までの場合、または《職員欠如による減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から 3 月以上の場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		放課後等デイサービス費 (職員欠如による減算(3 月以上連続して減算の場合)) (※1)	

No	作成区分	加算名	算定の方法
4	自動作成	放課後等デイサービス費 (児童発達支援管理責任者欠如減算(減算が適用される月から4月目までの場合)) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)、かつ事業所情報(明細)で《障害児施設区分》欄が[重症心身障害以外の場合]で登録されている、または[重症心身障害の場合]で登録されている、かつ[放課後等デイサービス基本決定]の決定サービスコードが登録されている場合、または基準該当事業所で《基準該当事業所区分》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、かつ《児童発達支援管理責任者欠如減算の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票の提供年月が《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から4月目までの場合、または《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から5月以上の場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
5		放課後等デイサービス費 (児童発達支援管理責任者欠如減算(5月以上連続して減算の場合)) (※1)	
6		放課後等デイサービス費 (通所支援計画が作成されない場合) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)、または基準該当事業所で《基準該当事業所区分》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、かつ実績記録票で《個別支援計画作成の有無》欄が[無し]、または[無し(3 月以上)]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
7		放課後等デイサービス費 (共生型の場合) (※1)	共生型事業所で《共生型サービス対象区分》欄が[該当]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
8		放課後等デイサービス費 (自己評価結果等未公表減算の場合) (※2)	事業所情報(明細)で《自己評価結果等未公表減算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
9		送迎加算 (※3)(※4)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
10		児童発達支援管理責任者専任加算 (※5)	事業所情報(明細)で《児童発達支援管理責任者専任加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

No	作成区分	加算名	算定の方法
11	自動作成	指導員加配加算 (※6)(※7)	提供年月が平成 27 年 3 月以前の場合、事業所情報(明細)で《指導員加配加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合、事業所情報(明細)で《指導員加配加算の有無》欄が[児童指導員等]、または[児童指導員等以外]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 (※8)
12		児童指導員等加配加算Ⅰ (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《児童指導員等加配加算の有無》欄が[専門職員]、[児童指導員等]、または[その他従業者]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
13		児童指導員等加配加算Ⅱ (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《障害児施設区分》欄が[重症心身障害以外の場合]、または[重症心身障害の場合]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)で[放課後等デイサービス基本決定]の決定サービスコードが登録されており、提供年月が有効期間内である場合、かつ事業所情報(明細)で《障害児状態等区分》欄が[区分の1の1]、または[区分の1の2]で登録されている、かつ《児童指導員等加配加算(Ⅱ)の有無》欄が[専門職員]、[児童指導員等]、または[その他従業者]で登録されている、かつ実績記録票の《提供形態》欄が[1]、または[2]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 (※9)
14		看護職員加配加算(重症心身障害児以外の場合) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《看護職員加配加算の有無》欄が[Ⅰ]、[Ⅱ]、または[Ⅲ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

No	作成区分	加算名	算定の方法
15	自動作成	看護職員加配加算 (重症心身障害児の場合) (※1)	指定事業所(共生型事業所を除く)の場合、かつ事業所情報(明細)で《看護職員加配加算(重度)の有無》欄が[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
16		共生型サービス体制強化加算 (※1)	共生型事業所の場合、かつ事業所情報(明細)で《共生型サービス体制強化加算区分》欄が[Ⅰ]、[Ⅱ]または[Ⅲ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
17		強度行動障害児支援加算 (※1)	事業所情報(明細)で《強度行動障害加算体制整備の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)で[放課後等デイサービス加算強度行動障害]の決定サービスコードが登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
18		保育・教育等移行支援加算 (※1)	実績記録票で《保育・教育等移行支援加算・移行後算定日》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
19	入力	送迎加算 (※1)(※4)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄の[1]～[9]の合計回数が設定されます。また、《回数》欄は送迎加算(同一敷地内減算)の《回数》欄とあわせて実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄に入力した合計回数と一致するよう入力します。
20		送迎加算 (同一敷地内減算) (※1)(※4)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重度)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は送迎加算の《回数》欄とあわせて実績記録票の《送迎加算(往)》欄及び《送迎加算(復)》欄に入力した合計回数と一致するよう入力します。

No	作成区分	加算名	算定の方法
21	入力	送迎加算(一定の条件を満たす場合) (※1)	事業所情報(明細)で《看護職員加配加算の有無》欄が[Ⅰ]、[Ⅱ]、または[Ⅲ]で登録されている場合、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は送迎加算Ⅰの回数以下で入力します。 (※10)
22		医療連携体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	《回数》欄は本体報酬のサービスコードの回数以下で入力します。 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、《回数》欄は実績記録票の《医療連携体制加算》欄の[1]、[2]、または[4]の合計回数がそれぞれ設定されます。 医療連携体制加算Ⅲの場合、《単位数》欄を入力することができます。
23		医療連携体制加算(Ⅴ)(Ⅵ) (※1)	提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、《回数》欄は実績記録票の《医療連携体制加算》欄の[5]、または[6]の合計回数がそれぞれ設定されます。
24		事業所内相談支援加算	加算のサービス部に常に表示されます。 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、《回数》欄は実績記録票の《事業所内相談支援加算》欄の合計回数が設定されます。

※1 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、作成、または表示されます。

※2 提供年月が平成 31 年 4 月以降の場合、作成、または表示されます。

※3 提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

※4 基準該当事業所の場合、送迎加算Ⅱは作成、または表示されません。

※5 提供年月が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

※6 提供年月が平成 27 年 4 月以降、かつ平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

※7 基準該当事業所の場合、作成、または表示されません。

※8 《指導員加配加算の有無》欄が[児童指導員等]で登録されている場合、《有資格者配置の有無》欄に[有り]が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

※9 実績記録票の《個別支援計画作成の有無》欄が[有り]で登録されている場合、作成、または表示されます。

※10 事業所情報(明細)で《障害児施設区分》欄が[重症心身障害の場合]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)に[放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)]の決定サービスコードが登録されている場合、作成、または表示されません。

4.17.5. 保育所等訪問支援提供実績記録入力

(1)画面の変更

【保育所等訪問支援提供実績記録票】画面において、《家庭連携加算(提供時間)》欄、《家庭連携加算(算定時間)》欄、《初回加算》欄及び《合計》欄を追加し、《個別支援計画作成の有無》欄を変更しました。

○【保育所等訪問支援提供実績記録票】画面

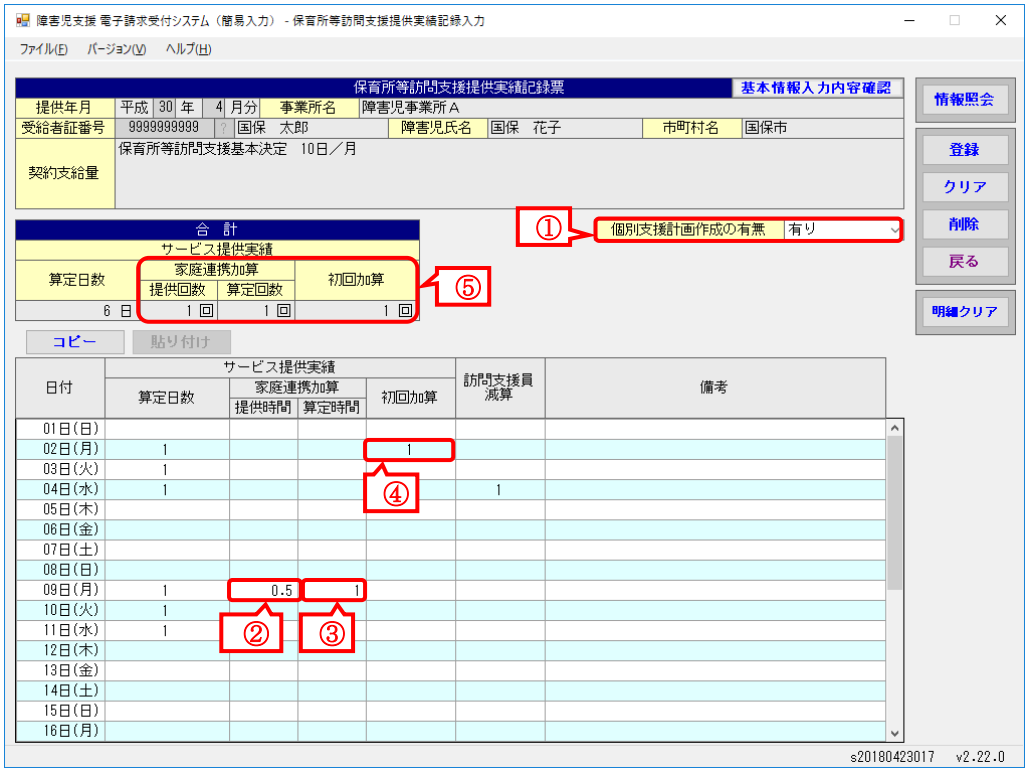

No	項目名	内容
①	個別支援計画作成の有無	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 [無し(3 月以上)] [無し] [有り]のいずれかを選択します。
②	家庭連携加算(提供時間)	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 加算を行う場合、0.5 以上かつ 0.5 で割り切れる数値を整数 2 桁、小数 1 桁以内で入力します。
③	家庭連携加算(算定時間)	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 加算を行う場合、[1] [2]のいずれかを入力します。

No	項目名	内容
④	初回加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合入力不可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合加算を行う場合、[1]を入力します。
⑤	合計　家庭連携加算(提供回数)、 合計　家庭連携加算(算定回数)、 合計　初回加算	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合表示されません。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合家庭連携加算(提供時間)、家庭連携加算(算定時間)及び初回加算の合計回数が表示されます。

(2)入力方法について

【保育所等訪問支援提供実績記録票】画面における入力方法を説明します。

○【保育所等訪問支援提供実績記録票】画面

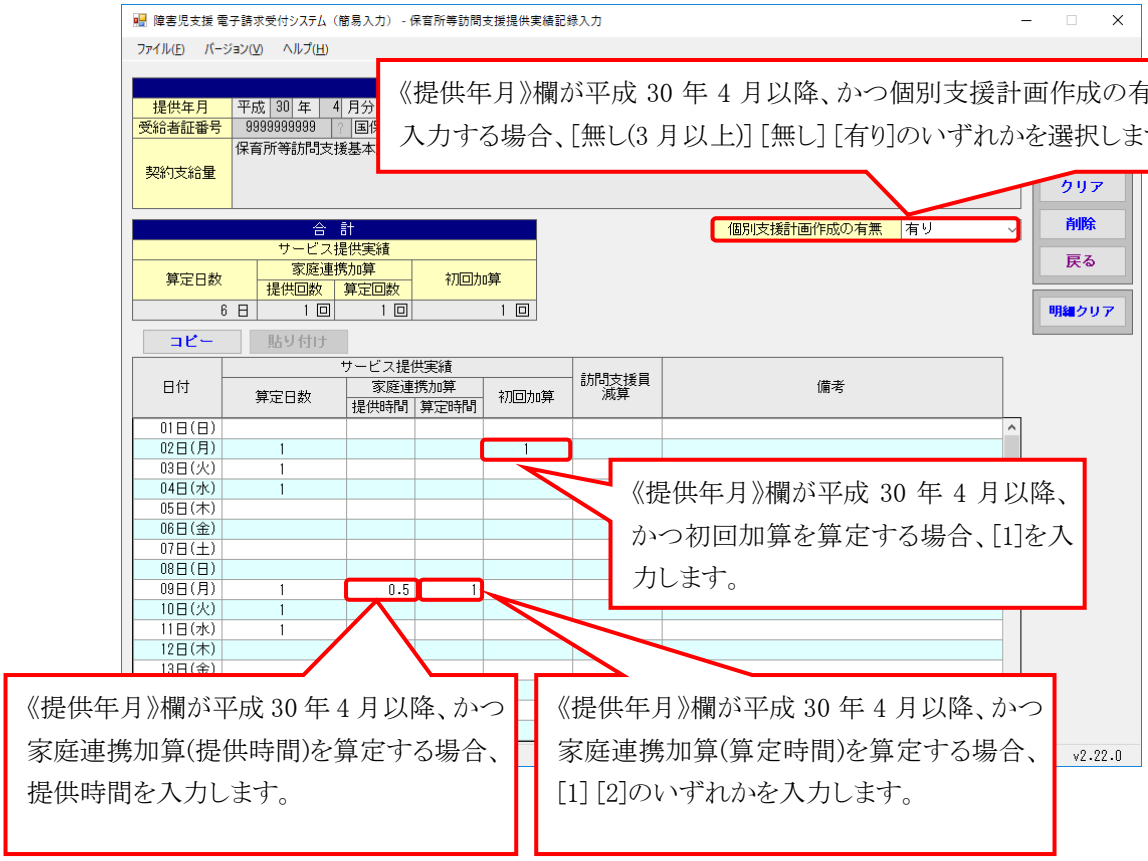

(3)点検の追加

【保育所等訪問支援提供実績記録票】画面において、《家庭連携加算(提供時間)》欄、《家庭連携加算(算定時間)》欄及び《初回加算》欄の入力内容について、点検を追加しました。

また、契約内容情報が登録されるよう点検を追加しました。

○【保育所等訪問支援提供実績記録票】画面

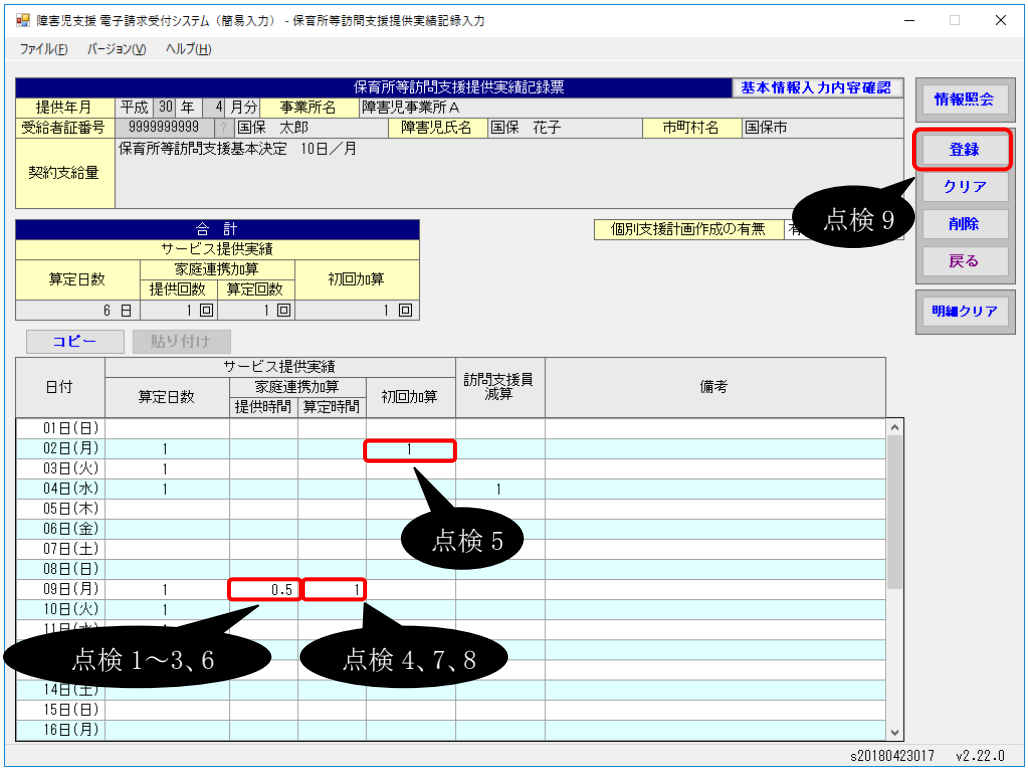

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	《家庭連携加算(提供時間)》欄入力後	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、整数 2 桁、小数 1 桁以内であること	家庭連携加算(提供時間)は整数2桁・小数1桁の範囲で入力してください。
点検 2		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、0.5 以上であること	家庭連携加算(提供時間)は0．5以上で入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、0.5 で割り切れること	家庭連携加算(提供時間)は0．5単位で入力してください。
点検 4	《家庭連携加算(算定時間)》欄入力後	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、[1]、または[2]であること	家庭連携加算(算定時間)は1または2を入力してください。
点検 5	《初回加算》欄入力後	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、[1]であること	初回加算が不正です。加算時は1を入力してください。
点検 6	[登録]ボタンクリック時	《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されていること	○日の家庭連携加算(提供時間)を入力してください。(※1)

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 7	[登録]ボタン クリック時	《家庭連携加算(提供時間)》欄及び《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、かつ《家庭連携加算(提供時間)》欄が[1]未満の場合、《家庭連携加算(算定時間)》欄が[1]であること	○日の家庭連携加算(算定時間)の算定が不正です。家庭連携加算(提供時間)が1時間未満の場合は、1を入力してください。 (※1)
点検 8		《家庭連携加算(提供時間)》欄及び《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、かつ《家庭連携加算(提供時間)》欄が[1]以上の場合、《家庭連携加算(算定時間)》欄が[2]であること	○日の家庭連携加算(算定時間)の算定が不正です。家庭連携加算(提供時間)が1時間以上の場合は、2を入力してください。 (※1)
点検 9		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、契約内容情報が登録されていること	契約内容情報が登録されていません。

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(4)請求明細書自動作成内容の変更

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更しました。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応後の報酬のサービスは、以下の通りです。

なお、身体拘束廃止未実施減算の本体報酬の算定については、[P72 Point ！ 身体拘束廃止未実施減算に該当する場合]を参照してください。

No	作成区分	本体報酬名/加算名	算定の方法
1	自動作成	保育所等訪問支援費 (通所支援計画が作成されない場合) (※1)	実績記録票で《個別支援計画作成の有無》欄が[無し]、または[無し(3 月以上)]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		保育所等訪問支援費(児童発達支援管理責任者欠如減算 (減算が適用される月から 4 月目までの場合)) (※1)	《児童発達支援管理責任者欠如減算の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票の提供年月が《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から4月目までの場合、または《児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日》欄に入力した日付の月から 5 月以上の場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		保育所等訪問支援費 (児童発達支援管理責任者欠如減算(5 月以上連続して減算の場合)) (※1)	
4		児童発達支援管理責任者専任加算 (※2)	事業所情報(明細)で《児童発達支援管理責任者専任加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
5		家庭連携加算 (※1)	実績記録票で《家庭連携加算(算定時間)》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
6	入力	初回加算 (※1)	《開始年月日》欄の年月と提供年月が同月の場合、加算のサービス部に表示されます。《回数》欄は実績記録票の《初回加算》欄の合計回数が設定されます。

※1 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、作成、または表示されます。

※2 提供年月が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 30 年 3 月以前の場合、作成、または表示されます。

4.17.6. 居宅訪問型児童発達支援提供実績記録入力

(1)画面の追加

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の情報を登録できるよう【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面を新しく追加しました。

なお、登録後の請求明細書自動作成は行われません。

入力項目については、以下の通りです。

○【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面

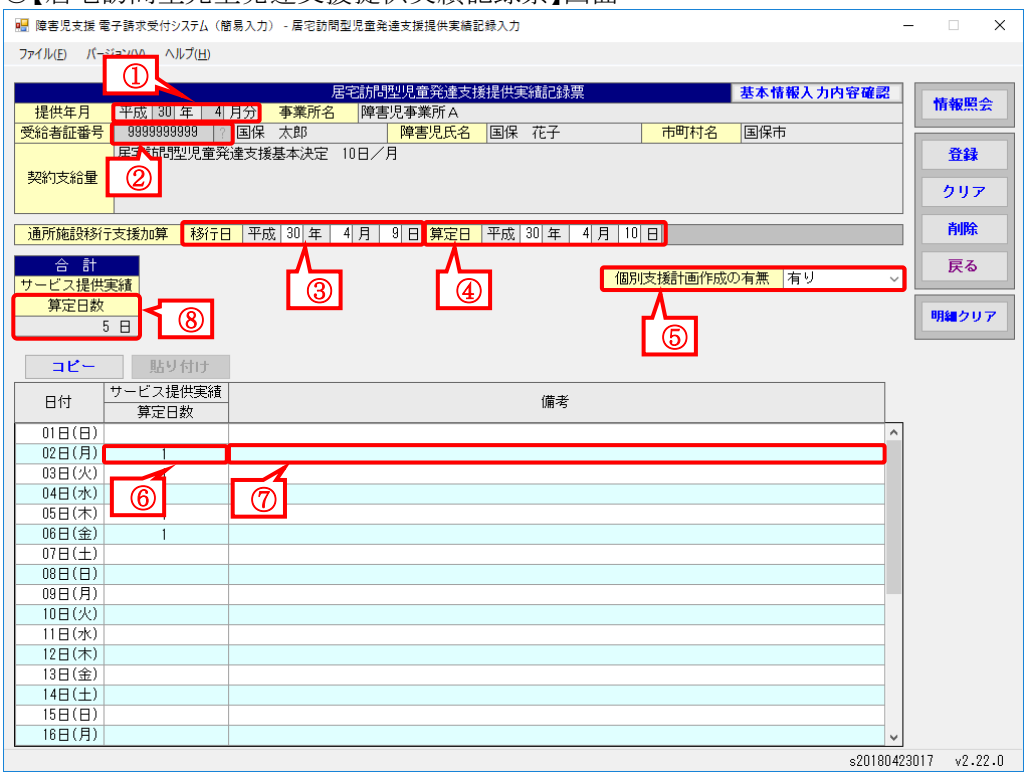

No	項目名	内容
①	提供年月	サービスを提供した年月を入力します。
②	受給者証番号	受給者証番号を入力します。
③	通所施設移行支援加算 移行日	通所施設へ移行した日を入力します。
④	通所施設移行支援加算 算定日	通所施設移行支援加算が算定される支援を行った日を入力します。
⑤	個別支援計画作成の 有無	支援計画の作成状況に応じて、[無し(3 月以上)][無し] [有り]のいずれかを入力します。
⑥	算定日数	サービスを提供した日付に、[1]を入力します。
⑦	備考	特記事項を入力します。
⑧	合計　算定日数	算定日数の合計日数が表示されます。

(2)入力方法について

【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面における入力方法を説明します。

○【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面

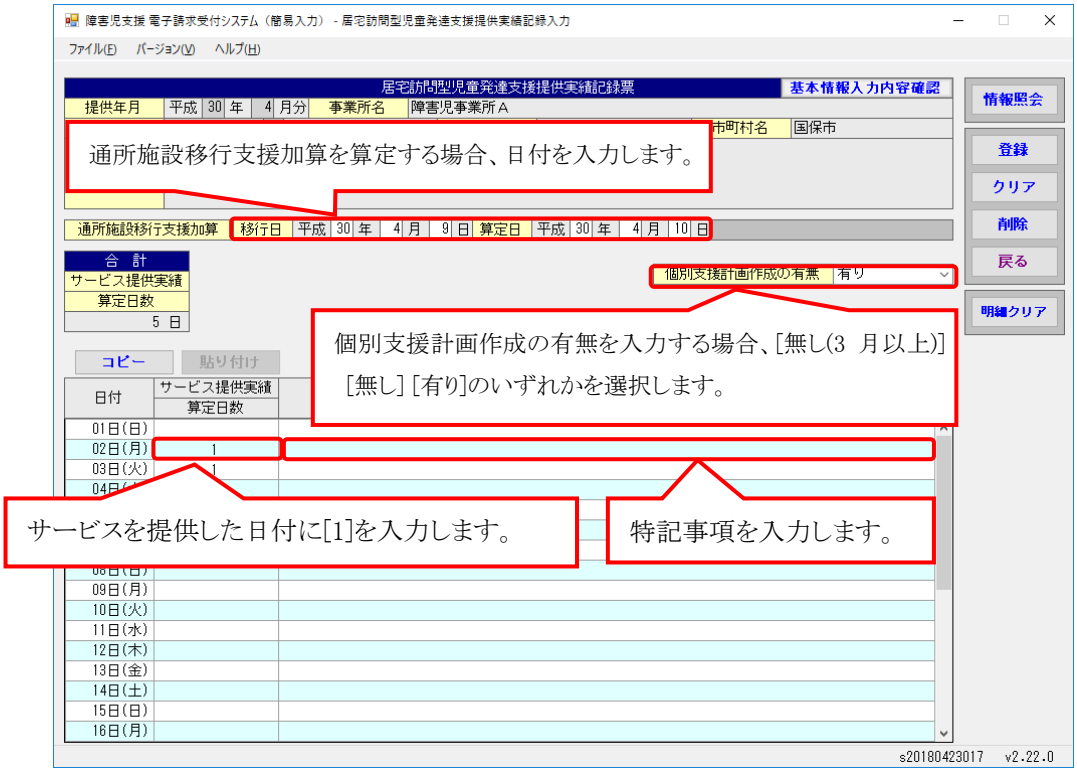

(3)登録時の点検

【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面において、登録時の点検を行います。

《提供年月》欄、《受給者証番号》欄、《通所施設移行支援加算(算定日)》欄、《算定日数》欄及び《備考》欄の入力内容について、各項目の入力制限の点検を行います。

また、契約内容情報が登録されるよう点検を行います。

○【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面

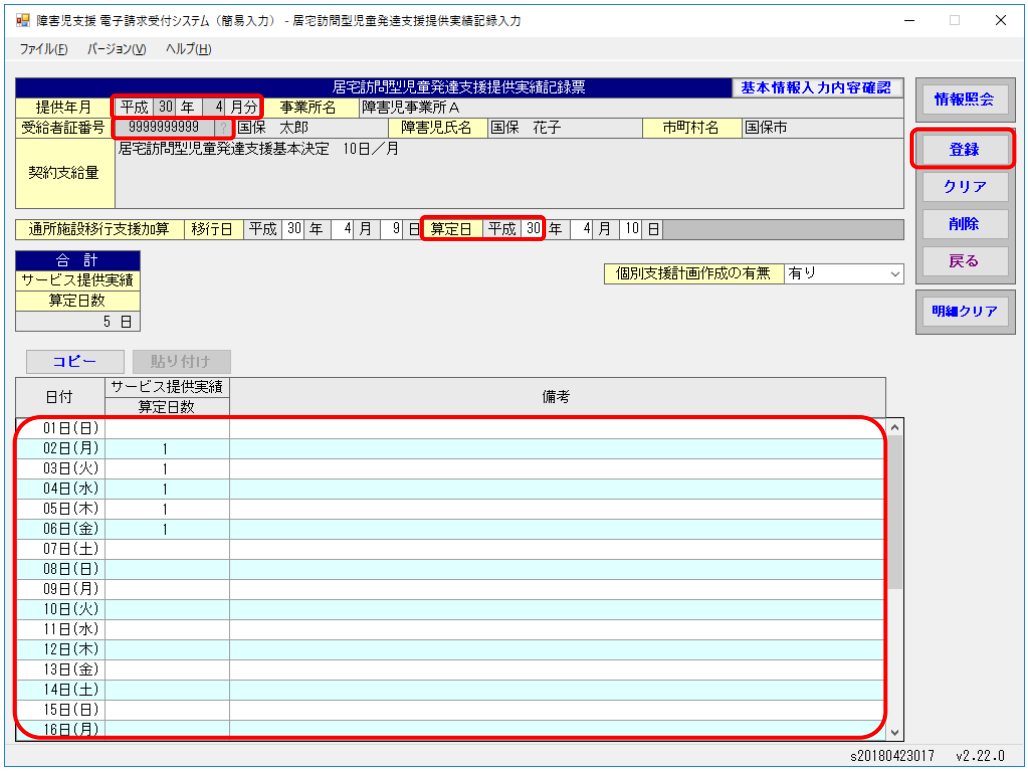

4.18. 相談支援給付費請求書入力

4.18.1. 障害児相談支援給付費請求書入力及び特例障害児相談支援給付費請求書入力

(1)画面の変更

【障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面において、《サービス内容》欄、《合計単位数》欄及び《サービスコード》欄を変更しました。

○【障害児相談支援給付費請求書入力】画面

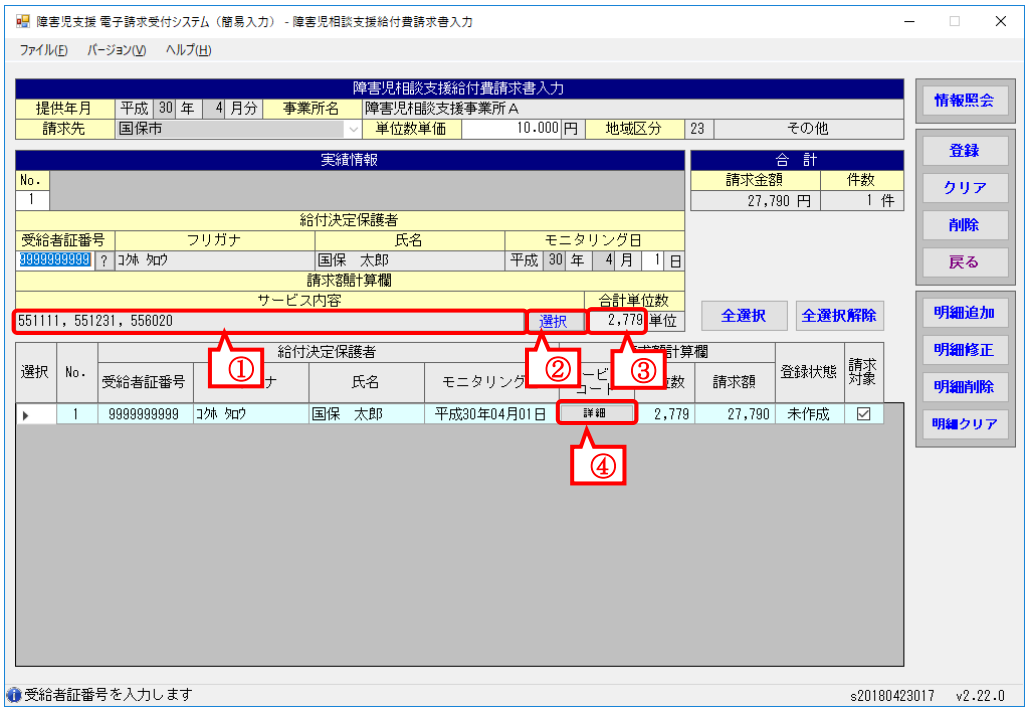

No	項目名	内容
①	サービス内容選択内容	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 コンボボックスよりサービスコードを選択します。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 【相談支援給付費　サービスコード選択】画面で選択したサービスコードが表示されます。
②	サービス内容選択ボタン	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 表示されません。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 [選択]ボタンが表示されます。 クリックすると、【相談支援給付費　サービスコード選択】画面が表示され、サービスコードを入力することができます。

No	項目名	内容
③	合計単位数 (※1)	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 入力可となります。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 入力不可となり、【相談支援給付費　サービスコード選択】画面で選択したサービスコードの単位数の合計が表示されます。
④	サービスコード詳細ボタン	・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合 サービスコードが表示されます。 ・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合 [詳細]ボタンが表示されます。 クリックすると、【相談支援給付費　サービスコード選択】画面が表示され、サービスコードの入力内容を確認することができます。

※1　提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合、項目名は《単位数》欄と表示されます。

(2)画面の追加

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、受給者毎に複数のサービスコードを入力できるよう【相談支援給付費　サービスコード選択】画面を新しく追加しました。

○【相談支援給付費　サービスコード選択】画面

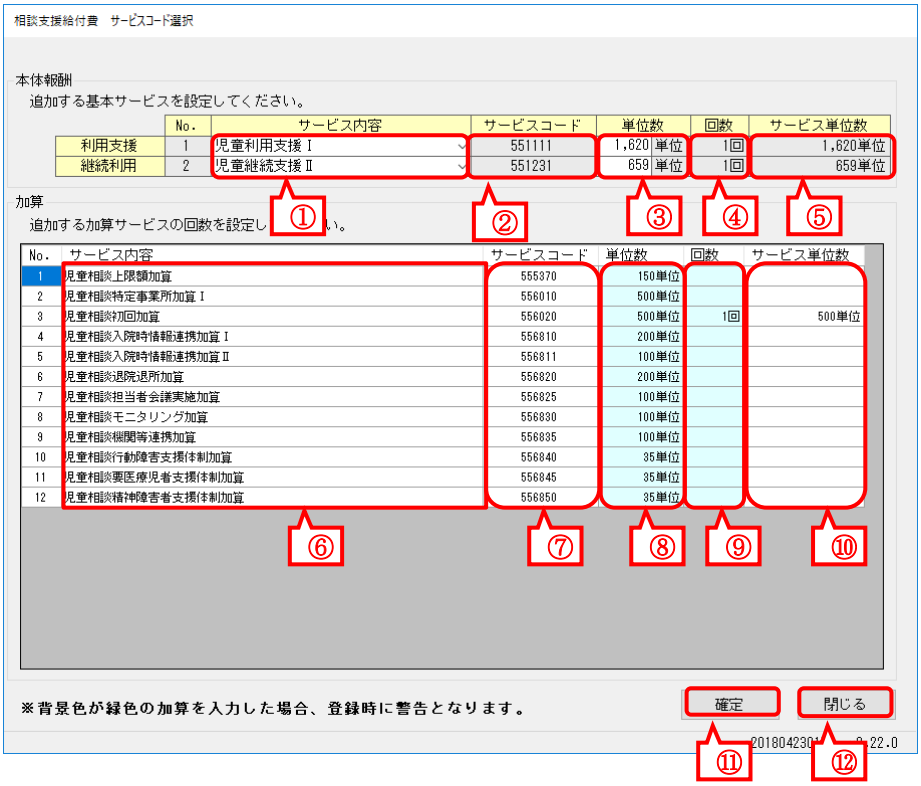

No	項目名		内容
①	本体報酬	サービス内容	本体報酬のサービスコードが利用支援、継続利用毎にコンボボックスで表示されます。
②		サービスコード	《サービス内容》欄で選択したサービスコードが表示されます。
③		単位数	《サービス内容》欄で選択したサービスコードの単位数が表示されます。 (必要に応じて直接入力可能)
④		回数	[1]が表示されます。
⑤		サービス単位数	《サービス内容》欄で選択したサービスコードの単位数×回数が表示されます。
⑥	加算	サービス内容	【事業所情報(明細)】画面及び【受給者情報(支給決定)】画面の登録内容に応じた算定可能な加算のサービスコードが表示されます。
⑦		サービスコード	《サービス内容》欄に応じたサービスコードが表示されます。

No	項目名		内容
⑧	加算	単位数	《サービス内容》欄に応じたサービスコードの単位数が表示されます。 (必要に応じて直接入力可能)
⑨		回数	加算を算定する場合、回数を入力します。
⑩		サービス単位数	《サービス内容》欄に応じたサービスコードの単位数×回数が表示されます。
⑪	確定ボタン		クリックすると、入力した内容を確定し、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面、または【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面に戻ります。
⑫	閉じるボタン		クリックすると、入力した内容をキャンセルし、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面、または【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面に戻ります。

(3)入力方法について

【障害児相談支援給付費請求書入力】画面、【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【相談支援給付費　サービスコード選択】画面におけるサービスコードの入力方法を説明します。

ここでは、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【相談支援給付費　サービスコード選択】画面を例に説明します。

○【障害児相談支援給付費請求書入力】画面

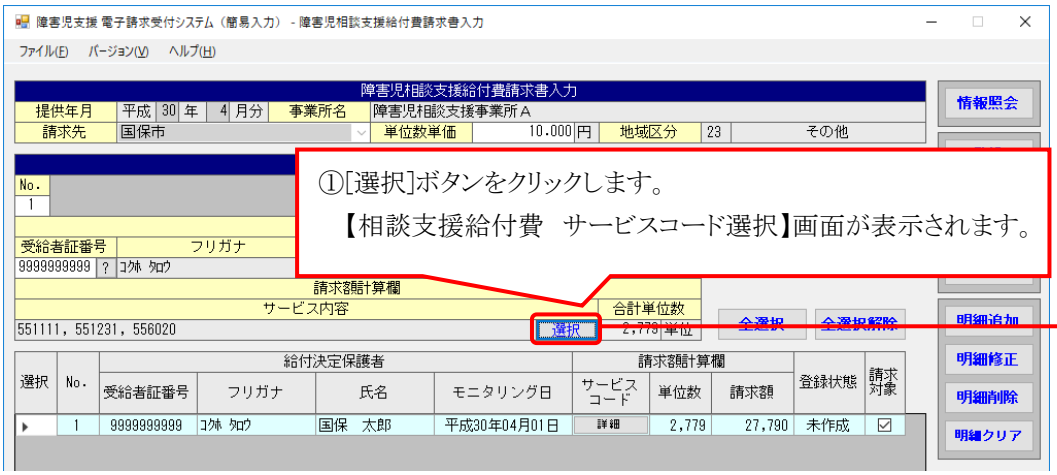

○【相談支援給付費　サービスコード選択】画面

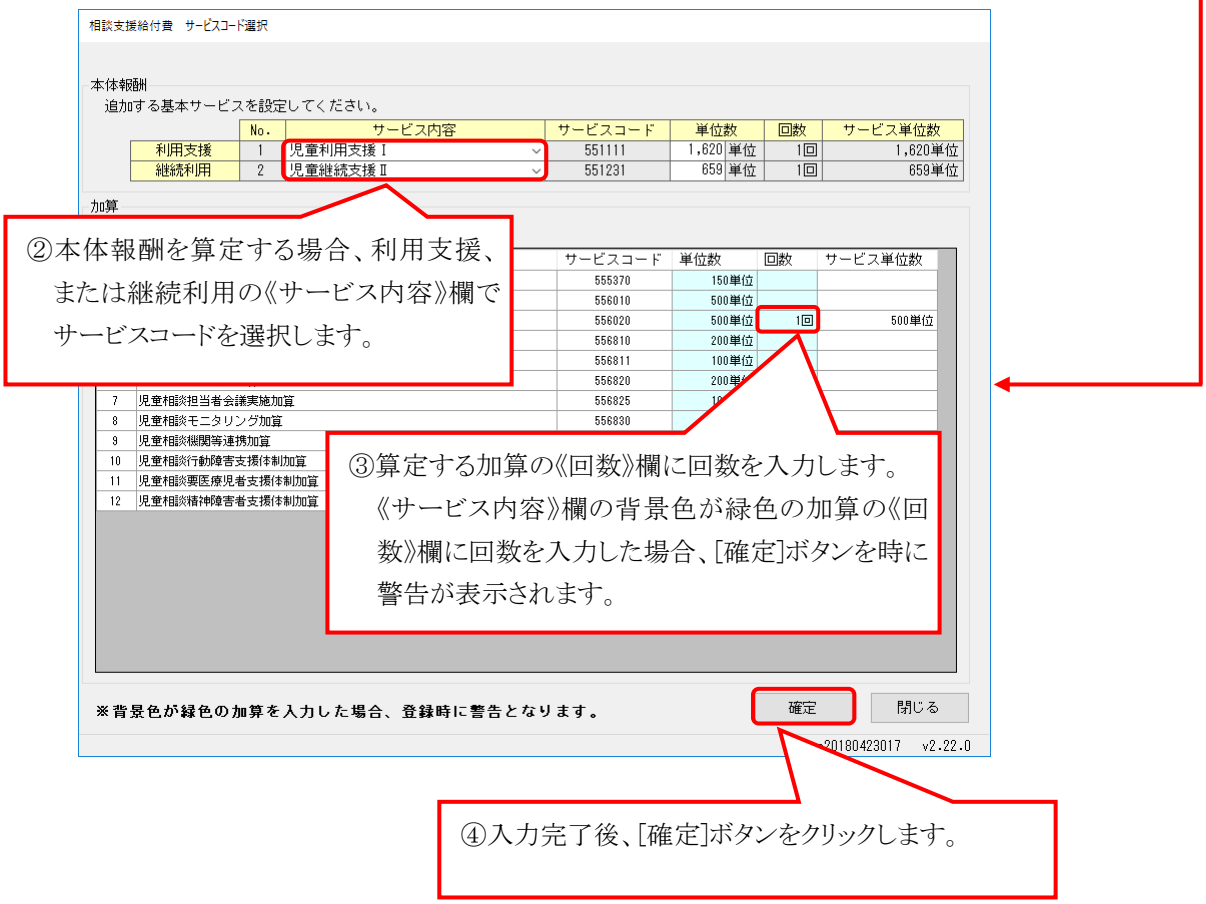

(4)点検の追加

【障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面において、【受給者情報(詳細)】画面の《利用者負担上限額管理》タブの《管理事業所》欄に自事業所番号が入力されていない場合、《サービス内容》欄及び《サービスコード》欄の入力内容について、点検を追加しました。

また、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《モニタリング日》欄、《サービス内容》欄及び《サービスコード》欄の入力内容について、点検を追加しました。

ここでは、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面を例に説明します。

○【障害児相談支援給付費請求書入力】画面

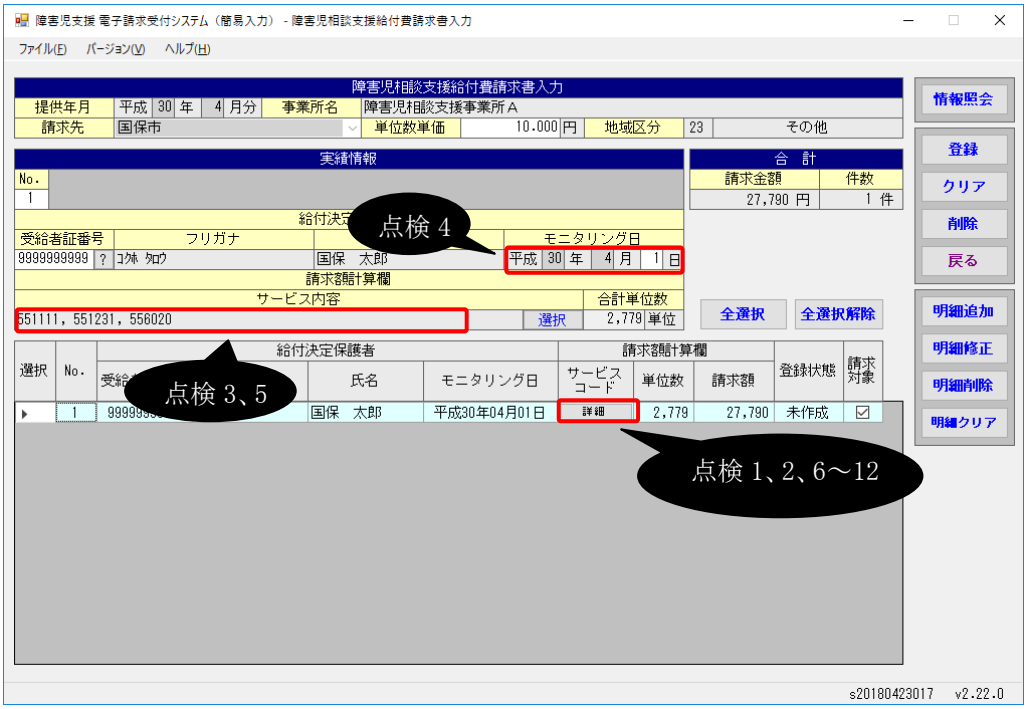

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	【受給者情報(詳細)】画面の《利用者負担上限額管理》タブの《事業所番号》欄に自事業所番号が入力されていない場合、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面の《サービス内容》欄及び《サービスコード》欄に利用者負担上限額管理加算に関するサービスコードが入力されていないこと	上限額管理事業所以外で、[選択されているサービス内容の名称]のサービスコードが入力されています。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《サービス内容》欄及び《サービスコード》欄に事業所種別(指定事業所/基準該当事業所)で算定できないサービス内容が入力されていないこと	サービスコードが不正です。[事業所種別名称]で算定できるサービス内容を入力してください。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 3	[明細追加]、 [明細修正] ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、サービスコードが1件以上選択されていること	サービス内容を入力してください。
点検 4	[明細追加]、 [明細修正]、 [登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、【相談支援給付費　サービスコード選択】画面において、サービス利用支援費、または継続サービス利用支援費に関する報酬のサービスコードが選択されている場合、モニタリング日が入力されていること	サービス利用支援費、または継続サービス利用支援費を入力する場合、モニタリング日を入力してください。
点検 5	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、明細毎にサービスコードが1件以上選択されていること	サービス内容を入力してください。
点検 6		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、地域生活支援拠点等相談強化加算が算定されている場合、事業所情報（明細）の《地域生活支援拠点等区分》欄が[該当]であること	地域生活支援拠点等相談強化加算が不正です。事業所情報(明細)の地域生活支援拠点等区分が「該当」で登録されていません。 (※1)
点検 7		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、地域体制強化共同支援加算が算定されている場合、事業所情報（明細）の《地域生活支援拠点等区分》欄が[該当]であること	地域体制強化共同支援加算が不正です。事業所情報(明細)の地域生活支援拠点等区分が「該当」で登録されていません。 (※1)
点検 8		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、特定事業所加算が算定されている場合、事業所情報（明細）の《特定事業所加算区分》欄と一致する特定事業所加算が算定されていること	特定事業所加算が不正です。事業所情報(明細)の特定事業所加算区分と一致する内容ではありません。 (※1)
点検 9	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、行動障害支援体制加算が算定されている場合、事業所情報（明細）の《行動障害支援体制加算の有無》欄が[有り]であること	行動障害支援体制加算が不正です。事業所情報(明細)の行動障害支援体制加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)
点検 10		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、要医療児者支援体制加算が算定されている場合、事業所情報（明細）の《要医療児者支援体制加算の有無》欄が[有り]であること	要医療児者支援体制加算が不正です。事業所情報(明細)の要医療児者支援体制加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 11	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、精神障害者支援体制加算が算定されている場合、事業所情報（明細）の《精神障害者支援体制加算の有無》欄が[有り]であること	精神障害者支援体制加算が不正です。事業所情報(明細)の精神障害者支援体制加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)
点検 12		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、かつ明細のサービスコードが初回加算を含むサービスコードの場合、該当の受給者の支給決定情報における開始年月日の年月と提供年月が同一であること	初回加算が支給決定情報の支給決定開始年月以外で算定されています。 (※1)

※1　警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(5)確定時の点検

【相談支援給付費　サービスコード選択】画面において、[確定]ボタンクリック時に点検を行います。

本体報酬の《サービス内容》欄及び《単位数》欄、加算の《単位数》欄及び《回数》欄の入力、または設定内容について、各項目の入力制限及び項目間の整合性等の点検を行います。

○【相談支援給付費　サービスコード選択】画面

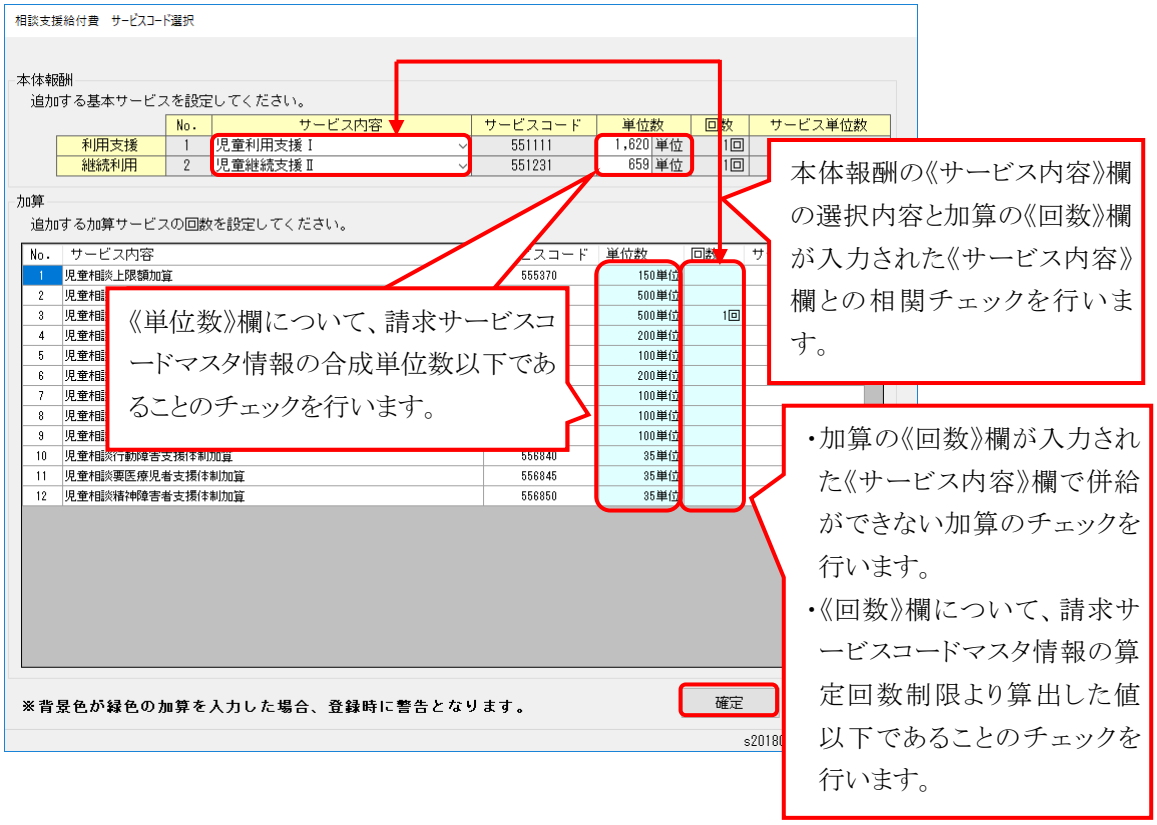

4.19. 請求明細書入力

4.19.1. 障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力及び特例障害児通所給付費等明細書入力

(1)画面の制御

【特例障害児通所給付費等明細書　明細情報】画面において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、【請求サービスコード検索】画面に表示されるサービスコードを絞込むよう変更しました。

○【特例障害児通所給付費等明細書　明細情報】画面

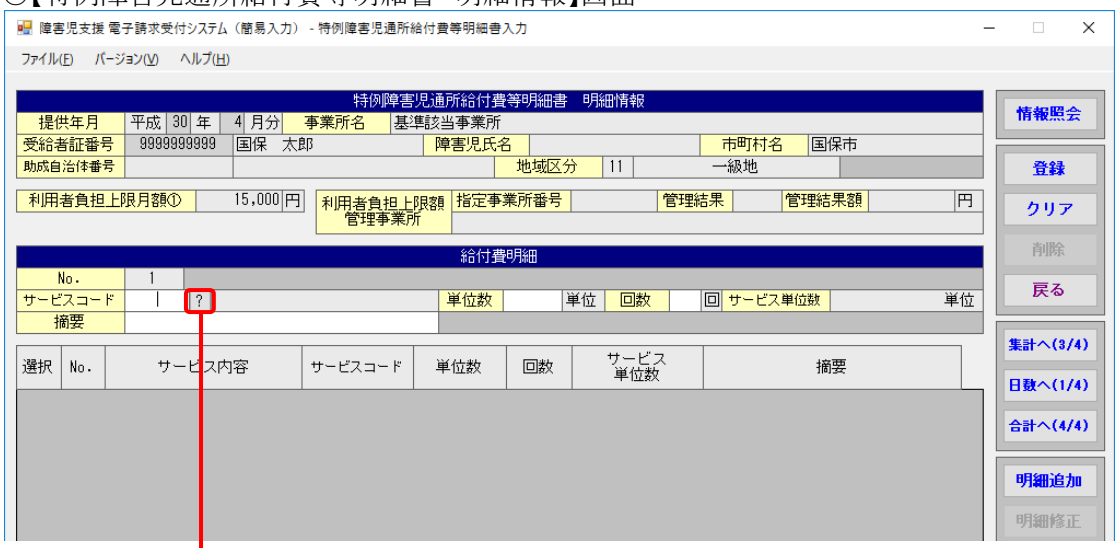

○【請求サービスコード検索】画面

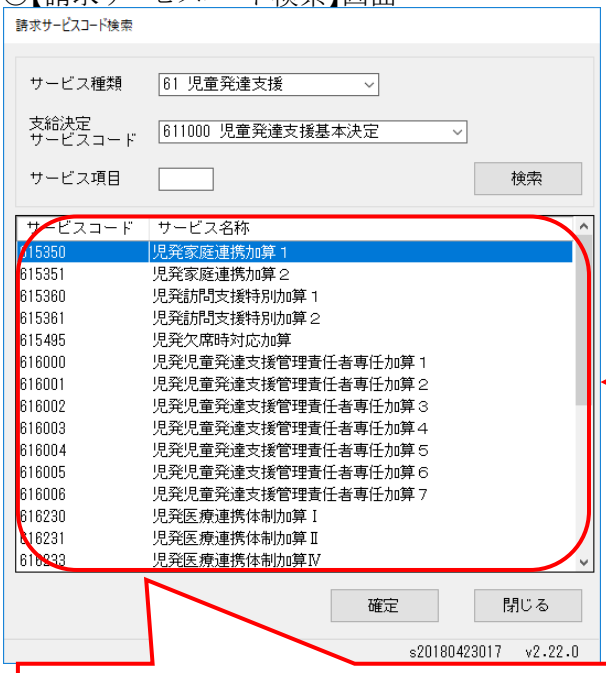

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降、かつ基準該当事業所の場合、基準該当事業所で算定できないサービスコードは【請求サービスコード検索】画面に表示されません。

(2)画面の変更

【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面及び【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　集計情報】画面において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、居宅訪問型児童発達支援のサービス種別、サービスコード及びサービス種類を入力できるよう変更しました。

また、日数情報、明細情報及び集計情報の明細表示部の並び順について、居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で表示されるよう変更しました。

ここでは、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面を例に説明します。

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面

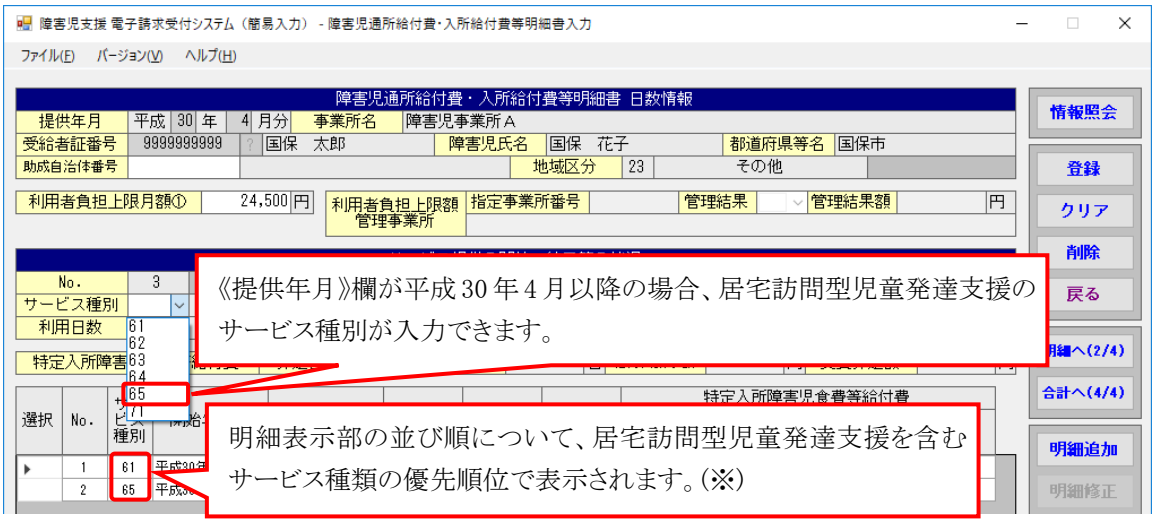

※　明細表示部の並び順については、[Point！ サービス種類の並び順について]を参照してください。

Point！ サービス種類の並び順について

サービス種類の優先順位に準拠した【請求明細書入力】画面及び確認リストに表示及び出力されるサービス種類の並び順については、以下の通りです。

[障害児支援のサービス種類の並び順]

No	カテゴリ	サービス種類	
1	居住系サービス	71	障害児入所支援
2		72	医療型障害児入所支援
3	日中活動系サービス	61	児童発達支援
4		62	医療型児童発達支援
5		63	放課後等デイサービス
6		65	居宅訪問型児童発達支援
7		64	保育所等訪問支援

(3)点検の追加

【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面において、《開始年月日》欄及び《サービス種別》欄の入力内容について、点検を追加し、【特例障害児通所給付費等明細書　日数情報】画面において、《終了年月日》欄の入力内容について、点検を追加しました。

また、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面において、《サービスコード》欄及び《回数》欄の入力内容について、点検を追加しました。

さらに、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　集計情報】画面及び【特例障害児通所給付費等明細書　集計情報】画面において、《利用者負担額②》欄及び《上限額管理後利用者負担額》欄の入力内容について、点検を追加しました。

ここでは、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書】画面を例に説明します。

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面

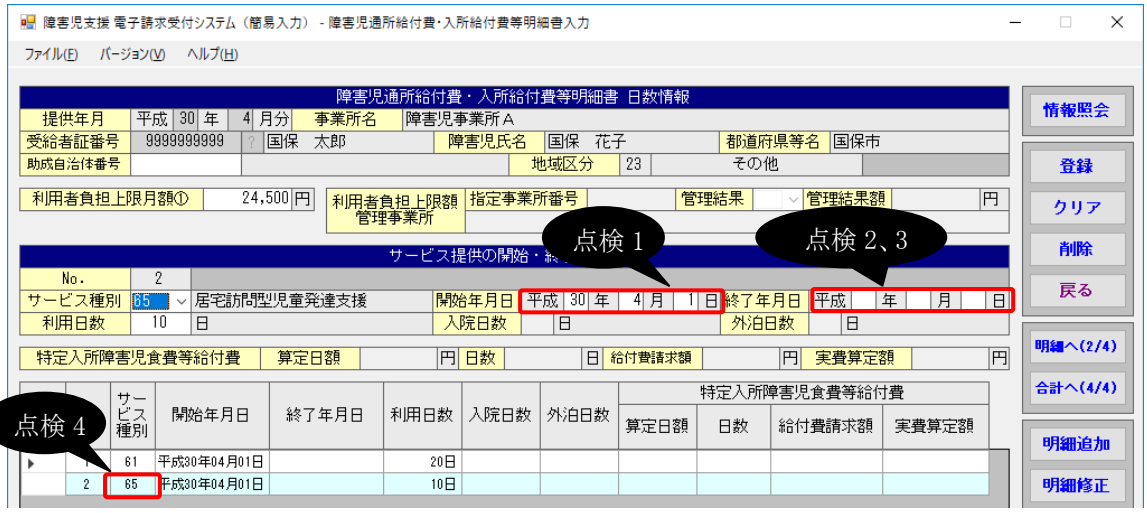

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面

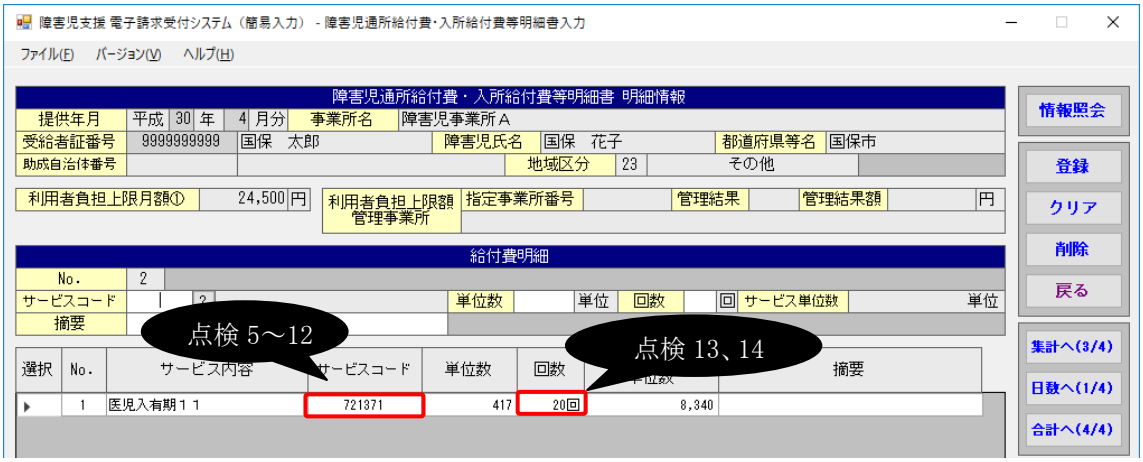

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　集計情報】画面

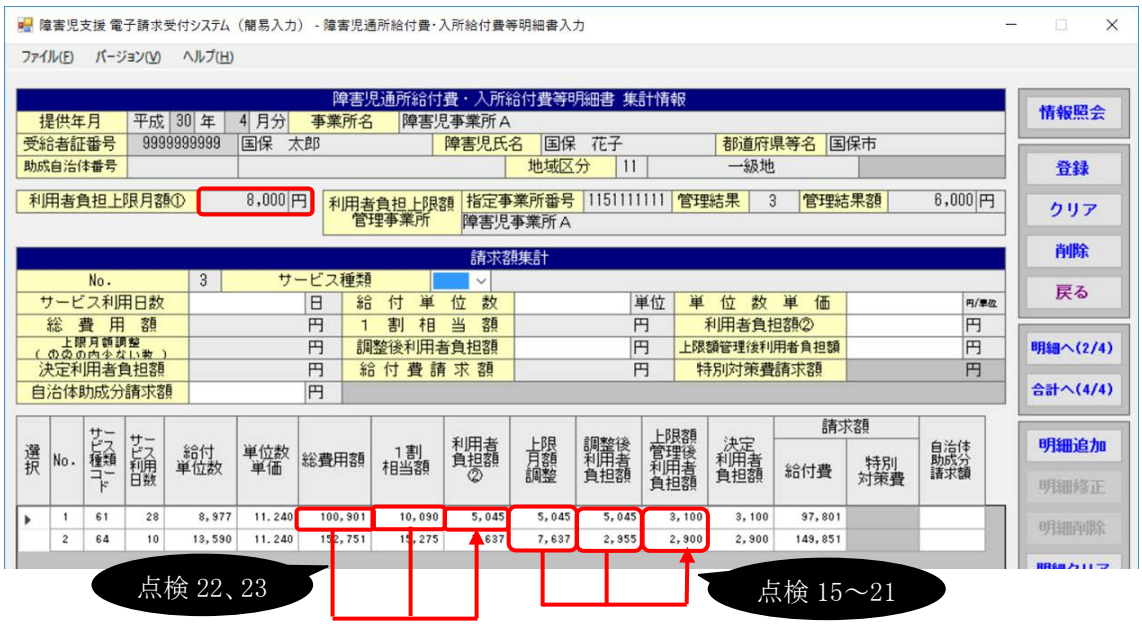

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	《開始年月日》欄入力後、[明細追加]、[明細修正]ボタンクリック時	サービス種別が「65:居宅訪問型児童発達支援」の場合、平成 30 年 4 月 1 日以降の日付であること	開始年月日には平成 30 年 4 月 1 日以降を入力してください。
点検 2	[登録]ボタンクリック時	提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、終了年月日が入力されている場合、終了年月日＋30 日が提供年月より前であること	日数情報の終了年月日が平成〇〇年〇〇月〇〇日以降から提供年月以前の範囲で入力されていません。
点検 3		提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、終了年月日が入力されている場合、終了年月日の年月が提供年月より後であること	日数情報の終了年月日が平成〇〇年〇〇月〇〇日以降から提供年月以前の範囲で入力されていません。 (※1)
点検 4		サービス種別が「65:居宅訪問型児童発達支援」で、提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合、エラーとする	算定期間外のため、サービス種別「[サービス種別コード]」は登録できません。

<table>
<tr><th>No</th><th>点検
タイミング</th><th colspan="2">点検内容</th><th>メッセージ</th></tr>
<tr><td>点検 5</td><td rowspan="9">[登録]ボタン
クリック時</td><td rowspan="4">有期・有目的(入所日から 60 日以内)のサービスコードの場合、かつ提供年月が日数情報の開始年月日から 60 日以内の年月であること</td><td>提供年月が日数情報の開始年月日から 61 日～90 日の場合</td><td>有期・有目的期間について開始年月日から61日以上経過しています。
(※1)</td></tr>
<tr><td>点検 6</td><td>提供年月が日数情報の開始年月日から 91 日以上の場合</td><td>有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過しています。
(※1)</td></tr>
<tr><td>点検 7</td><td>提供年月が日数情報の開始年月日から 181 日以上の場合</td><td>有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過しています。
(※1)</td></tr>
<tr><td>点検 8</td><td colspan="2">有期・有目的(入所日から 60 日以内)のサービスコードの場合、かつ日数情報の終了年月日の年月が提供年月以降の年月であること
(※2)</td><td>終了年月日の翌月以降に有期・有目的期間(60日以内)が算定されています。
(※1)</td></tr>
<tr><td>点検 9</td><td rowspan="3">有期・有目的(入所日から 61～90 日以内)のサービスコードの場合、かつ提供年月が日数情報の開始年月日から 61 日以上、かつ 90 日以内の年月であること</td><td>提供年月が日数情報の開始年月日から 60 日以内の場合</td><td>有期・有目的期間について開始年月日から60日以内の期間です。
(※1)</td></tr>
<tr><td>点検 10</td><td>提供年月が日数情報の開始年月日から 91 日以上の場合</td><td>有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過しています。
(※1)</td></tr>
<tr><td>点検 11</td><td>提供年月が日数情報の開始年月日から 181 日以上の場合</td><td>有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過しています。
(※1)</td></tr>
</table>

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 12	[登録]ボタン クリック時	有期・有目的(入所日から61～90 日以内)のサービスコードの場合、かつ日数情報の終了年月日の年月が提供年月以降の年月であること (※3)	終了年月日の翌月以降に有期・有目的期間(90日以内)が算定されています。 (※1)
点検 13		有期・有目的(入所日から60 日以内)のサービスコードの場合、かつ回数が当月の算定可能日数を超えていないこと (※4)	有期・有目的期間(60日以内)の算定可能回数を超過しています。 (※1)
点検 14		有期・有目的(入所日から61～90 日以内)のサービスコードの場合、かつ回数が当月の算定可能日数を超えていないこと (※5)	有期・有目的期間(90日以内)の算定可能回数を超過しています。 (※1)
点検 15		関係事業所、かつ《管理結果》欄が[3]の場合、《上限額管理後利用者負担額》欄の金額が以下の(1)、(2)の順番に値が設定されている合計金額以下であること(※6) (1)《調整後利用者負担額》欄の金額 (2)《上限月額調整(①②の内少ない数)》欄の金額	請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額は調整後利用者負担額以下で入力してください。
点検 16			請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額は上限月額調整以下で入力してください。
点検 17		関係事業所、かつ《管理結果》欄が[2]の場合、《上限額管理後利用者負担額》欄の金額が以下の(1)、(2)の順番に値が設定されている合計金額と一致すること(※6) (1)《調整後利用者負担額》欄の金額 (2)《上限月額調整(①②の内少ない数)》欄の金額	請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額が不正です。調整後利用者負担額と一致していません。
点検 18			請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額が不正です。上限月額調整と一致していません。

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 19	[登録]ボタンクリック時	上限額管理事業所、かつ《管理結果》欄が[3]の場合、《上限額管理後利用者負担額》欄の金額が以下の(1)、(2)の順番に値が設定されている合計金額と一致すること(※6) (1)《調整後利用者負担額》欄の金額 (2)《上限月額調整(①②の内少ない数)》欄の金額	請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額が不正です。調整後利用者負担額と一致していません。
点検 20			請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額が不正です。上限月額調整と一致していません。
点検 21		上限額管理事業所、かつ《管理結果》欄が[2]の場合、《上限額管理後利用者負担額》欄の金額が《上限月額調整(①②の内少ない数)》欄の金額と一致すること(※6)	請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額が不正です。上限月額調整と一致していません。
点検 22		《利用者負担額②》欄の金額が《1割相当額》欄の金額と一致すること(※7)	利用者負担額②に1割相当額の金額が設定されていません。(※1)
点検 23		《利用者負担額②》欄の金額が《総費用額》欄の金額×5/100(小数点以下切捨て)であること	利用者負担額②に第2子軽減対象児童の場合の金額[計算金額]円(「総費用額 × 5 / 100(小数点以下切捨て)」)が設定されていません。(※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※2 点検 5、点検 6、または点検 7 で警告となった場合、点検は行われません。

※3 点検 9、点検 10、または点検 11 で警告となった場合、点検は行われません。

※4 点検 5、点検 6、点検 7、または点検 8 で警告となった場合、点検は行われません。

※5 点検 9、点検 10、点検 11、または点検 12 で警告となった場合、点検は行われません。

※6 《利用者負担上限月額①》欄が 0 円の場合、点検は行われません。

※7 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援において、《提供年月》欄が平成 26 年 10 月以降、かつ提供年月時点で有効となる【受給者情報(詳細)】画面における《多子軽減対象》タブの《多子軽減対象区分》欄に[第 2 子軽減対象児童]が登録されている場合、点検 23 が行われます。

(4)点検の変更

【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面において、《終了年月日》欄の入力内容について、点検を変更しました。

また、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面及び【特例障害児通所給付費等明細書　明細情報】画面において、《サービスコード》欄の入力内容について、点検を変更しました。

さらに、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　集計情報】画面において、《利用者負担額②》欄の入力内容について、点検を変更しました。

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　日数情報】画面

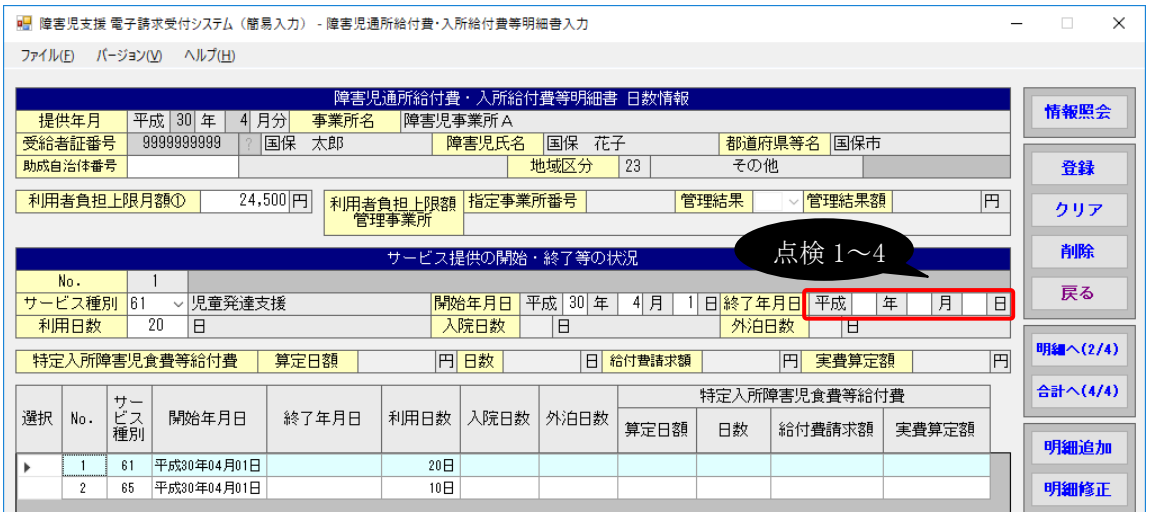

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　明細情報】画面

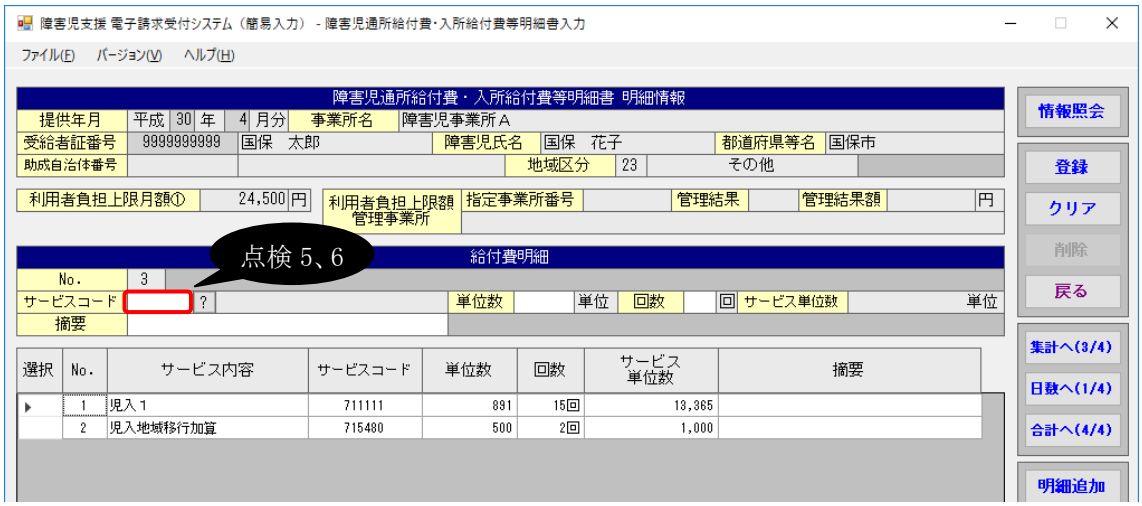

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書　集計情報】画面

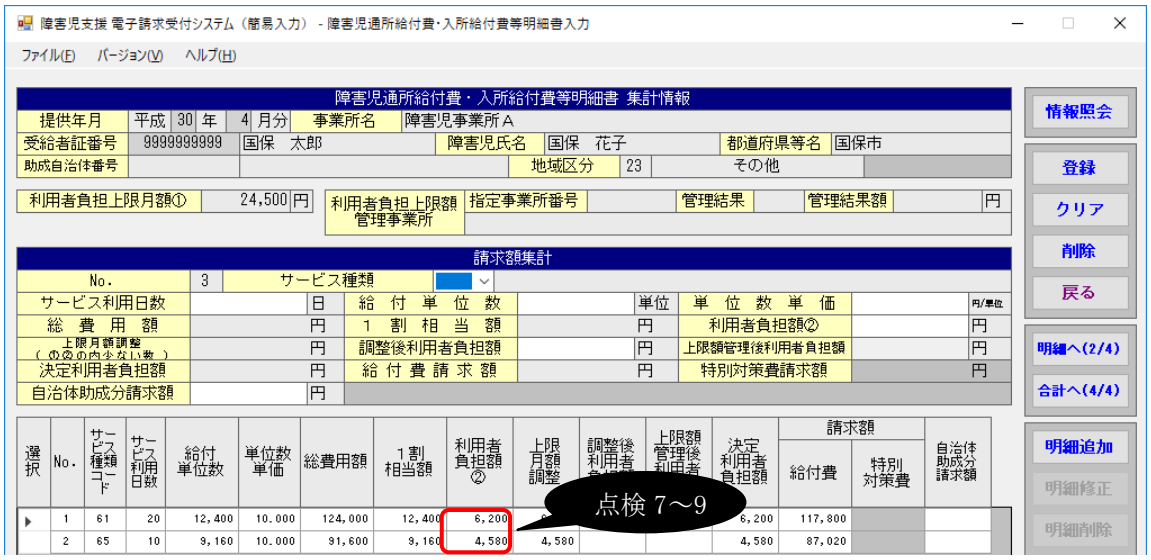

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	サービス種別が「71:障害児入所支援」、または「72:医療型障害児入所支援」の場合、かつ終了年月日が入力されている場合、終了年月日＋30 日が提供年月より前であること (※1)	日数情報の終了年月日が平成○○年○○月○○日以降から提供年月以前の範囲で入力されていません。
点検 2		サービス種別が「71:障害児入所支援」、または「72:医療型障害児入所支援」の場合、かつ終了年月日が入力されている場合、終了年月日の年月が提供年月より後であること (※1)	日数情報の終了年月日が平成○○年○○月○○日以降から提供年月以前の範囲で入力されていません。 (※2)
点検 3		サービス種別が「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、または「64:保育所等訪問支援」の場合、かつ終了年月日が入力されている場合、終了年月日の年月が提供年月より前であること (※3)	日数情報の終了年月日の年月が提供年月と同月ではありません。

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	サービス種別が「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、または「64:保育所等訪問支援」の場合、かつ終了年月日が入力されている場合、終了年月日の年月が提供年月より後であること (※3)	日数情報の終了年月日の年月が提供年月と同月ではありません。 (※2)
点検 5		《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《サービスコード》欄に事業所種別(指定事業所/基準該当事業所)に応じた算定できないサービスコードが【請求サービスコード検索】画面から入力されていないこと	サービスコード([該当するサービスコード])は登録できません。
	《サービスコード》欄 入力時		サービスコードが登録されていません。
点検 6	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《サービスコード》欄に事業所種別(指定事業所/基準該当事業所)に応じた算定できないサービスコードが直接入力されていないこと	サービスコード([該当するサービスコード])は登録できません。 (※2)
点検 7	[明細追加]、 [明細修正]、 [登録]ボタン クリック時	受給者情報(詳細)の多子軽減対象区分が[第 2 子軽減対象児童]で登録されている場合、《利用者負担額②》欄の金額が[総費用額 × 5 / 100(小数点以下切捨て)]円であること (※4)	多子軽減対象区分が「第2子軽減対象児童」の場合、利用者負担額②は[計算金額]円(「総費用額 × 5 / 100(小数点以下切捨て)」)以下を入力してください。
点検 8		受給者情報(詳細)の多子軽減対象区分が[第 3 子軽減対象児童]で登録されている場合、《利用者負担額②》欄の金額が 0 円であること(※4)	多子軽減対象区分が「第3子以降軽減対象児童」の場合、利用者負担額②は 0 円を入力してください。
点検 9	[登録]ボタン クリック時	受給者情報(詳細)の多子軽減対象区分が有効期間内で登録されていること (※4)	受給者情報(詳細)の多子軽減対象が登録されていません。 多子軽減措置対象の場合、受給者情報(詳細)の多子軽減対象を登録してください。(※2)

※1 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、または「63:放課後等デイサービス」を点検対象に含めます。

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※3 提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合、「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、または「63:放課後等デイサービス」を点検対象に含めません。

※4　サービス種別、またはサービス種類が以下の場合、点検が行われます。
「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、「64:保育所等訪問支援」、または「65:居宅訪問型児童発達支援」

4.20. 利用者負担上限額管理結果入力

4.20.1. 点検の追加

【利用者負担上限額管理結果入力】画面において、《事業所番号》欄、《利用者負担額》欄及び《管理結果後利用者負担額》欄の入力内容について、点検を追加しました。

○【利用者負担上限額管理結果入力】画面

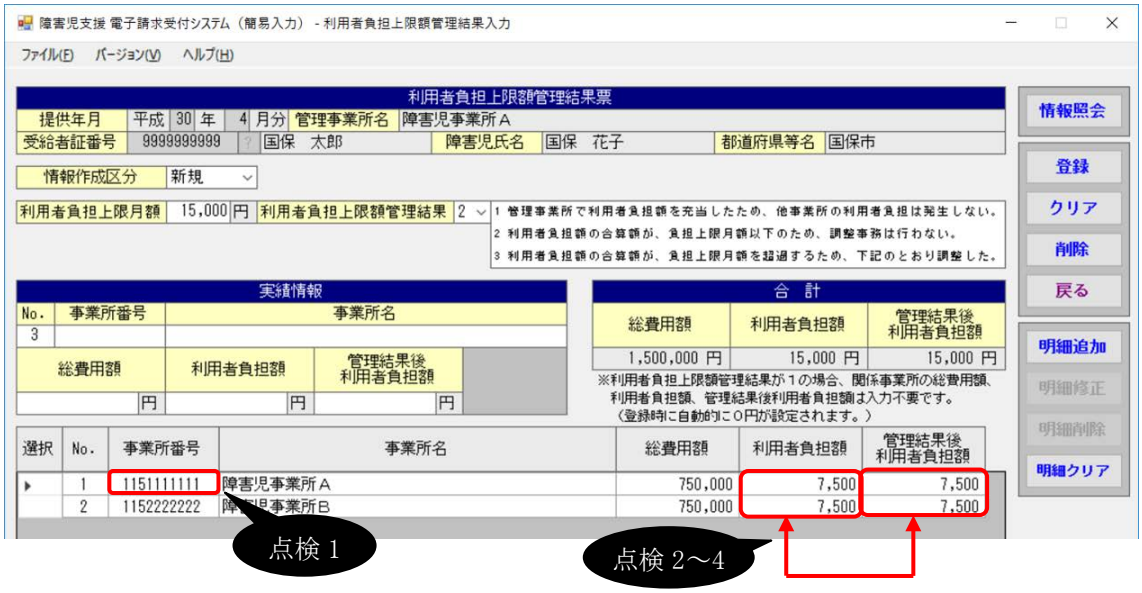

No	点検 タイミング	点検内容	メッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	明細の 1 件目の《事業所番号》欄が上限額管理事業所であること(※1)	No.1の明細に上限額管理事業所が登録されていません。(※2)
点検 2		《利用者負担上限額管理結果》欄が[2]の場合、《利用者負担額》欄の金額と《管理結果後利用者負担額》欄の金額が一致すること	利用者負担額が不正です。管理結果後利用者負担額と一致していません。
点検 3		《利用者負担上限額管理結果》欄が[3]の場合、上限額管理事業所の明細の《利用者負担額》欄の金額と《管理結果後利用者負担額》欄の金額が一致すること	上限額管理事業所の利用者負担額が不正です。管理結果後利用者負担額と一致していません。
点検 4		《利用者負担上限額管理結果》欄が[3]の場合、関係事業所の明細の《管理結果後利用者負担額》欄の金額が《利用者負担額》欄の金額以下であること	関係事業所の管理結果後利用者負担額が不正です。利用者負担額以下の値にしてください。

※1　相談支援事業所の場合、点検は行われません。

※2　警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

4.21. 請求情報印刷

4.21.1. 障害児入所支援提供実績記録票

[障害児入所支援提供実績記録票(確認リスト)]において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《合計(地域移行加算)》欄が出力されるよう変更し、《地域移行加算(入所中算定日)》欄に斜線が出力されるよう変更しました。

○[障害児入所支援提供実績記録票(確認リスト)]

障害児入所支援提供実績記録票（確認リスト）

平成　30年　4月分

受給者証番号	9999999999	給付決定保護者氏名（障害児氏名）	国保　太郎（国保　花子）	事業所番号	1351111111
補足給付適用の有無	有り	補足給付額（日額）	400 円/日	事業者及びその事業所	障害児事業所Ａ

日付	曜日	支援実績 サービス提供の状況	入院・外泊時加算	入院時支援特別加算 提供回数	入院時支援特別加算 算定回数	自活訓練加算	地域移行加算	実費算定額 食費の単価	定員超過	備考
1	日									
2	月	入院								
3	火	入院→外泊								
4	水	外泊								
5	木	外泊→入院								
6	金	入院								
7	土						1			
8	日	入院								
9	月									
10	火									
11	水									
12	木									
13	金									
14	土									
15	日									
16	月									
17	火									
18	水									
19	木									
20	金									
21	土									
22	日									
23	月									
24	火									

食費の単価：朝食 300 円/日、昼食 300 円/日、夕食 300 円/日、一日 円/日
光熱水費の単価：一日 100 円/日、一月 円/月

合計	回	回	回	1 回	回	回	回	回
					各小計	円	円	
					実費合計額	円		

地域移行加算		退所日		退所後算定日	
個別支援計画作成の有無	有り				

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《地域移行加算(入所中算定日)》欄に斜線が出力されます。

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《合計(地域移行加算)》欄が出力されます。（※）

※　《提供年月》欄が平成 30 年 3 月以前の場合、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目は斜線で出力されます。

4.21.2. 児童発達支援提供実績記録票

[児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]において、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目を出力できるよう帳票レイアウトを縦から横へ変更し、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《事業所内相談支援加算》欄、《医療連携体制加算》欄、《合計(事業所内相談支援加算)》欄、《合計(医療連携体制加算)》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄及び《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄が出力されるよう変更しました。

また、ページフッターの《サービス提供単位番号》欄、《個別支援計画作成の有無》欄、《合計ページ数》欄及び《ページ数》欄がページヘッダーに出力されるよう変更し、《合計》欄について、最終ページにのみ出力されるよう変更しました。

○[児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]

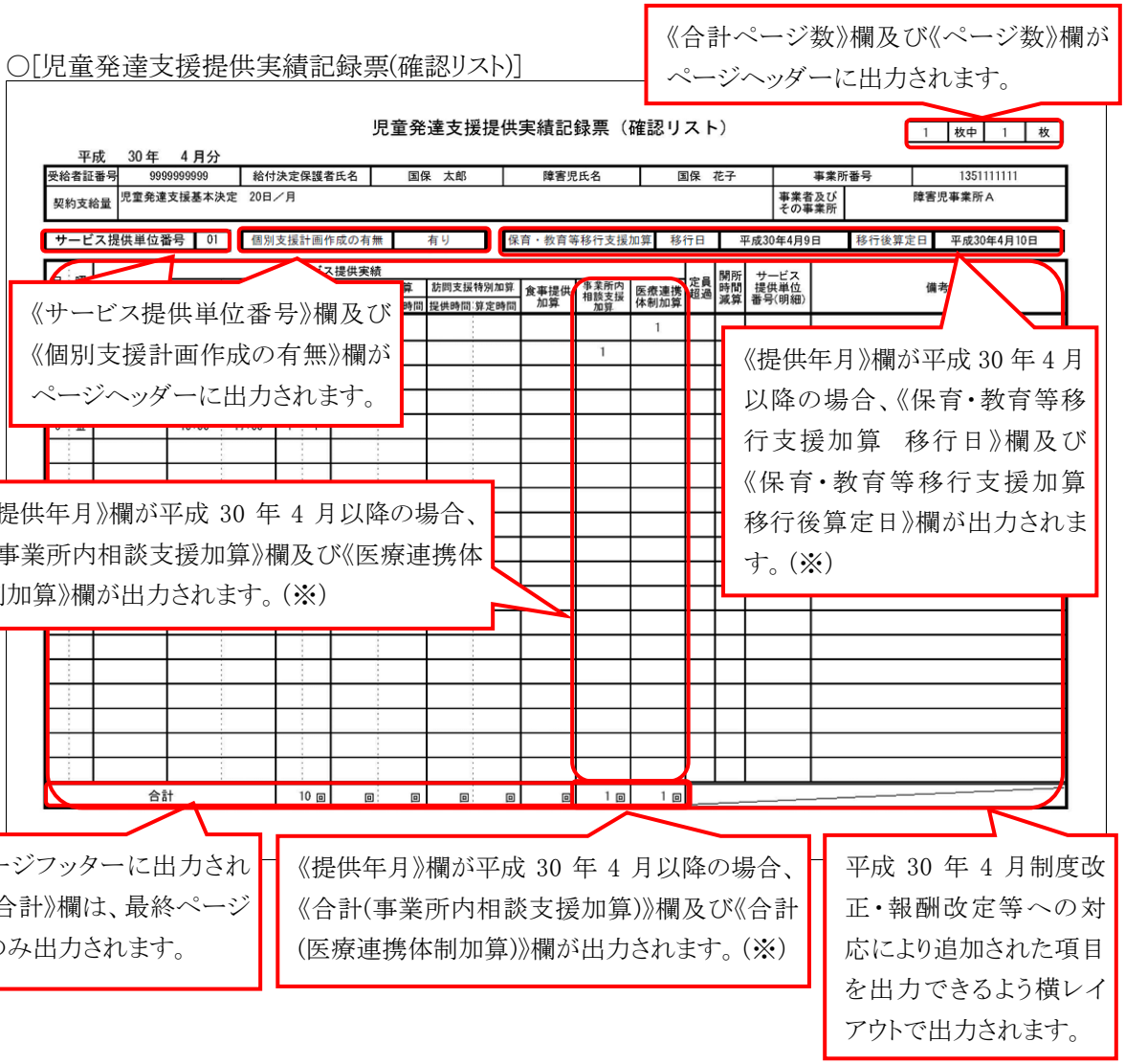

※　《提供年月》欄が平成 30 年 3 月以前の場合、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目は斜線で出力されます。

4.21.3. 医療型児童発達支援提供実績記録票

[医療型児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]において、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目を出力できるよう帳票レイアウトを縦から横へ変更し、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄、《事業所内相談支援加算》欄、《合計(送迎加算)》欄、《合計(事業所内相談支援加算)》欄、《保育・教育等移行支援加算 移行日》欄及び《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄が出力されるよう変更しました。

また、ページフッターの《個別支援計画作成の有無》欄、《合計ページ数》欄及び《ページ数》欄がページヘッダーに出力されるよう変更し、《合計》欄について、最終ページにのみ出力されるよう変更しました。

○[医療型児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]

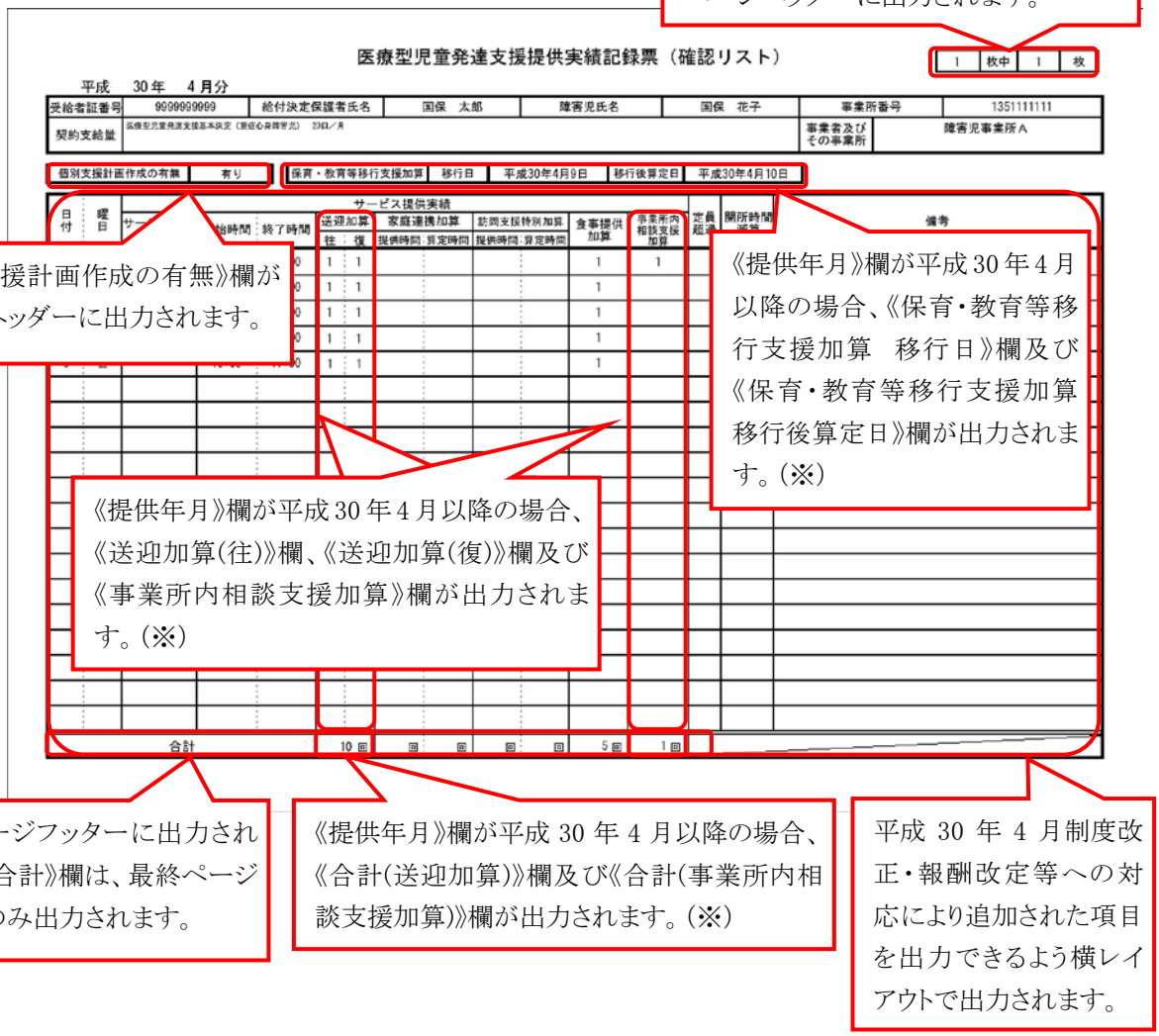

《合計ページ数》欄及び《ページ数》欄がページヘッダーに出力されます。

《個別支援計画作成の有無》欄がページヘッダーに出力されます。

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄及び《保育・教育等移行支援加算 移行後算定日》欄が出力されます。(※)

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《送迎加算(往)》欄、《送迎加算(復)》欄及び《事業所内相談支援加算》欄が出力されます。(※)

ページフッターに出力される《合計》欄は、最終ページにのみ出力されます。

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《合計(送迎加算)》欄及び《合計(事業所内相談支援加算)》欄が出力されます。(※)

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目を出力できるよう横レイアウトで出力されます。

※ 《提供年月》欄が平成 30 年 3 月以前の場合、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目は斜線で出力されます。

4.21.4. 放課後等デイサービス提供実績記録票

［放課後等デイサービス提供実績記録票(確認リスト)］において、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目を出力できるよう帳票レイアウトを縦から横へ変更し、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《事業所内相談支援加算》欄、《医療連携体制加算》欄、《合計(事業所内相談支援加算)》欄、《合計(医療連携体制加算)》欄、《保育・教育等移行支援加算　移行日》欄及び《保育・教育等移行支援加算　移行後算定日》欄が出力されるよう変更しました。

また、ページフッターの《サービス提供単位番号》欄、《個別支援計画作成の有無》欄、《合計ページ数》欄及び《ページ数》欄がページヘッダーに出力されるよう変更し、《合計》欄について、最終ページにのみ出力されるよう変更しました。

○［放課後等デイサービス提供実績記録票(確認リスト)］

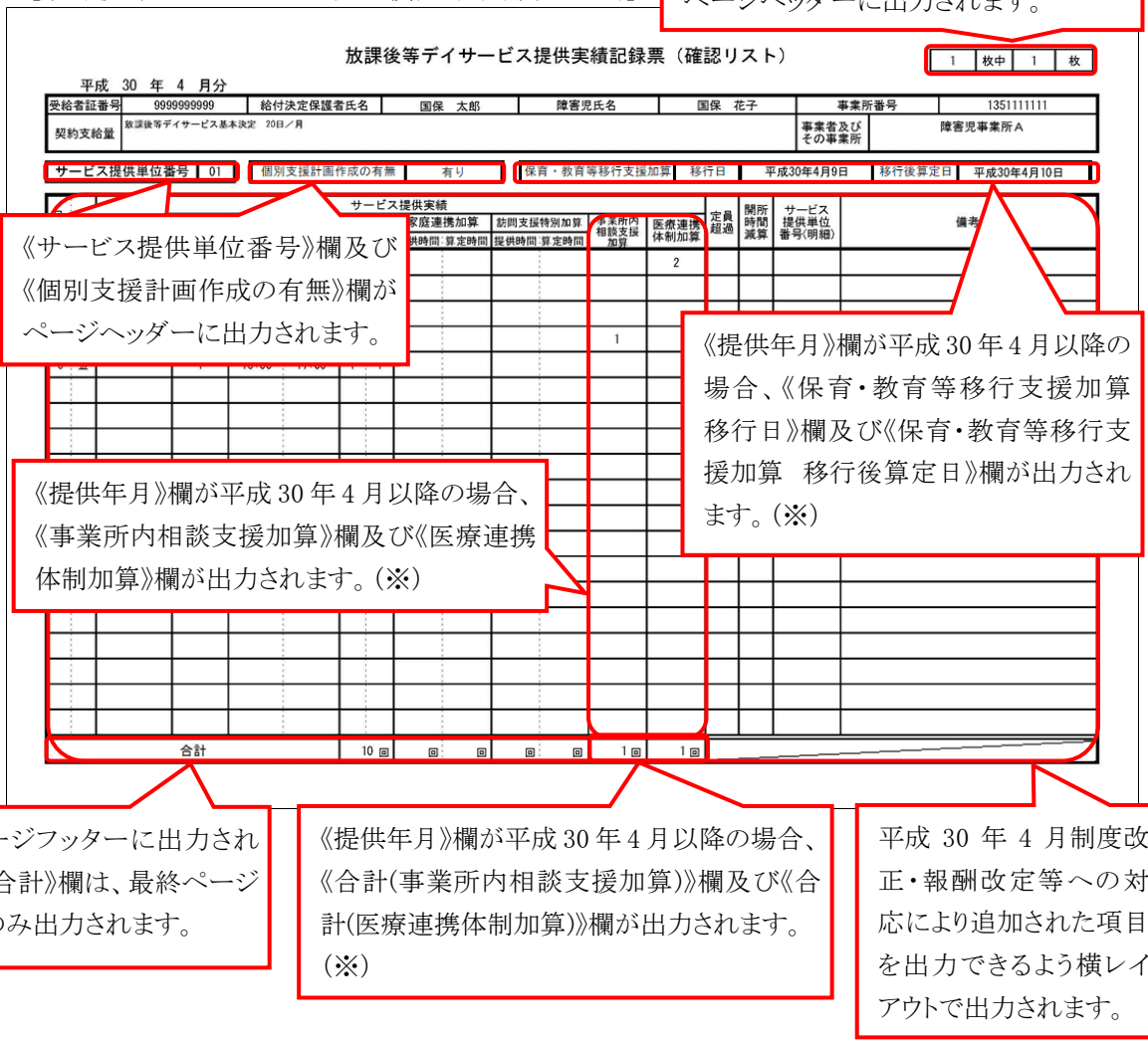

※　《提供年月》欄が平成 30 年 3 月以前の場合、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目は斜線で出力されます。

4.21.5. 保育所等訪問支援提供実績記録票

[保育所等訪問支援提供実績記録票(確認リスト)]において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄、《家庭連携加算(算定時間)》欄、《初回加算》欄、《合計(家庭連携加算(提供回数))》欄、《合計(家庭連携加算(算定回数))》欄及び《合計(初回加算)》欄が出力されるよう変更しました。

○[保育所等訪問支援提供実績記録票(確認リスト)]

保育所等訪問支援提供実績記録票（確認リスト）

平成　30年　4月分

受給者証番号	9999999999	給付決定保護者氏名（障害児氏名）	国保　太郎（国保　花子）	事業所番号	1351111111
契約支給量	保育所等訪問支援基本決定　10日／月			事業者及びその事業所	障害児事業所Ａ

日付	曜日	サービス提供実績 算定日数	家庭連携加算 提供時間	家庭連携加算 算定時間	初回加算	訪問支援員減算	備考
2	月	1					
3	火	1					
4	水	1				1	
9	月	1	0.5	1			
10	火	1					
11	水	1					
合計		6 日	1 回	1 回	1 回		

個別支援計画作成の有無	有り

1	枚中	1	枚

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄、《家庭連携加算(算定時間)》欄及び《初回加算》欄が出力されます。(※)

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《合計(家庭連携加算(提供回数))》欄、《合計(家庭連携加算(算定回数))》欄及び《合計(初回加算)》欄が出力されます。(※)

※　《提供年月》欄が平成 30 年 3 月以前の場合、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目は斜線で出力されます。

4.21.6. 居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、登録された居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の情報を印刷できるよう[居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]を新しく追加しました。

○[居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]

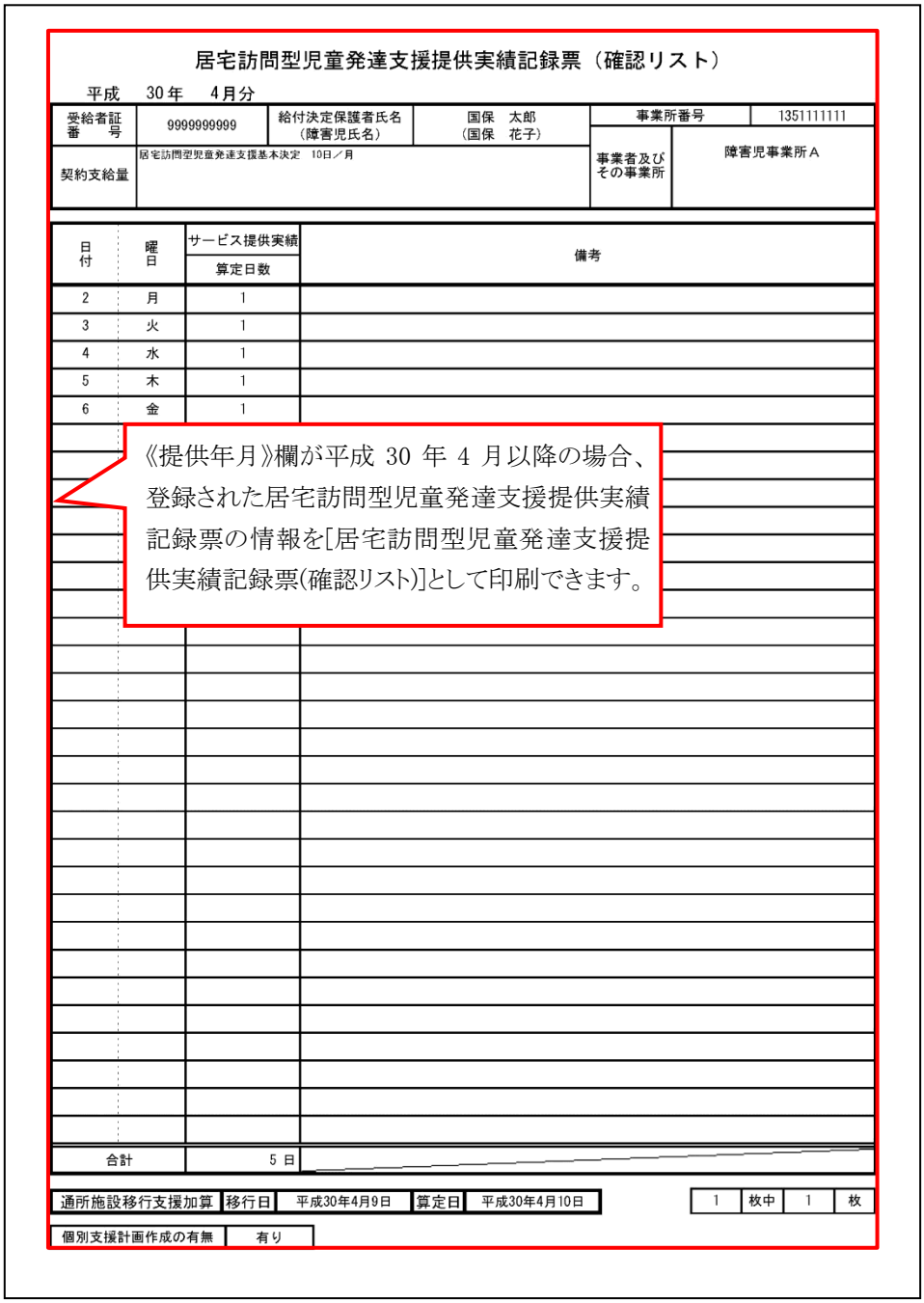

居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票（確認リスト）

平成　30 年　4 月分

受給者証番号	9999999999	給付決定保護者氏名（障害児氏名）	国保　太郎（国保　花子）	事業所番号	1351111111
契約支給量	居宅訪問型児童発達支援基本決定　10日／月			事業者及びその事業所	障害児事業所Ａ

日付	曜日	サービス提供実績 算定日数	備考
2	月	1	
3	火	1	
4	水	1	
5	木	1	
6	金	1	
合計		5 日	

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、登録された居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の情報を[居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]として印刷できます。

通所施設移行支援加算	移行日	平成30年4月9日	算定日	平成30年4月10日

1 枚中 1 枚

個別支援計画作成の有無	有り

4.21.7. 障害児相談支援給付費請求書

[障害児相談支援給付費請求書(確認リスト)]において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《サービスコード》欄に斜線が出力されるよう変更しました。

○[障害児相談支援給付費請求書(確認リスト)]

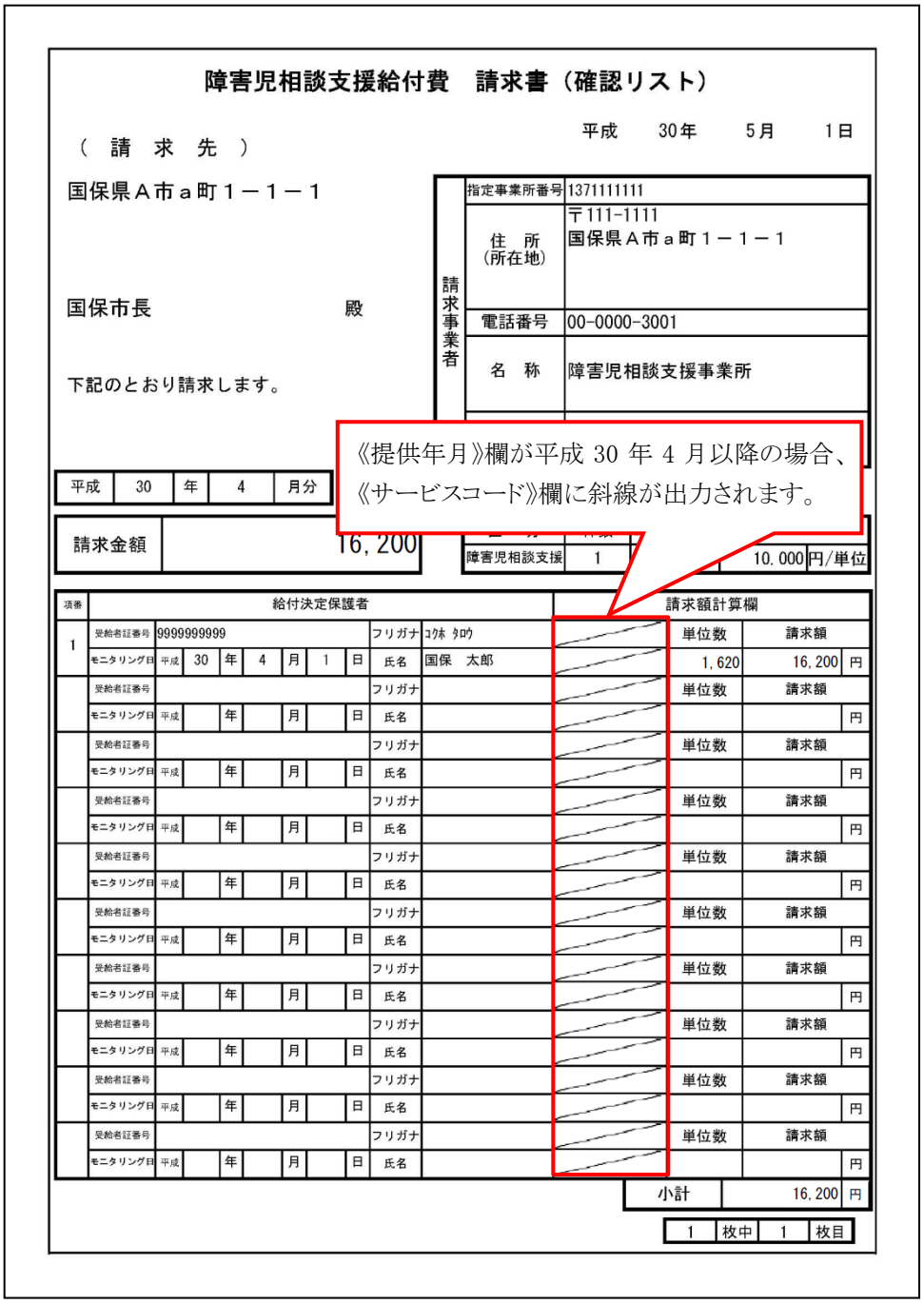

障害児相談支援給付費　請求書（確認リスト）

平成　30年　5月　1日

（ 請 求 先 ）

国保県Ａ市ａ町１－１－１

国保市長　殿

下記のとおり請求します。

請求事業者

指定事業所番号	1371111111
住 所（所在地）	〒111-1111 国保県Ａ市ａ町１－１－１
電話番号	00-0000-3001
名 称	障害児相談支援事業所

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《サービスコード》欄に斜線が出力されます。

平成	30	年	4	月分

請求金額	16,200

障害児相談支援	1		10,000円/単位

項番	給付決定保護者			請求額計算欄		
1	受給者証番号	9999999999	フリガナ	ｺｳﾎ ﾀﾛｳ	単位数	請求額
	モニタリング日	平成 30 年 4 月 1 日	氏名	国保　太郎	1,620	16,200 円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
	受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
	モニタリング日	平成 年 月 日	氏名			円
					小計	16,200 円

1 枚中 1 枚目

4.21.8. 障害児相談支援給付費明細書

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、登録された障害児相談支援給付費明細書の情報を印刷できるよう[障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)]を新しく追加しました。

○[障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)]

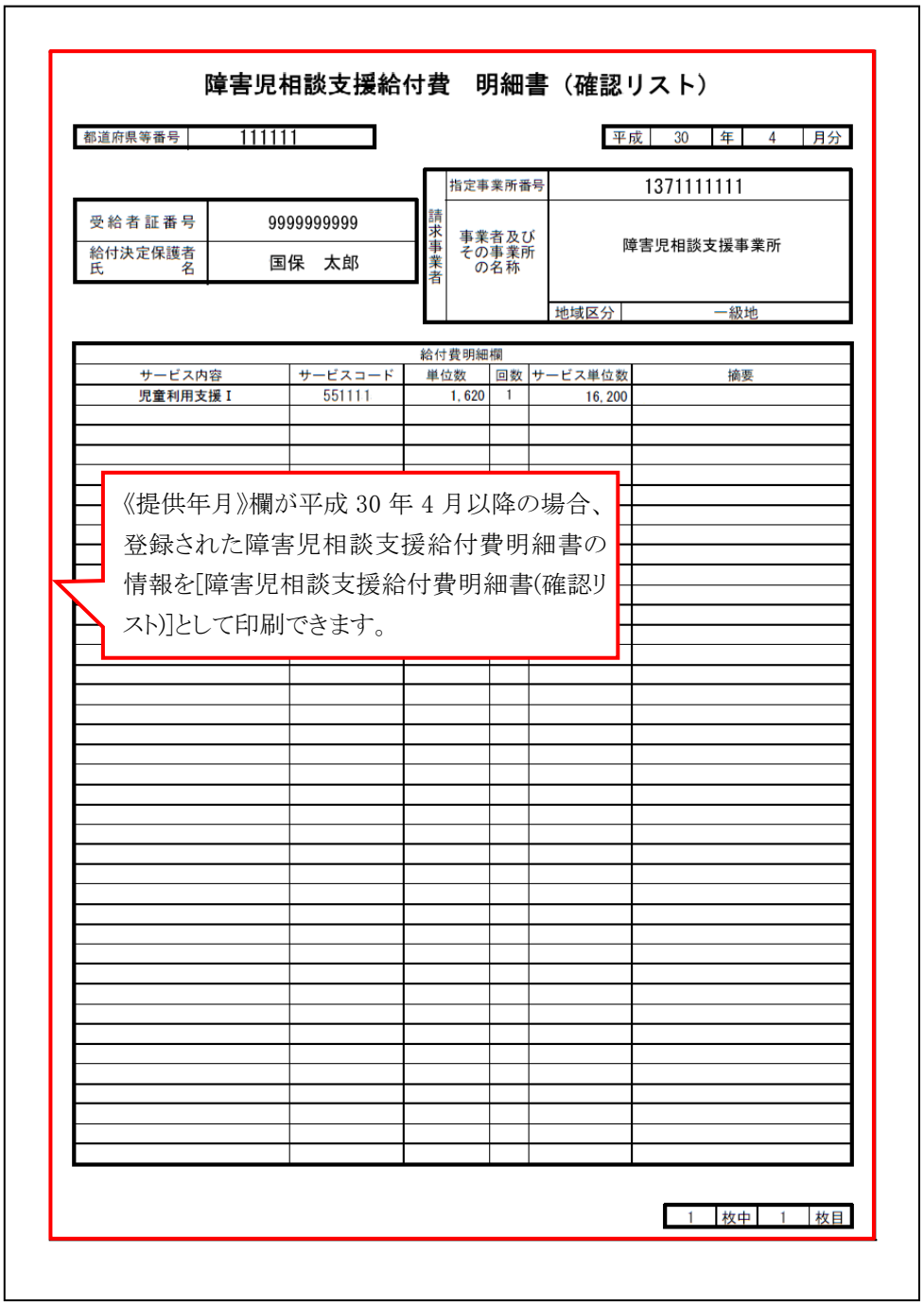

障害児相談支援給付費　明細書（確認リスト）

都道府県等番号	111111

平成	30	年	4	月分

受給者証番号	9999999999
給付決定保護者氏名	国保　太郎

請求事業者	指定事業所番号	1371111111
	事業者及びその事業所の名称	障害児相談支援事業所
	地域区分	一級地

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児童利用支援Ⅰ	551111	1,620	1	16,200	

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、登録された障害児相談支援給付費明細書の情報を[障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)]として印刷できます。

1	枚中	1	枚目

4.21.9. 特例障害児相談支援給付費請求書

[特例障害児相談支援給付費請求書(確認リスト)]において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《サービスコード》欄に斜線が出力されるよう変更しました。

○[特例障害児相談支援給付費請求書(確認リスト)]

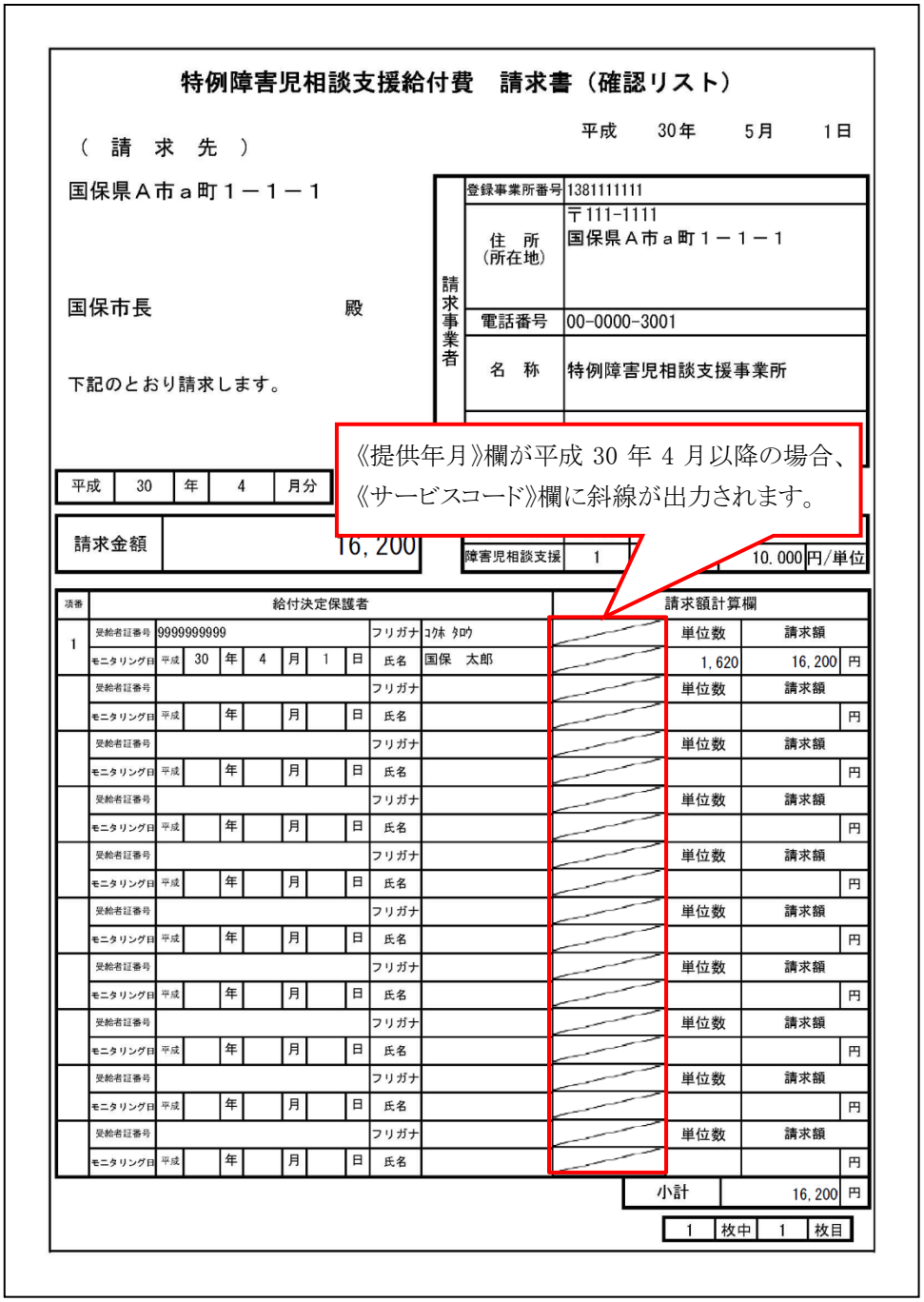

特例障害児相談支援給付費　請求書（確認リスト）

平成　30年　5月　1日

（ 請 求 先 ）

国保県Ａ市ａ町１－１－１

国保市長　殿

下記のとおり請求します。

請求事業者

登録事業所番号	1381111111
住所（所在地）	〒111-1111 国保県Ａ市ａ町１－１－１
電話番号	00-0000-3001
名称	特例障害児相談支援事業所

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、《サービスコード》欄に斜線が出力されます。

平成	30	年	4	月分

請求金額	16,200

障害児相談支援	1	10.000	円/単位

項番	給付決定保護者									請求額計算欄			
1	受給者証番号	9999999999						フリガナ	ｺｳﾎｹﾝﾀﾛｳ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成	30	年	4	月	1	日	氏名	国保　太郎	1,620	16,200	円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円
	受給者証番号								フリガナ		単位数	請求額	
	モニタリング日	平成		年		月		日	氏名				円

小計	16,200	円

1	枚中	1	枚目

4.21.10. 特例障害児相談支援給付費明細書

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、登録された特例障害児相談支援給付費明細書の情報を印刷できるよう[特例障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)]を新しく追加しました。

○[特例障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)]

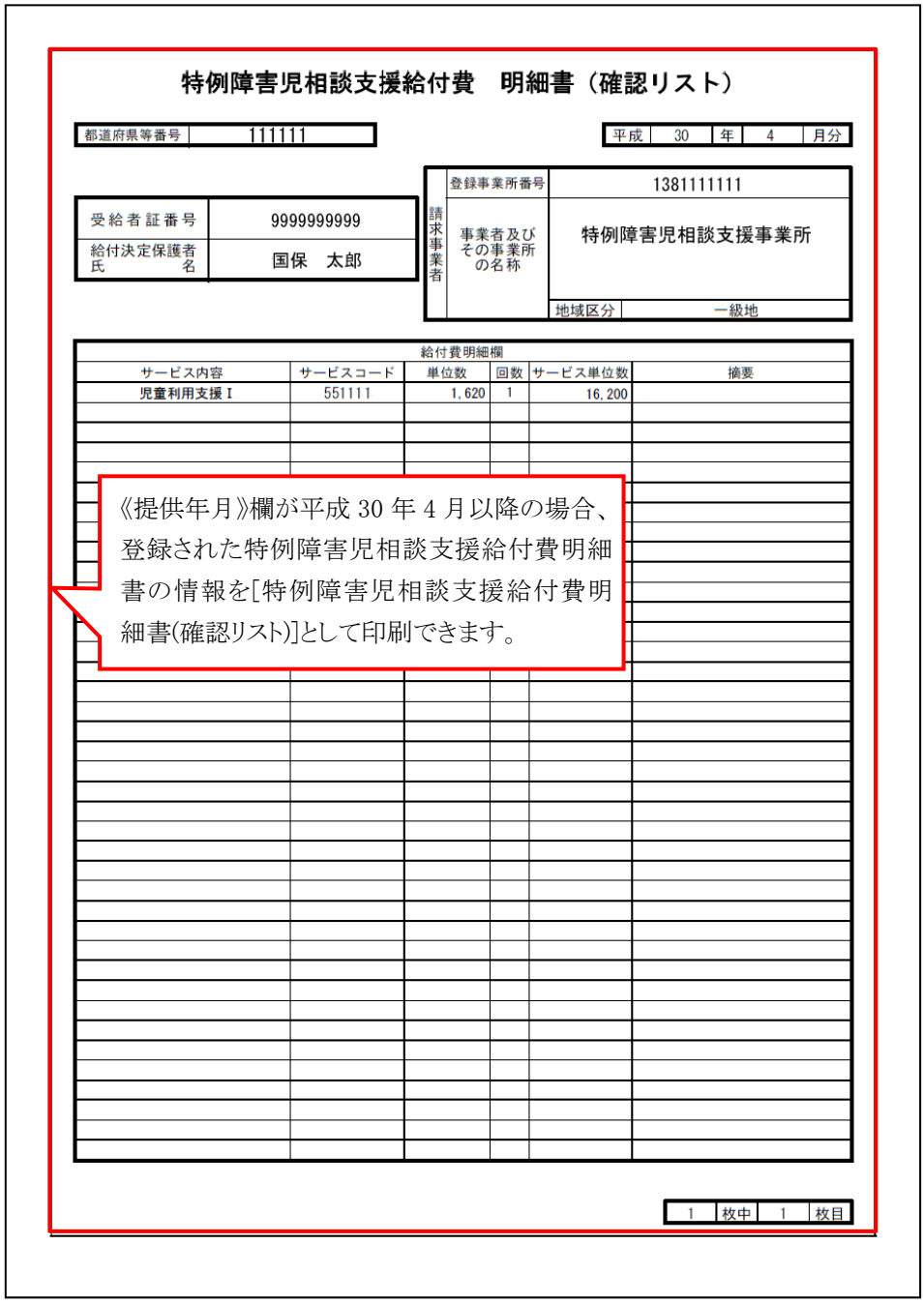

特例障害児相談支援給付費　明細書（確認リスト）

都道府県等番号	111111

平成	30	年	4	月分

受給者証番号	9999999999
給付決定保護者氏名	国保　太郎

請求事業者	登録事業所番号	1381111111
	事業者及びその事業所の名称	特例障害児相談支援事業所
	地域区分	一級地

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児童利用支援Ⅰ	551111	1,620	1	16,200	

《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、登録された特例障害児相談支援給付費明細書の情報を[特例障害児相談支援給付費明細書(確認リスト)]として印刷できます。

1	枚中	1	枚目

4.21.11. 障害児通所給付費・入所給付費等請求書

[障害児通所給付費・入所給付費等請求書(確認リスト)]において、サービス種類の並び順について、居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で出力されるよう変更しました。

○[障害児通所給付費・入所給付費等請求書(確認リスト)]

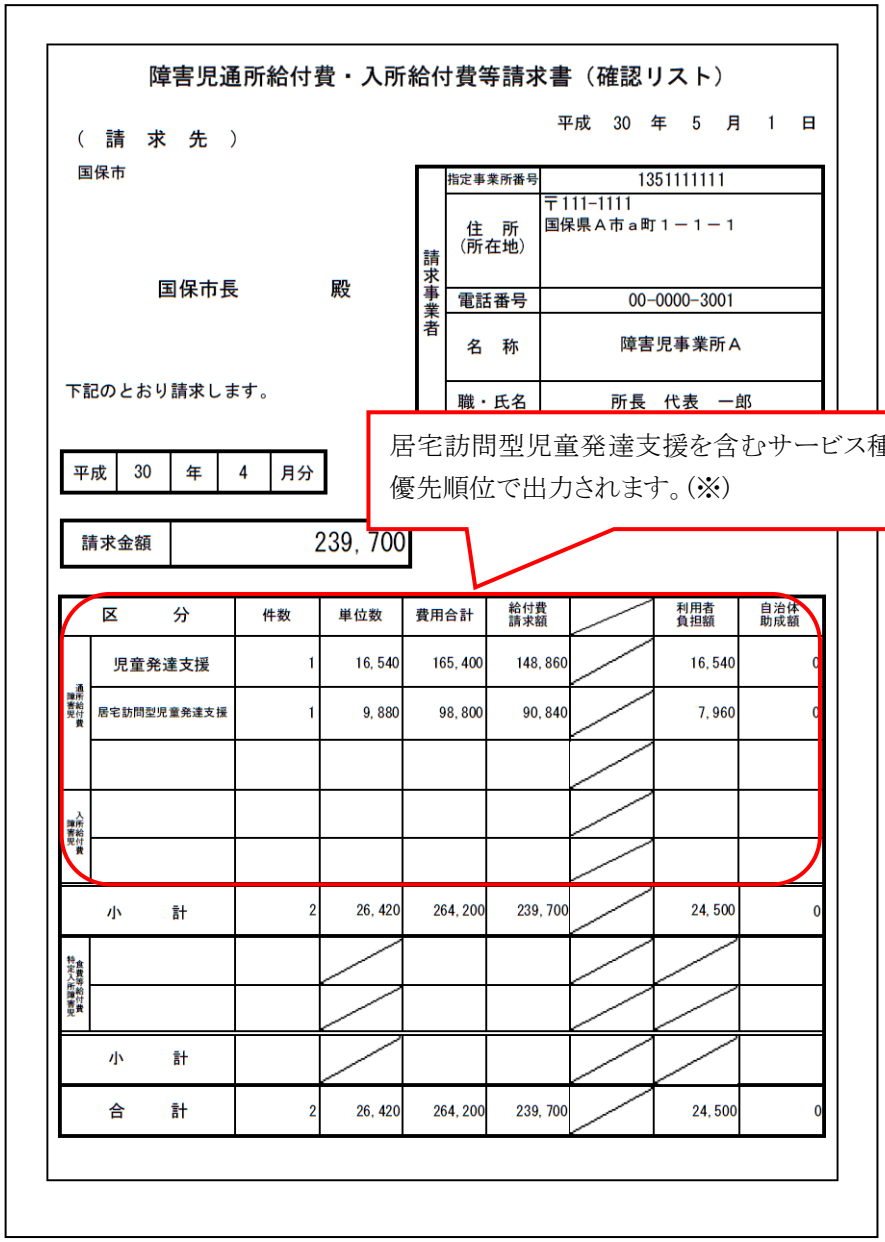

障害児通所給付費・入所給付費等請求書（確認リスト）

平成 30 年 5 月 1 日

（ 請 求 先 ）
国保市

国保市長 殿

請求事業者		
	指定事業所番号	1351111111
	住 所（所在地）	〒111-1111 国保県Ａ市ａ町１－１－１
	電話番号	00-0000-3001
	名 称	障害児事業所Ａ
	職・氏名	所長 代表 一郎

下記のとおり請求します。

平成	30	年	4	月分

請求金額	239,700

居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で出力されます。(※)

区分		件数	単位数	費用合計	給付費請求額		利用者負担額	自治体助成額
通所給付費	児童発達支援	1	16,540	165,400	148,860		16,540	0
	居宅訪問型児童発達支援	1	9,880	98,800	90,840		7,960	0
入所給付費								
小計		2	26,420	264,200	239,700		24,500	0
食費等給付費（特定入所障害児）								
小計								
合計		2	26,420	264,200	239,700		24,500	0

※ 明細表示部の並び順については、[P122 Point！ サービス種類の並び順について]を参照してください。

4.21.12. 障害児通所給付費・入所給付費等明細書

[障害児通所給付費・入所給付費等明細書(確認リスト)]において、サービス種類の並び順について、居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で出力されるよう変更しました。

○[障害児通所給付費・入所給付費等明細書(確認リスト)]

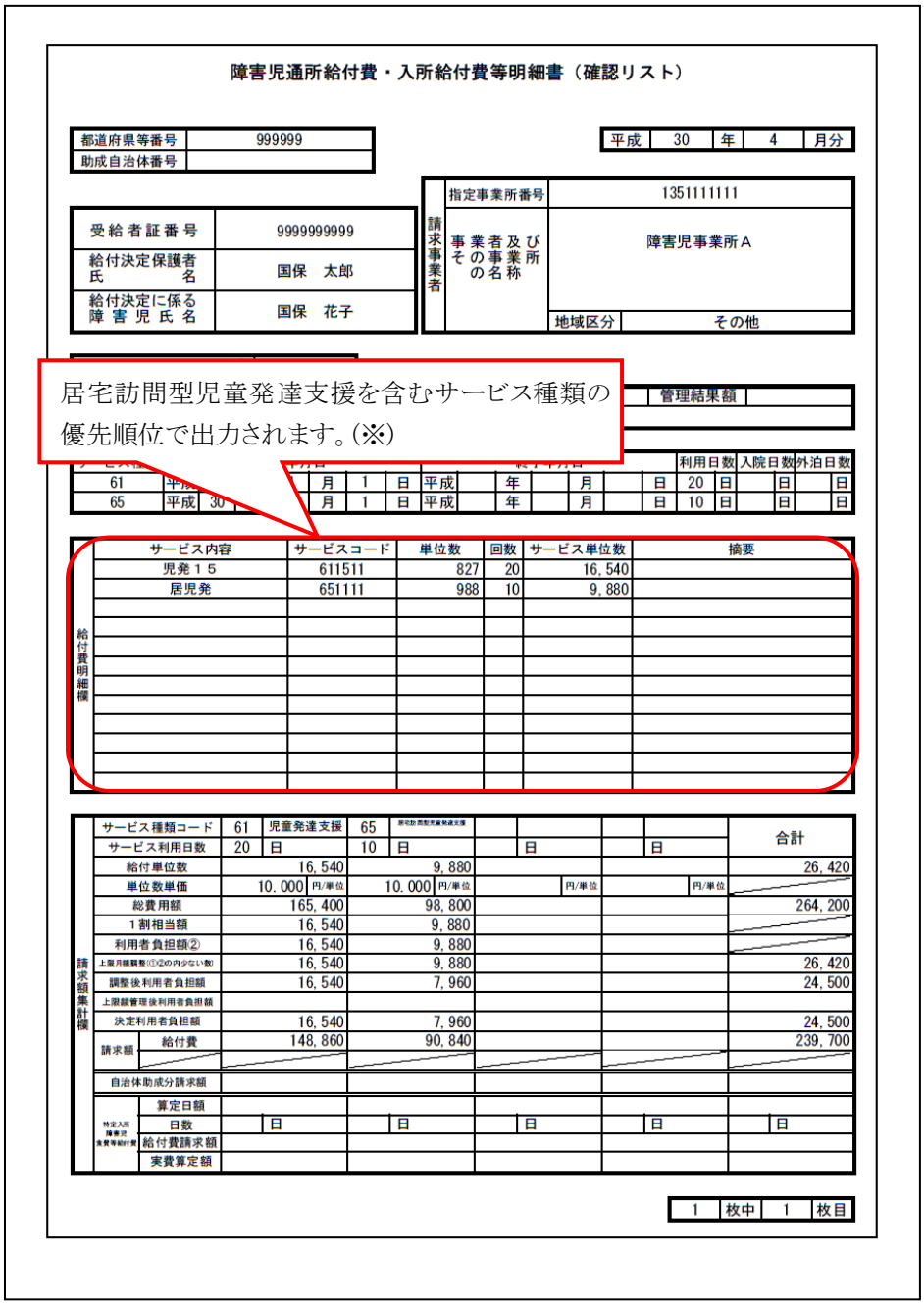

障害児通所給付費・入所給付費等明細書（確認リスト）

都道府県等番号	999999
助成自治体番号	

平成 30 年 4 月分

受給者証番号	9999999999
給付決定保護者氏名	国保　太郎
給付決定に係る障害児氏名	国保　花子

請求事業者

指定事業所番号	1351111111
事業者及びその事業所の名称	障害児事業所Ａ
地域区分	その他

居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で出力されます。(※)

管理結果額	

											利用日数	入院日数	外泊日数
61	平成		月	1	日	平成	年	月	日		20 日	日	日
65	平成	30	月	1	日	平成	年	月	日		10 日	日	日

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児発１５	611511	827	20	16,540	
居児発	651111	988	10	9,880	

請求額集計欄

サービス種類コード		61	児童発達支援	65						合計
サービス利用日数		20 日		10 日		日		日		
給付単位数		16,540		9,880						26,420
単位数単価		10.000 円/単位		10.000 円/単位		円/単位		円/単位		
総費用額		165,400		98,800						264,200
１割相当額		16,540		9,880						
利用者負担額②		16,540		9,880						
上限月額調整(①②の内少ない額)		16,540		9,880						26,420
調整後利用者負担額		16,540		7,960						24,500
上限額管理後利用者負担額										
決定利用者負担額		16,540		7,960						24,500
請求額	給付費	148,860		90,840						239,700
自治体助成分請求額										
特定入所障害児食費等給付費	算定日額									
	日数	日		日		日		日		日
	給付費請求額									
	実費算定額									

1 枚中 1 枚目

※　明細表示部の並び順については、[P122　Point！ サービス種類の並び順について]を参照してください。

4.21.13. 契約内容報告書

[契約内容報告書(確認リスト)]において、《提供年月》欄が平成 30 年 4 月以降の場合、タイトルに[居宅訪問型児童発達支援]が出力されるよう変更しました。

また、サービス種類の並び順について、居宅訪問型児童発達支援を含むサービス種類の優先順位で出力されるよう変更しました。

○[契約内容報告書(確認リスト)]

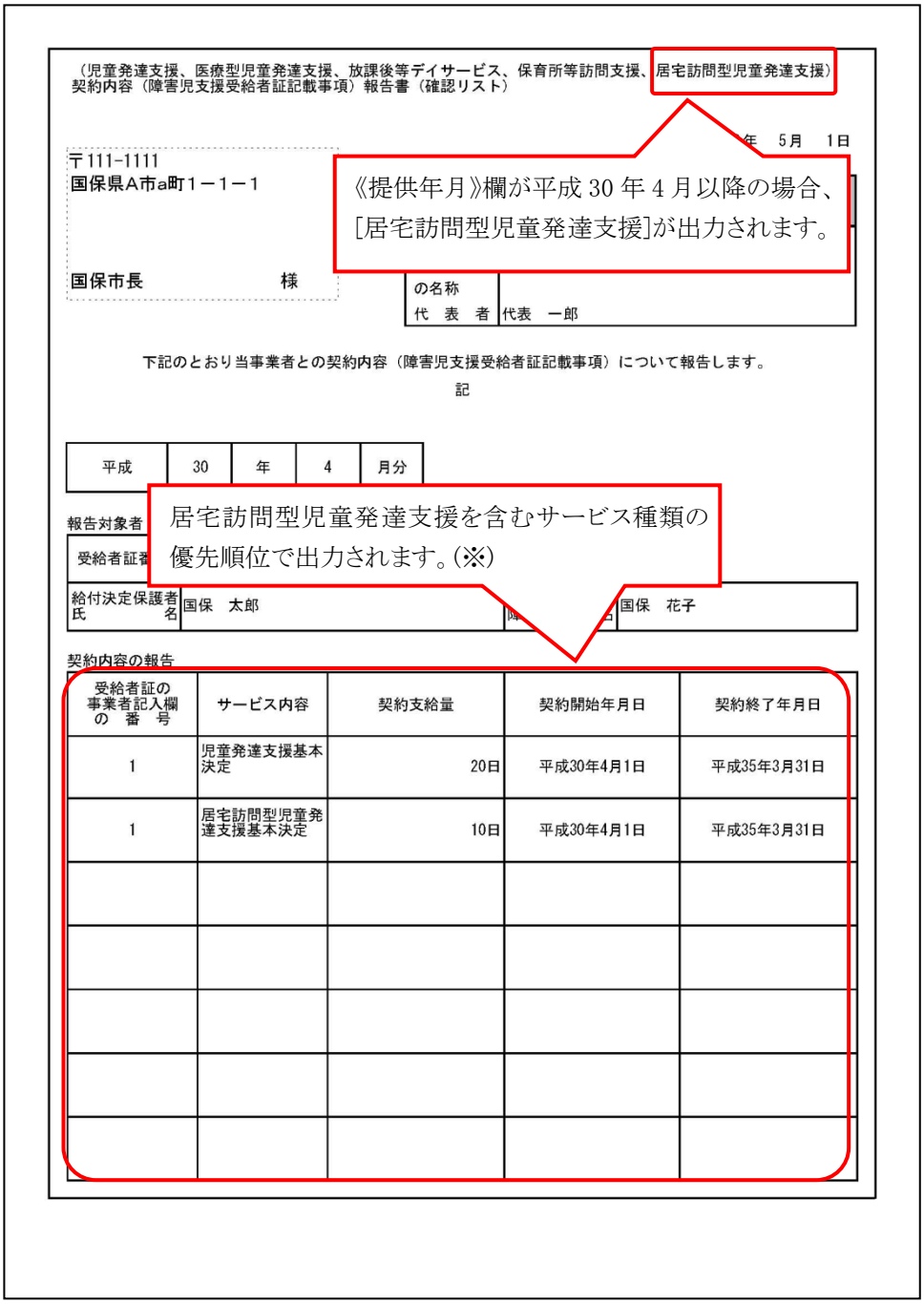

※ 明細表示部の並び順については、[P122 Point！ サービス種類の並び順について]を参照してください。

Point！ 横レイアウトで出力される帳票について

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加された項目を出力できるよう横レイアウトで出力するよう対応しました。これに伴い、提供年月が平成 30 年 3 月以前の過去の実績記録票の情報においても、横レイアウトで出力されるようになります。

また、ページフッターに出力される《合計》欄について、最終ページにのみ出力されるよう変更しました。

ここでは、[児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]を例に説明します。

○[児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]

[1 ページ目]

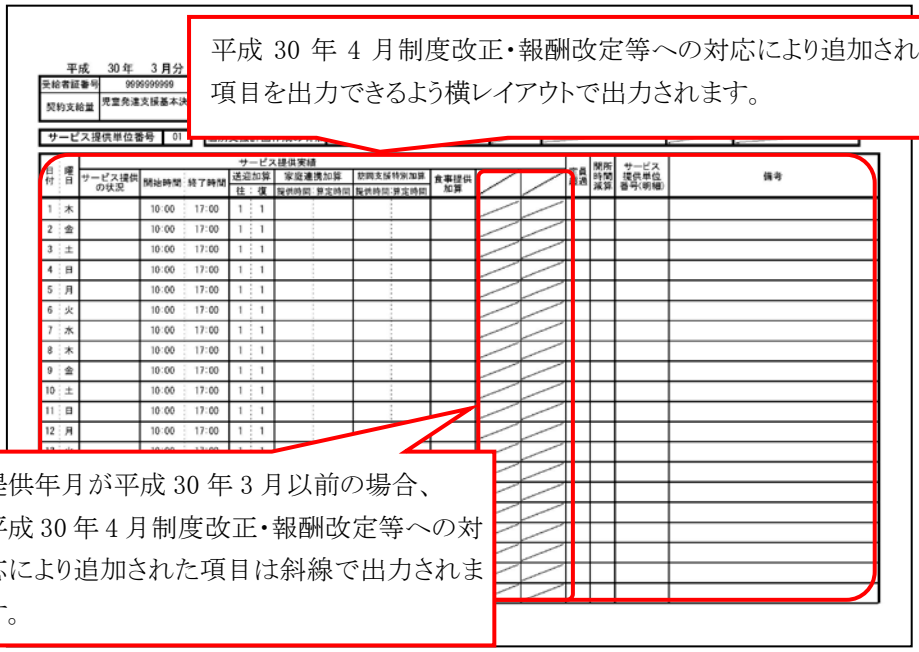

[最終ページ]

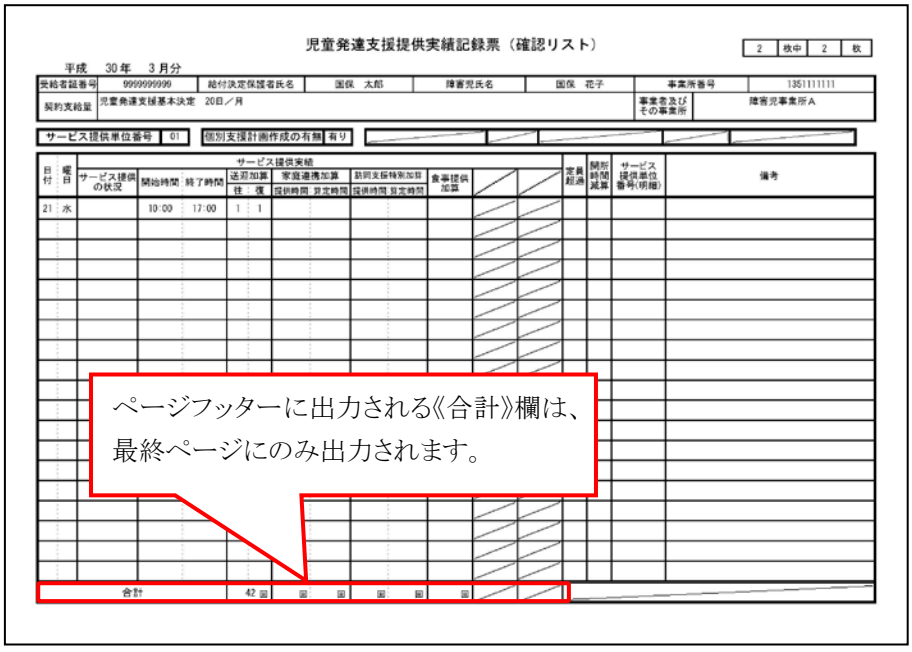

[横レイアウトで出力されるサービス提供実績記録票の帳票]

No	帳票名
1	[児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]
2	[医療型児童発達支援提供実績記録票(確認リスト)]
3	[放課後等デイサービス提供実績記録票(確認リスト)]

4.22. 詳細メニュー

4.22.1. 画面の制御

【詳細メニュー】画面において、《請求年月》欄が平成 30 年 5 月以降の場合、居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票を含めた件数が表示されるよう変更しました。

○【詳細メニュー】画面

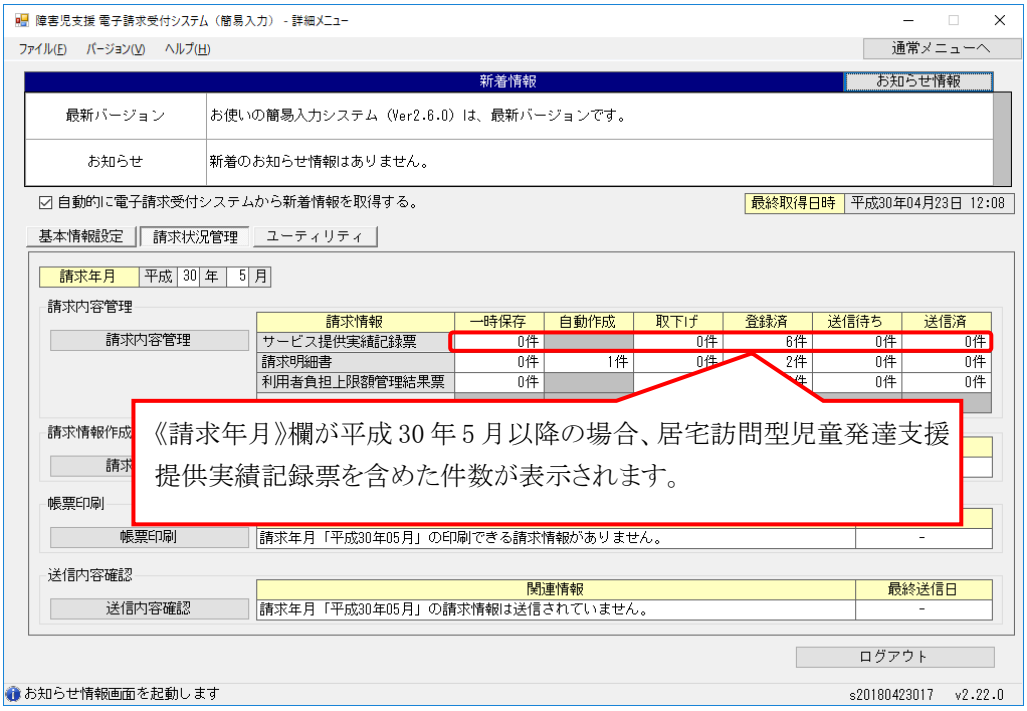

4.23. チュートリアル機能

4.23.1. 画面の変更

【チュートリアル】画面において、新しく追加した【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面のチュートリアルの説明が表示されるよう変更しました。

また、各サービス提供実績記録票で追加、または変更した項目名等のチュートリアルの説明が表示されるよう変更しました。

ここでは、【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面を例に説明します。

○【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面

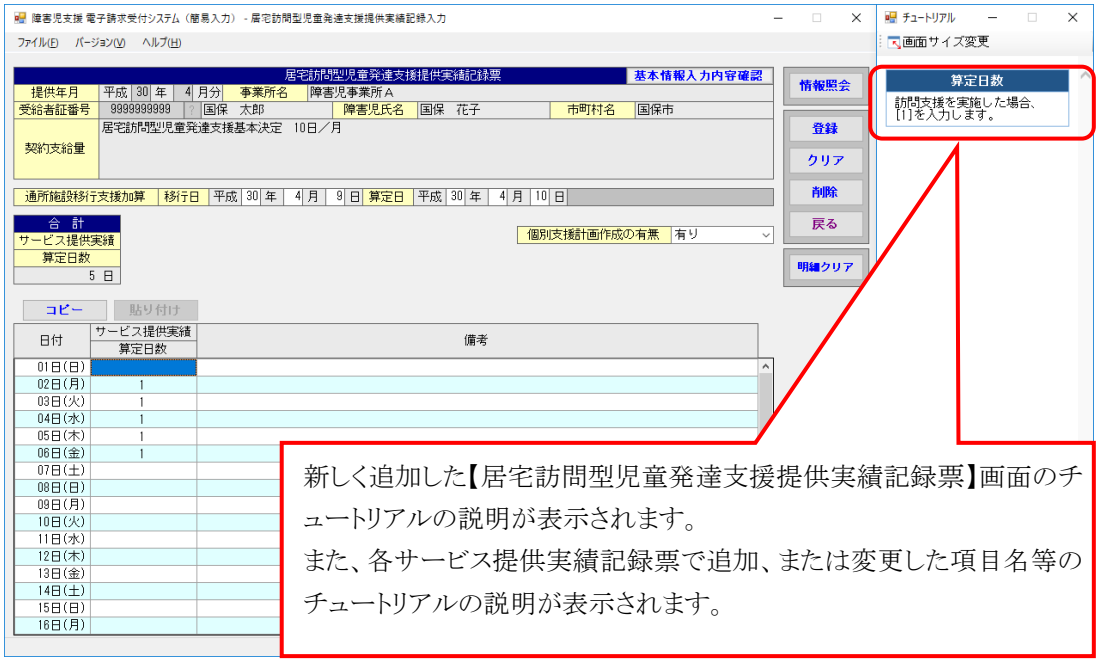

新しく追加した【居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票】画面のチュートリアルの説明が表示されます。
また、各サービス提供実績記録票で追加、または変更した項目名等のチュートリアルの説明が表示されます。

4.24. 自動アップデート設定

4.24.1. 画面の変更

【自動アップデート設定】画面において、「手動でアップデートを確認する」の説明を変更しました。

○【自動アップデート設定】画面

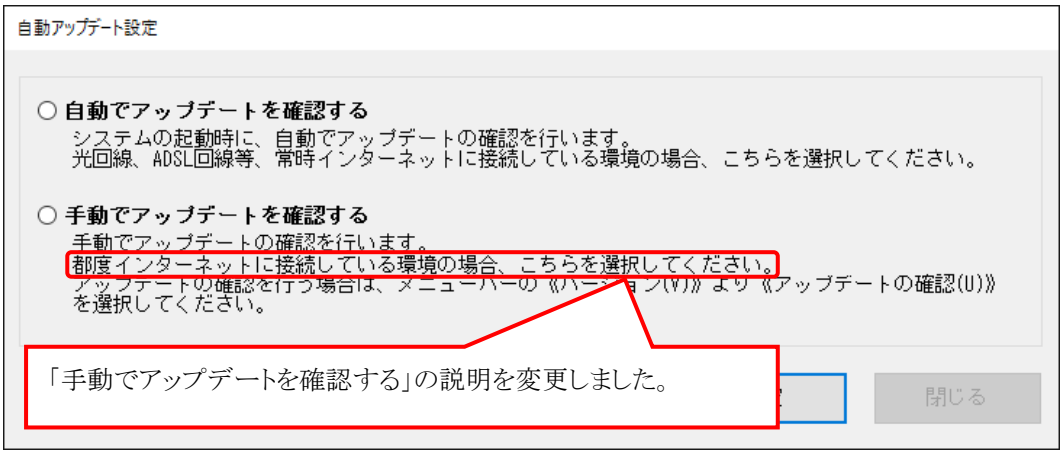

5. レベルアップ後の設定手順について

レベルアップ後の設定手順について、説明します。

5.1. 平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応に対する設定手順

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応に対する請求を行うための設定手順は、以下の通りです。

[平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応に対する請求を行うための設定手順]

1.簡易入力システム Ver2.22 の起動	簡易入力システムVer2.22にレベルアップ後、簡易入力システムVer2.22を起動します。 起動後、【事業所選択】画面で事業所を選択し、[ログイン]ボタンをクリックします。

↓

2.地域区分の登録	平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応による地域区分の見直しに伴い、平成 30 年度の正しい地域区分が登録されているか確認します。 地域区分の確認については、[P152　5.2. 地域区分の確認]を参照してください。

↓

3.基本情報の登録	平成30年4月制度改正・報酬改定等への対応により追加・変更された基本情報について、平成 30 年 4 月以降で以下の情報の登録が必要です。 ① 事業所情報 ② 受給者情報 ③ 契約内容情報 新たに追加・変更となった基本情報の登録方法については、[P153　5.3. 基本情報の登録]を参照してください。 なお、事業所の届出内容や受給者の支給決定等に追加・変更がなければ、そのまま「4.実績記録票の入力」以降の作業を行います。

↓

4.実績記録票の入力	平成 30 年 4 月からの実績記録票を入力します。 平成30年4月制度改正・報酬改定等への対応に伴う実績記録票の変更点については、[P64　4.17. サービス提供実績記録入力]を参照してください。

5.請求明細書の入力	請求明細書自動作成により作成された請求明細書の確認を行います。 または新規に請求明細書を入力します。

6.請求情報の作成、請求情報の送信	入力された請求情報で請求情報を作成後、請求情報を送信します。

5.2. 地域区分の確認

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応による地域区分の見直しに伴い、平成 30 年度の正しい地域区分が登録されているか確認します。

更新が必要となる地域区分については、以下の通りです。

[平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により更新が必要となる地域区分]

平成 29 年度の地域区分(8 区分)	平成 30 年度の地域区分(8 区分)	地域区分の更新の要否
一級地	一級地	不要
二級地	二級地	不要
	三級地	必要
	四級地	必要
	五級地	必要
三級地	三級地	不要
	四級地	必要
	五級地	必要
四級地	四級地	不要
	五級地	必要
	六級地	必要
	七級地	必要
五級地	三級地	必要
	四級地	必要
	五級地	不要
	六級地	必要
	七級地	必要
	その他	必要
六級地	五級地	必要
	六級地	不要
	七級地	必要
	その他	必要
七級地	六級地	必要
	七級地	不要
	その他	必要
その他	五級地	必要
	六級地	必要
	七級地	必要
	その他	不要

5.3. 基本情報の登録

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応による新しい報酬で平成 30 年 4 月からの請求を行う場合、平成 30 年 4 月以降で基本情報の登録が必要です。

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加・変更となった基本情報の登録内容については、以下の通りです。

①事業所情報

提供しているサービス毎に【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により追加・変更された算定項目について、《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の情報として登録します。

提供しているサービス毎の登録内容については、[P154　提供しているサービス毎の登録内容]を参照してください。

○【事業所情報(明細)】画面《算定項目》タブ

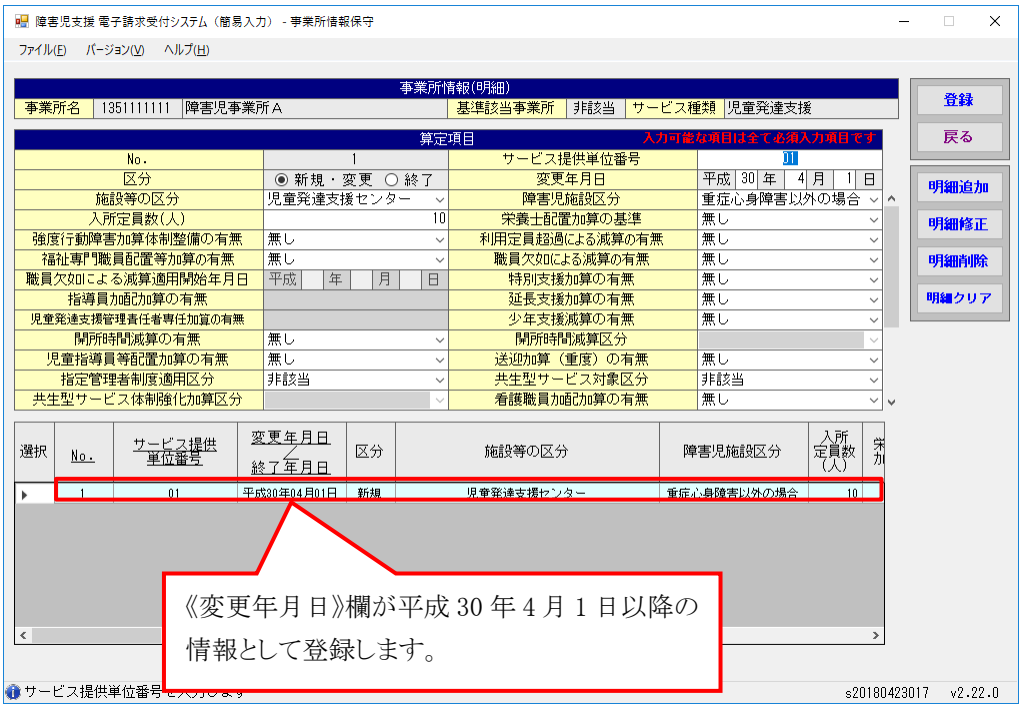

[提供しているサービス毎の登録内容]

【凡例】○:新たに登録必須　△:設定値変更に伴い登録内容の確認・変更が必要　×:登録不可　－:確認不要

No	算定項目名	提供しているサービス							
		障害児相談支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	障害児入所支援	医療型障害児入所支援
1	強度行動障害加算体制整備の有無	－	○	－	○	－	－	－	－
2	看護職員配置加算の有無(※1)	－	－	－	－	－	－	△	－
3	心理担当職員配置加算の有無(※1)	－	－	－	－	－	－	△	△
4	職員欠如による減算適用開始年月日	－	○	－	○	－	－	－	－
5	指導員加配加算の有無	－	×	－	×	－	－	－	－
6	児童発達支援管理責任者専任加算の有無	－	×	×	×	×	－	×	×
7	地域区分	－	－	－	－	－	○	－	－
8	保育職員加配加算の有無	－	－	△	－	－	－	－	○
9	相談支援特定事業所加算の有無(※2)	△	－	－	－	－	－	－	－
10	訪問支援員特別加算の有無	－	－	－	－	－	○	－	－
11	指定管理者制度適用区分	－	○	○	○	○	○	○	○
12	共生型サービス対象区分	－	○	－	○	－	－	－	－
13	共生型サービス体制強化加算区分	－	○	－	○	－	－	－	－
14	看護職員加配加算の有無	－	○	－	○	－	－	－	－
15	看護職員加配加算(重度)の有無	－	○	－	○	－	－	－	－
16	障害児状態等区分	－	－	－	○	－	－	－	－
17	未就学児等支援区分	－	○	－	－	－	－	－	－
18	児童指導員等加配加算の有無	－	－	－	－	－	－	○	－
19	児童指導員等加配加算(Ⅰ)の有無	－	○	－	○	－	－	－	－
20	児童指導員等加配加算(Ⅱ)の有無	－	○	－	○	－	－	－	－
21	自己評価結果等未公表減算の有無	－	○	－	○	－	－	－	－
22	行動障害支援体制加算の有無	○	－	－	－	－	－	－	－
23	要医療児者支援体制加算の有無	○	－	－	－	－	－	－	－
24	精神障害者支援体制加算の有無	○	－	－	－	－	－	－	－
25	児童発達支援管理責任者欠如減算の有無	－	○	－	○	○	○	－	－
26	児童発達支援管理責任者欠如 減算適用開始年月日	－	○	－	○	○	○	－	－
27	地域生活支援拠点等区分	○	○	○	○	○	○	○	○
28	基準該当事業所区分	－	○	－	○	－	－	－	－

※1 《変更年月日》欄が平成30年3月以前、かつ《看護職員配置加算の有無》欄、《心理担当職員配置加算の有無》欄、または《保育職員加配加算の有無》欄に[有り]を登録している場合、《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月以降は[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録してください。

※2 《変更年月日》欄が平成 30 年 3 月以前、かつ《相談支援特定事業所加算の有無》欄に[有り]を登録している場合、《変更年月日》欄が平成 30 年 4 月以降は[Ⅰ]、[Ⅱ]、[Ⅲ]、または[Ⅳ]で登録してください。

②受給者情報

（ｉ）支給決定情報

平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定等への対応により、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援において、決定サービスコードが追加されました。

受給者に追加された決定サービスコードの支給決定が行われた場合、【受給者情報(支給決定)】画面において、《支給決定開始日》欄が平成 30 年 4 月 1 日以降の情報として登録します。

○【受給者情報(支給決定)】画面

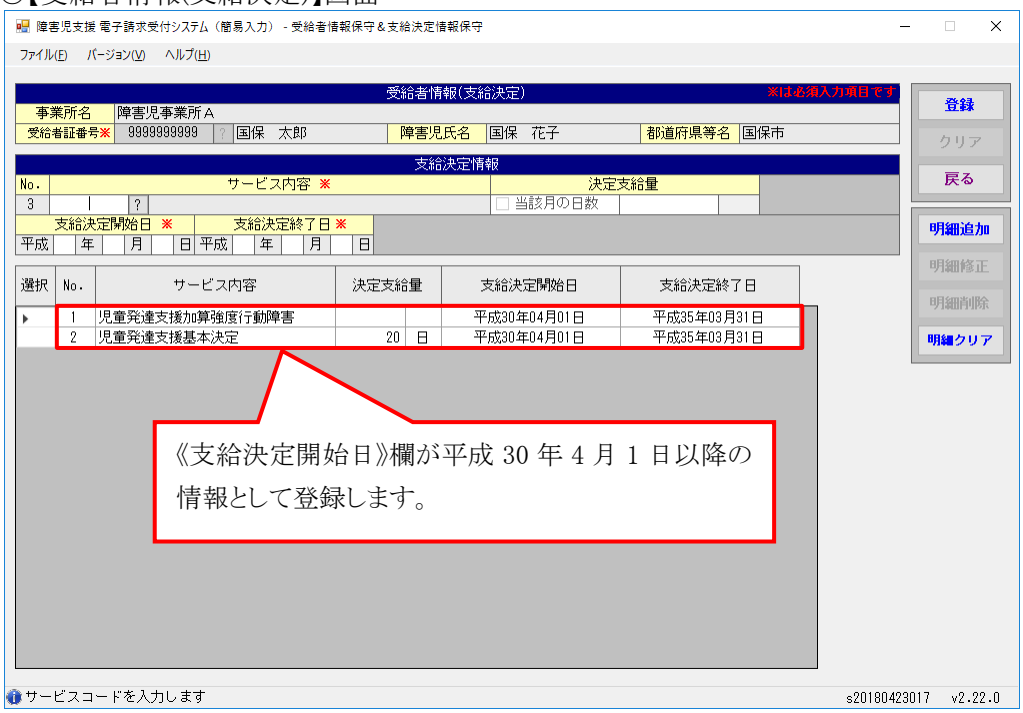

[追加された決定サービスコード]

No	サービス種類	サービスコード	サービス内容
1	児童発達支援	610908	児童発達支援加算強度行動障害
2	放課後等デイサービス	630908	放課後等デイサービス加算強度行動障害
3	居宅訪問型児童発達支援	650923	居宅訪問型児童発達支援加算特別地域加算対象者
4		651000	居宅訪問型児童発達支援基本決定

③契約内容情報

平成30年4月制度改正・報酬改定等への対応により、居宅訪問型児童発達支援において、決定サービスコードが追加されました。

また、平成30年4月制度改正・報酬改定等への対応により、一部の決定サービスコードについて、契約内容情報の登録が必須となりました。

受給者に、追加された決定サービスコードの支給決定が行われた場合、または登録が必須となった決定サービスコードの支給決定が行われた場合、【契約内容情報保守】画面において、《契約開始日》欄が平成30年4月1日以降の情報として登録します。

○【契約内容情報保守】画面

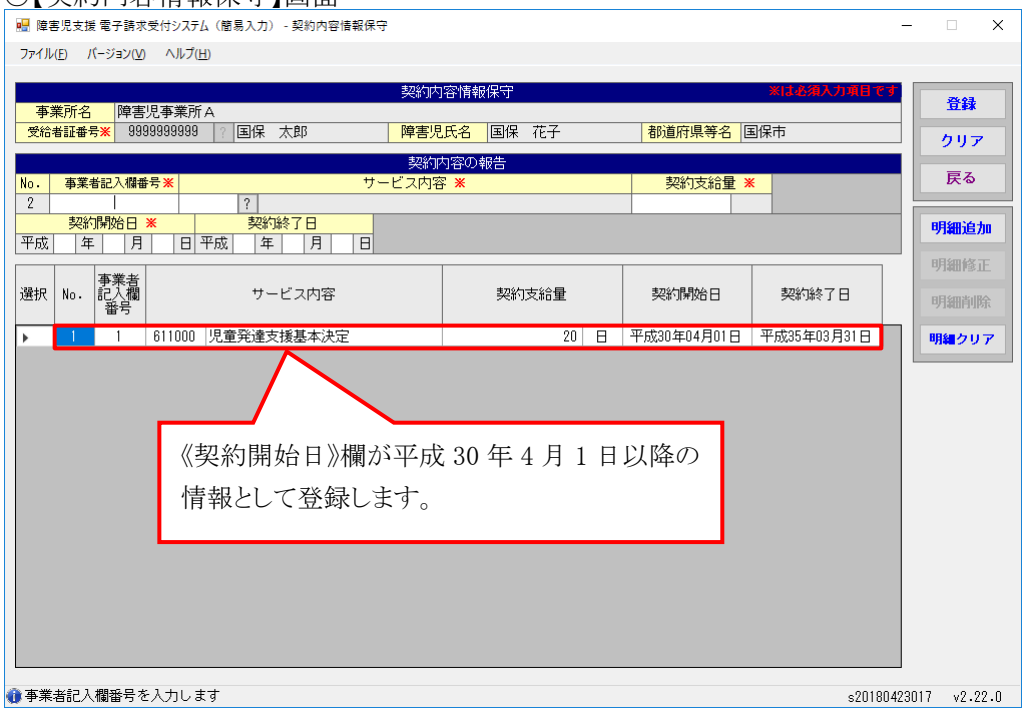

[追加された決定サービスコード]

No	サービス種類	サービスコード	サービス内容
1	居宅訪問型児童発達支援	651000	居宅訪問型児童発達支援基本決定

[契約内容情報の登録が必須となった決定サービスコード]

No	サービス種類	サービスコード	サービス内容
1	児童発達支援	611000	児童発達支援基本決定
2		612000	児童発達支援基本決定(難聴児)
3		613000	児童発達支援基本決定(重症心身障害児)
4	医療型児童発達支援	621000	医療型児童発達支援基本決定(肢体不自由児)
5		622000	医療型児童発達支援基本決定(重症心身障害児)
6	放課後等デイサービス	631000	放課後等デイサービス基本決定
7		632000	放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)
8	保育所等訪問支援	641000	保育所等訪問支援基本決定
9	居宅訪問型児童発達支援	651000	居宅訪問型児童発達支援基本決定

6. トラブルシューティング

簡易入力システム Ver2.22 を利用するにあたり問題が発生した場合、このトラブルシューティングから解決方法を試してください。トラブルシューティングを試してみても解決しない場合、電子請求受付システムにログインし、【FAQ】画面の内容を確認してください。それでも解決しない場合、ヘルプデスクにお問い合わせください。問い合わせについては[P160 7. 問い合わせ]を参照してください。

(1) Question 簡易入力システム Ver2.22 のインストールに失敗した

Answer

簡易入力システム Ver2.22 のインストールに失敗した場合、パソコンを再起動し、再度インストールしてください。

再起動してインストールしても失敗する場合、簡易入力システムをアンインストールし、再度インストールしてください。

それでもインストールに失敗する場合、エラー内容を確認し、ヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) Question 簡易入力システム Ver2.22 にレベルアップ後、簡易入力システム Ver2.22 を起動したが、変換処理が実行されない

Answer

簡易入力システム Ver2.22 を起動した時に変換処理が実行されない場合、既にデータが最新の様式に変換されています。この場合、変換処理が実行されませんので、そのまま利用してください。

(3) Question 過去の簡易入力システムのバージョンでバックアップしたデータを簡易入力システム Ver2.22 でリストアしたい

Answer

過去のバージョンの簡易入力システム(Ver2.21 以下のバージョン)でバックアップしたデータを、簡易入力システム Ver2.22 にリストアできます。

リストアによって古い様式のデータに置き換わります。そのため、簡易入力システム Ver2.22 起動時に、データを最新の様式に変換する処理が発生します。変換処理後、簡易入力システム Ver2.22 を利用することができます。

(4) Question　過去のバージョンの簡易入力システムをアンインストールしてしまったが、過去のバージョンの簡易入力システムが入手できない

Answer

簡易入力システム Ver2.22 のインストールには、過去のバージョンの簡易入力システムの事前インストールは必要ありません。

そのため、簡易入力システムの自動アップデート機能により簡易入力システム Ver2.22 にレベルアップを行うか、電子請求受付システムの【ダウンロード】画面より、簡易入力システム Ver2.22 をダウンロードし、インストールしてください。

また、過去のバージョンの簡易入力システムをアンインストールしても、データはパソコンから削除されていませんので、簡易入力システム Ver2.22 のインストールを行うことにより、過去のバージョンの簡易入力システムのデータを使用することができます。

アンインストール前と同じインストール先にインストールすることにより、アンインストール前のデータを引き続き使用することができます。アンインストール前とインストール先が異なる場合、過去のバージョンの簡易入力システムのデータは使用できません。

7. 問い合わせ

■ヘルプデスクへお問い合わせの前に・・・

① 各マニュアル記載のトラブルシューティングを確認してください。
② 電子請求受付システムの【FAQ】画面の内容を確認してください。
③ 上記の確認を行っても解決しない場合、ヘルプデスクにお問い合わせください。

お問い合わせ先については、【問い合わせ先案内】画面及び電子請求受付システムの【FAQ】画面に掲載しております。

■お問い合わせ先■
障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

E-mail：mail@support-e-seikyuu.jp
※ 問い合わせ票に必要事項を記入のうえ、メールに添付してください。

TEL：0570－059－403
※ お問い合わせいただいた際の通話は、応対品質向上及び
お問い合わせ内容の正確な把握のため、録音しております。
あらかじめご了承ください。
FAX：0570－059－433

≪受付時間≫
請求期間(毎月1～10日)の受付時間
平日 10：00～19：00
土曜日 10：00～17：00
※ 請求期間中に受付を行う詳細な日時については、
「お知らせ」をご参照ください。
請求期間以外(毎月11日～月末)の受付時間
平日 10：00～17：00
※ 土・日・祝日の受付は行いません。

※ E-mail、FAX でのお問い合わせにご協力をお願いします。

※ 回答をスムーズに行うために、お問い合わせの際は、事前に問い合わせ票の内容を確認のうえ、お問い合わせいただきますようお願いします。

※ 問い合わせ票は、【FAQ】画面よりダウンロードできます。また、問い合わせ票入力の機能を利用し、作成することができます。

簡易入力システム　レベルアップマニュアル(障害児支援編)

変更履歴

No	変更年月日	版数	変更ページ	変　更　内　容
1	2018/5/8	Ver 2.22.2 対応版	2	[1. 修正内容] ■表に以下を追加 No.1 事業所選択 ※以降のNo.は繰り下げ
2	2018/5/8	Ver 2.22.2 対応版	13、14、16、19	[2. 簡易入力システムVer2.22のインストール方法] ■以下のバージョンが記載されている説明及び画面を変更 変更前 2_22_1 変更後 2_22_2
3	2018/5/8	Ver 2.22.2 対応版	13～16、21～23、26	[2. 簡易入力システムVer2.22のインストール方法]～[3. 動作確認方法] ■以下のバージョンが記載されている説明及び画面を変更 変更前 2_22_1 変更後 2_22_2
4	2018/5/8	Ver 2.22.2 対応版	20、21	[3.1. 簡易入力システムの機能] ■手順1.について、[Point！暫定的な新元号に関するレジストリ情報のチェックについて]を追加 ■以下のバージョンが記載されている画面を変更 変更前 s20180423017 変更後 s20180508011
5	2018/5/8	Ver 2.22.2 対応版	22～24	[3.2. バージョン情報の確認] ■以下のバージョンが記載されている画面を変更 変更前 s20180423017 変更後 s20180508011 ■手順3.について、注釈を修正 変更前 ※　今回のレベルアップでは、《バージョン》欄は、[2.0.0]～[2.22.0]が表示されます。 変更対象の画面については、[P24　バージョン情報表示項目]を参照してください。 **なお、[2.22.1]のレベルアップに伴う、各機能の《バージョン》欄の変更はありません。** 変更後 ※　今回のレベルアップでは、《バージョン》欄は、[2.0.0]～[2.22.2]が表示されます。 変更対象の画面については、[P24　バージョン情報表示項目]を参照してください。

変更履歴

No	変更年月日	版数	変更ページ	変　更　内　容
5	2018/5/8	Ver 2.22.2 対応版	22～24	■表[バージョン情報表示項目]のバージョンを修正 変更前 《画面名》欄　メニュー 《バージョン》欄　2.22.0 《画面名》欄　児童発達支援提供実績記録票 《バージョン》欄　2.22.0 《画面名》欄　医療型児童発達支援提供実績記録票 《バージョン》欄　2.22.0 《画面名》欄　放課後等デイサービス提供実績記録票 《バージョン》欄　2.22.0 変更後 《画面名》欄　メニュー 《バージョン》欄　2.22.2 《画面名》欄　児童発達支援提供実績記録票 《バージョン》欄　2.22.2 《画面名》欄　医療型児童発達支援提供実績記録票 《バージョン》欄　2.22.2 《画面名》欄　放課後等デイサービス提供実績記録票 《バージョン》欄　2.22.2